

福岡市環境教育・学習計画

（第三次）



福岡市

環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言

ふくおか環境元年宣言

私たちのまちは、さまざまな表情を見せる玄界灘の白波や筑紫野の緑、脊振の山々とふれあえる自然に恵まれた都市です。

私たちは、二千余年、アジア太平洋とかかわりを持ちながら、人びとが生き、生活してきたこの豊かな環境を受け継ぎ、ここに新たな文化を築き、暮らしています。

私たちは、この環境を、より良いものとしていくとともに、次の世代に確実に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、一人ひとりの生活が、地球の環境にまで影響を及ぼしていることを自覚し、私たちの環境をすべての人びとと共に大切にし、生きていくことを決意します。

ここに私たちは、環境とのきずなを深め、自然と人間が共に生きるために、「わたし」が行動することを宣言します。

1. 私たちは、住んでいる地域や地球の環境について十分に学び、うるおいのある環境の創造に努めます。
2. 私たちは、資源を大切にし、エネルギーを節約するなど、いつも地球と共に生きる暮らしのあり方をめざします。
3. 私たちは、小さな努力を積み重ね、たがいに協力し、生きものと共に住める緑豊かな都市（まち）づくりに参加します。
4. 私たちは、自然との調和のなかで、すべての人びと、未来の世代と地球の恵みをわかちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

平成4年6月14日

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨 ～未来へのちつなぐまちを目指して～	2
(1) 位置づけ	3
(2) 計画期間	3
2 環境教育・学習の意義	4
 第2章 環境教育・学習の取組みの視点	 7
1 取組みの視点 ～環境保全・創造に向けた人づくり・地域づくり～	8
(1) 環境保全・創造に向けた「人づくり」	9
(2) 環境保全・創造に向けた「地域づくり」	9
2 環境教育・学習の取組みの視点と福岡市総合計画等	11
(1) 福岡市総合計画	11
(2) 県・国の環境施策の方針	12
 第3章 各主体の関係と現状・課題、そして10年後の姿	 15
1 各主体の関係	16
2 各主体における現状・課題、そして10年後の姿	18
(1) 市民	18
(2) 市民団体	24
(3) 学校等	28
(4) 事業者	34
(5) 行政(福岡市)	40
(6) 各主体の関わりと、環境教育・学習の全体像	42

第4章	福岡市（行政）の施策の展開	53
1	施策の基本的方向と具体的施策	54
	基本的方向1 市民一人ひとりの、環境保全活動実践を支援・促進する	55
	基本的方向2 市民団体の自主的な活動を支援・促進する	58
	基本的方向3 学校等における環境教育・学習を支援・促進する	60
	基本的方向4 事業者の環境保全活動実践を支援・促進する	62
	基本的方向5 行政が率先して環境保全活動を実践する	64
	基本的方向6 多様な環境教育プログラム・教材等を提供する	66
	基本的方向7 リーダーやコーディネーターを育成・把握するとともに、 活躍を促進する	68
	基本的方向8 各主体やその取組み、環境に関する必要な情報を提供する	69
	基本的方向9 各主体の共働・連携を促進する	71
2	区のまちづくりにおける環境関連の目標・取組み	73
	(1) 東区	73
	(2) 博多区	73
	(3) 中央区	74
	(4) 南区	74
	(5) 城南区	75
	(6) 早良区	75
	(7) 西区	76
3	福岡都市圏・福岡県・国における環境関連の取組み	77
	(1) 福岡都市圏	77
	(2) 福岡県	77
	(3) 国	78
第5章	環境教育・学習の着実な歩みを進めるために	81
1	計画推進の流れ	82
2	成果指標	83
資料編		85



第

章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨 ～未来へのちつなぐまちを目指して～

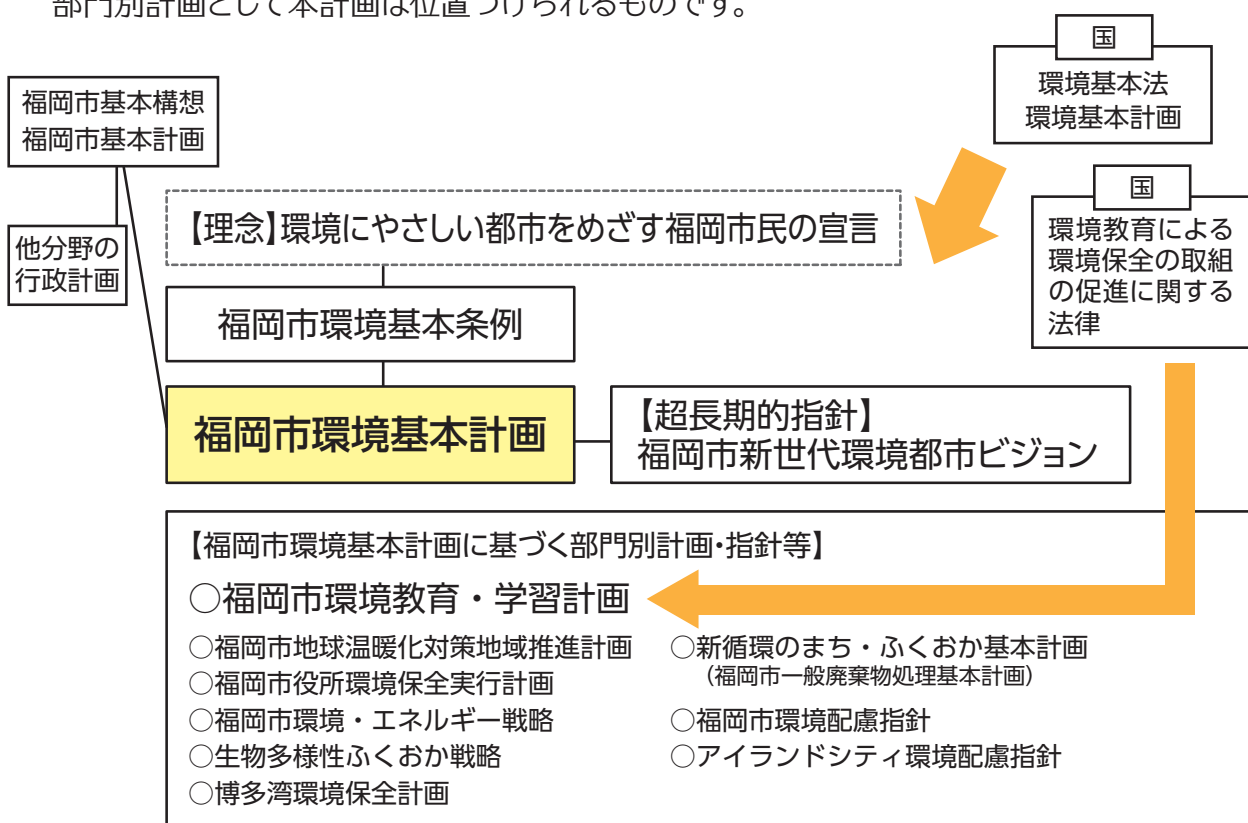
- 福岡市では、平成4年に市民の手により、「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言（ふくおか環境元年宣言）」及び同行動計画が策定され、環境にやさしい都市の実現に向けての取組みが始められました。この宣言には、環境について「学び」、環境にやさしく「ふるまい」、みんなで協力して取組みを「行い」、そして、地域・世代を超えた人々により良い環境を「つなぐ」ために、「わたし」が行動することが宣言されています。
- この宣言及び行動計画を受けて平成8年9月に制定された「福岡市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定める「福岡市環境基本計画」を策定してさまざまな取組みを進めています。
- 「福岡市環境教育・学習計画」は、社会全体の環境に関する認識の向上を図り、環境の保全及び創造に関する行動への参加を促進するため、「福岡市環境基本計画」の部門別計画として策定するものです。
- 平成18年7月に第二次計画を策定した当時は、ごみ処理量の増加や温室効果ガスであるCO₂排出量の増加、自動車交通に起因する大気汚染や騒音問題、博多湾の水質、自然環境の保全・自然とのふれあいなどが主な課題となっていました。第二次計画策定後、市民・団体・学校・事業者・行政が一体となって、環境の保全・創造に向けたさまざまな取組みを進めてきた結果、ごみ減量やリサイクルの推進、自動車部門でのCO₂排出量の削減などについては一定の成果がありました。
- 一方で、家庭・業務部門をはじめとしたCO₂の削減や、博多湾の水質改善など、一定の進展はあるものの引き続き解決すべき課題が残されている分野もあります。さらに、地球温暖化の進行と気候変動がもたらす豪雨の頻発といった異常気象の増加や、生物多様性をめぐる危機、再生可能エネルギーに関する意識の変化、黄砂や微小粒子状物質（PM2.5）といった越境大気汚染物質に対する不安の高まりなど、環境問題に対する市民の関心はますます高まっており、従来の環境政策のあり方に大きな変化が求められています。
- このような中、現在の環境の状況や社会経済状況などの変化に対応するため、平成26年9月に「福岡市環境基本計画（第三次）」を策定し、めざすまちの姿として「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」を掲げました。また、この実現に向け、4つの

施策分野ごとに具体的なめざすまちの姿を設定しています（「快適で良好な生活環境のまち」「市民がふれあう自然共生のまち」「資源を活かす循環のまち」「未来につなぐ低炭素のまち」）。これらの各分野のまちづくりを着実に進めるとともに、分野間相互の連携により、相乗的な効果を引き出すことが重要です。

- 以上を踏まえ、平成18年7月に策定した福岡市環境教育・学習計画の見直しを行うこととしました。本計画を推進し、環境教育・学習を着実に成果に結び付けていくことにより、本市の環境問題の一層の改善を図って市民の生活の質を高め、福岡市環境基本計画（第三次）の掲げる「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」の実現を目指すとともに、地球温暖化などの地球規模の環境問題について積極的に貢献していきます。

（１）位置づけ

「福岡市基本構想」で福岡市が長期的にめざす都市像を掲げ、その実現に向けた方向性を示す10年間の計画として「福岡市基本計画」を定めています。これを環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として「福岡市環境基本計画」を定めており、その部門別計画として本計画は位置づけられるものです。



（２）計画期間

福岡市環境基本計画（第三次）の計画期間である平成36年度（2024年度）までを計画期間とします。なお、計画期間内においても社会経済情勢の変化などを見ながら必要に応じて見直しを行います。

2 環境教育・学習の意義

〈環境教育・学習について〉

- 環境教育・学習とは、持続可能な社会をつくるため、人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境に配慮した行動を促し、それを地域に広げていくために、市民の学習を推進することです。
- 環境教育・学習のねらいや骨組みを具体的に明らかにし、環境教育・学習の目標を示すものとして、1975年にベオグラードで開催された「国際環境教育会議」において採択された「ベオグラード憲章」があります。
- 「ベオグラード憲章」では、環境教育・学習の目標段階を全環境とそれらにかかわる問題に対する「気づき・関心」「知識」「態度」「技能」「評価能力」「参加」の6つの段階に分け、示しています。
- 福岡市では、環境にやさしい都市・ふくおかの実現のため、平成4年に市民の手により「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の行動計画（平成14年に見直し）」が策定され、その中で、わたしたち一人ひとりが、自ら環境についての正しい理解と知識を深め（「学び」）、学んだことを個人のレベルにおいて行動に移し（「ふるまい」）、みんなで協力して環境保全の取組みを推進し（「行い」）、そして地域・世代を超えた人々に、より良い環境をつないでいく（「つなぐ」）ことが示されています。

〈環境教育・学習に係る近年の日本の動向 ～ ESDの考え方 ～〉

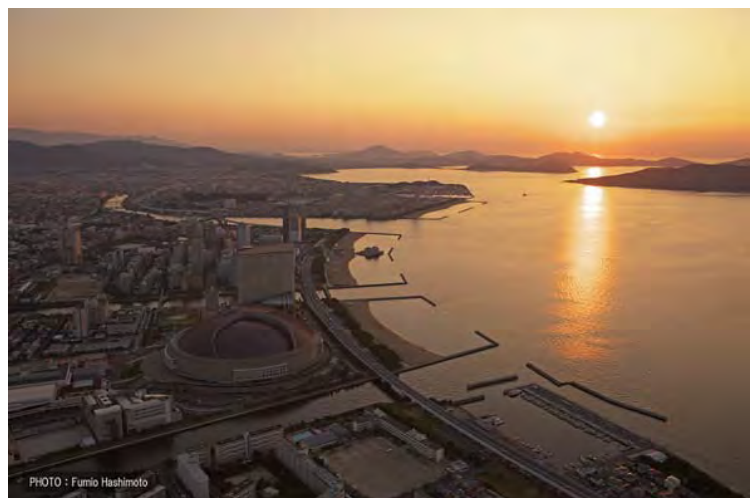
- また、環境教育・学習に係る近年の動向として、国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」（2005-2014年）の採択があり、日本でもさまざまな取組みが始まっています。最終年である2014年、愛知県名古屋市で開催されたユネスコ世界会議において、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」の開始が発表され、今後も持続可能な開発のための教育（ESD）を推進していくことが示されました。
- 持続可能な開発とは、「地球温暖化や酸性雨などに象徴される環境問題、人権侵害や異文化衝突といった社会的問題、貧富格差をはじめとする経済的な問題などの互いにつながりあう多様な課題を解決し、世界中の今の世代の人々が、次の世代の人々と結びついて、今も将来もお互い支え合い、みんなが安心して暮らすことのできる社会をつくるための、社会的公正の実現や自然環境との共生を重視した開発」を指します。



- 持続可能な開発のための教育（ESD）とは、「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」です。
- 持続可能な開発のための教育（ESD）では「行動を変革するための教育」と表現されていますが、「ベオグラード憲章」に示されている6つの段階や、「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の行動計画」の「学び、ふるまい、行い、つなぐ」においてもすでに示されているとおり、環境教育・学習は、環境とそれに関わる問題への気づきや関心を促し、それらに対する知識、態度、技能を身につけることにとどまるものではありません。環境保全の行動を自ら起こし、また参加し、さらに市民、事業者、行政などの連携・協力により時間的には将来世代へ、空間的には地球規模へよりよい環境をつないでいくというすべての段階に対する取り組みが環境教育・学習となります。このことは、ESDと深く関わり、ESDの重要な基礎を成すものと考えます。

〈未来へのちつなぐまちの実現のために〉

- さらに、平成24年6月26日に閣議決定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」において、「いのち」という観点から環境教育・学習の意義が示されています。つまり、人間と他の生物は運命共同体ともいえる関係をなしているため、お互い尊い「いのち」を持つ存在として、尊重し合うべきであり、私たちが生態系の中で生きていることを理解することは、生物の、そして人間のいのちを尊ぶ心を育てることにもつながるということです。
- 環境教育・学習は、ただ単に学校教育を指しているわけでも生涯学習を捉えているわけでもありません。あらゆるところでの「気づき」と「学び」を通して、いつも環境にとってどうなのだろうかと思うところ（＝環境マインド）を育み、環境保全への「ふるまい」「行い」が無意識に、習慣的に行われるようになることを目指した取組みです。そして、地域・世代を超えてその想いやより良い環境を「つなぐ」ことが、福岡市の目指す、持続可能で、互いの尊い「いのち」を尊重し合うまちの姿「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」の実現につながるのです。



万葉の時代から、人々が眺めてきた博多湾の夕日
「撮影者：Fumio Hashimoto」



第

章

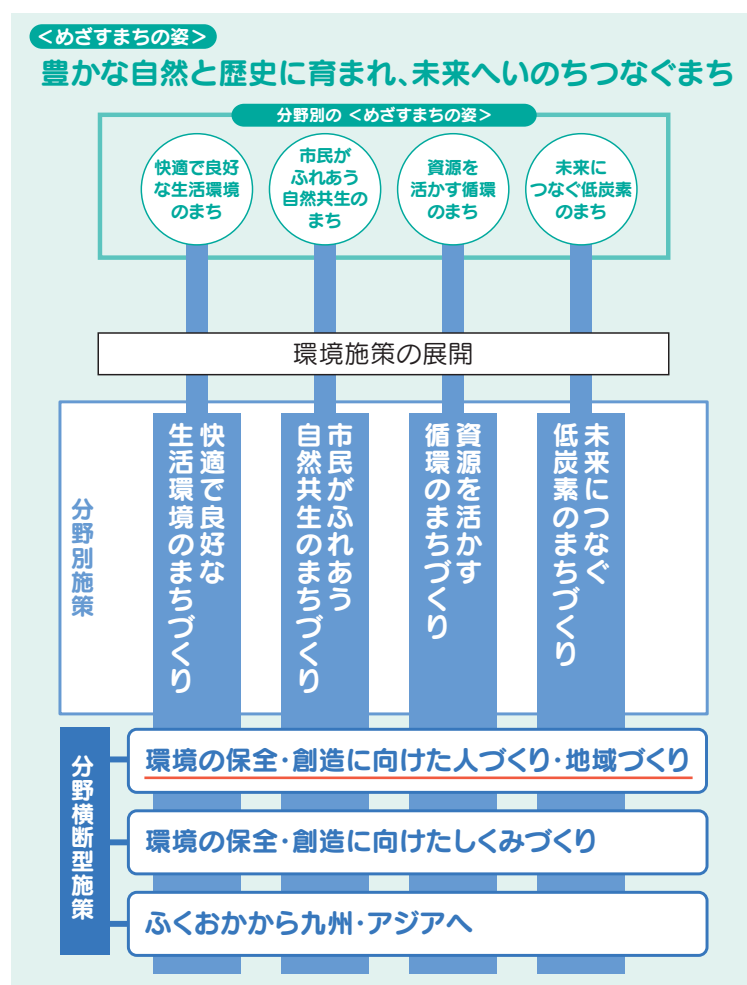
環境教育・学習の取組みの視点

1 取組みの視点 ～環境保全・創造に向けた人づくり・地域づくり～

第二次計画では「環境保全の人づくり・地域づくり」の視点に沿って、環境教育・学習を推進してきました。その結果、環境に関する市民の意識は高まっており、市民団体や学校、事業者などの各主体における環境保全活動も継続して行われていますが、各主体の取組みが「点」ととどまっているという状況があります。そのため、各主体の取組みを結びつけ、総体的に環境に対する意識や実践力を高めるとともに、幅広く環境行動の担い手である人材を育成し、その活躍を促進するため、今後も「人づくり・地域づくり」の推進が必要です。

また、第三次の環境基本計画においても、めざすまちの姿の実現のため、4つの施策分野でまちづくりを進めていくとともに、分野横断型の施策として、「環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり」を展開することとしています（下図参照）。

以上を踏まえ、環境教育・学習の取組みの視点として、第二次計画の視点を引き継ぎ、未来へのちつなぐための「人づくり」「地域づくり」を掲げます。



福岡市環境基本計画（第三次）より

（１）環境保全・創造に向けた「人づくり」

めざすまちの姿の実現に向けては、行政だけでなく、市民・市民団体・学校・事業者も含めた各主体が環境の保全・創造に向け主体的に行動することが必要となることから、各々が基本的なモラル・マナーを身につけることはもちろんですが、以下の3つの要素を備えた未来へのちをつなぐための「人づくり」に取り組んでいくことが必要です。特に環境行動の担い手となるリーダーやコーディネーターとなる人材の育成が求められます。

①環境マインド

（いつも環境にとってどうなのだろうかと思うところ、感性、行動する勇気）

②行動を起こす際に必要となる知識・思考・判断力

③人に思いを伝える際や共に行動する際のコミュニケーション手法やコーディネート手法などの技術



（２）環境保全・創造に向けた「地域づくり」

環境問題には、地域における問題など個人の力だけでは解決できないものがあり、また、地域の環境をより良くするうえでも、個人だけの取組みには限度があります。身近な地域の環境について、そこに関わりのある人々がつながり連携することで共通認識を持ち、協力して問題解決やより良い環境づくりに取り組むことができる、未来へのちをつなぐための「地域づくり」に取り組んでいくことが必要です。

○ 地域には、地域を構成し特徴づけるさまざまな基盤があり、それぞれの地域の特徴は異なります。

- ・自然的基盤…気候、地理、動植物・水など
- ・社会的基盤…鉄道や道路などの交通、文化ホールなどの教育文化施設、地域に根ざす伝統や風土・歴史、地域に蓄積されているノウハウや知恵など

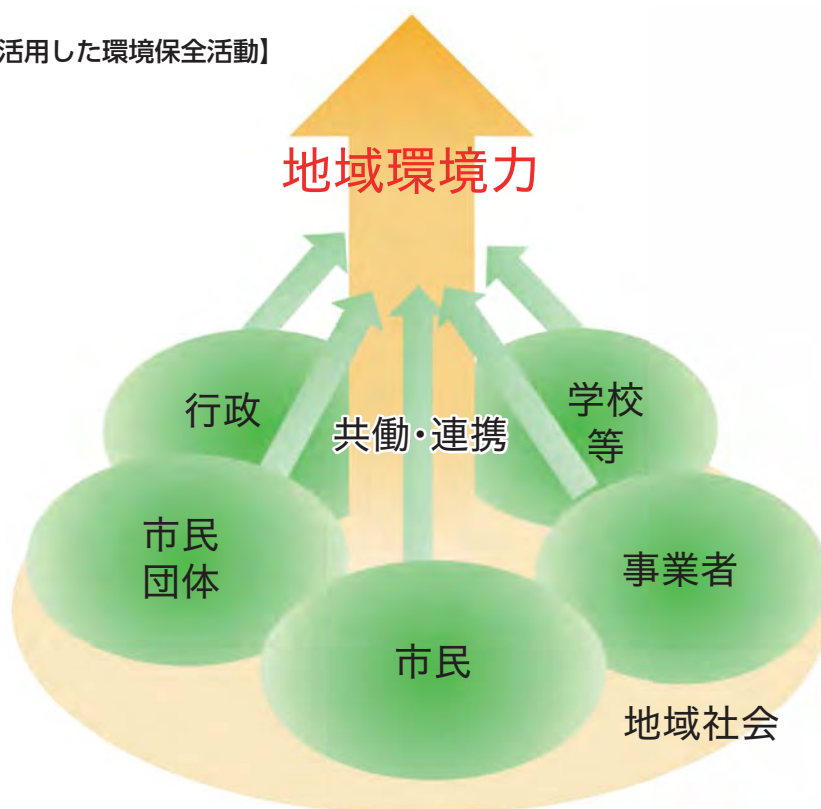
○ また、地域社会は、それぞれの自然的・社会的基盤の上で、個人・家庭・近隣（自治会など）・学校・事業者・地方公共団体・NPOなど多様な主体が社会的・経済的活動を営むことによって成り立っています。

○ 地域のさまざまな課題を解決し、より良い環境を築いていくためには、各主体が地域の特性を理解し、認識を共有することが必要です。その上で、地域社会での情報発信・提供が積極的に行われることにより、地域社会を構成するさまざまな主体が連携していくことが可能となります。

- 地域の資源が把握され、地域社会を構成する主体が連携することにより、地域社会が一つの方向性を共有し、未来へのちをつなぐために各主体がより良い環境、より良い地域を創っていかうとする意識・能力（これを「地域環境力」と呼びます。）が高まっていきます。本計画の取組みの視点として掲げた環境保全・創造に向けた「地域づくり」は、この「地域環境力」を高めることだともいえるのです。

※ 「地域社会」は、個人・家庭・近隣（自治会など）・学校・事業者・地方公共団体・NPOなど多様な主体により成り立っていますが、本計画では、環境教育・学習を担う主体として「市民」「市民団体」「学校等」「事業者」「行政」の5つを位置づけます。

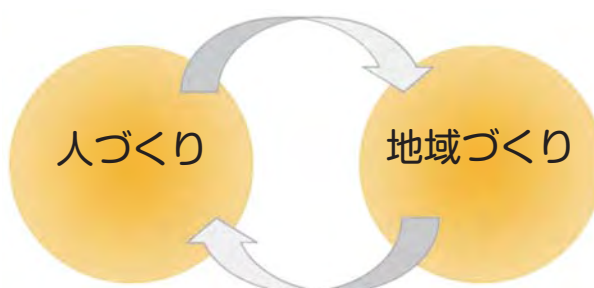
【地域環境力を活用した環境保全活動】



人づくりが地域づくりにつながり、地域が人を育てます。

また、地域社会が目標を共有し、よりよい環境のために取り組むことが地域社会の絆を深め、それにより環境などの地域の課題を解決する力もますます高まります。こうして、環境保全と地域社会の活性化を同時に達成する、「地域環境力」が高まります。

このような好循環のもと、人々が地域への誇りと愛着を持つとともに互いのいのちを尊び、支え合いながら共に生きる、未来へのちをつなぐまちを実現していきます。



2 環境教育・学習の取組みの視点と福岡市総合計画等

（1）福岡市総合計画

福岡市では、将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画である「福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画」を平成24年12月21日に策定しました。

この計画では、基本構想に掲げる都市像「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」の実現に向けて、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指すという大きな志のもと、新しい時代の都市づくりに果敢に挑戦していくことが示されています。

それは、福岡市の未来に向け、市民一人ひとりが夢と自信をもって、豊かで住みよい美しいまちを創り、経済的な成長と安全・安心で質の高い暮らしのバランスがとれたコンパクトで持続可能な都市として、アジアに貢献し、そして目標とされる都市づくりに取り組んでいくということです。



「撮影者：Fumio Hashimoto」

そのための基本戦略として、「生活の質の向上と都市の成長の好循環」を創り出すことを打ち出しており、福岡市の「住みやすさ」に磨きをかけて市民生活の質を高め、質の高い生活が人と経済活動を呼び込み、都市の成長を実現させ、都市の活力によりさらに生活の質が高まるという好循環を創ることを掲げています。

この好循環を創りだすにあたっては、自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市を実現するとともに、そこで生きる市民一人ひとりが自律し、支え合い、心豊かに暮らしていることが欠かせません。つまり、多様な市民が身近な地域の課題やまちづくりに主体的に関わり、地域コミュニティ、NPO、ボランティア、企業、行政などあらゆる主体が、それぞれの知恵やノウハウなどを持ち寄って共働り、その相乗効果によってさまざまな課題を解決することが求められます。

この時、自らの地域の環境を見つめなおし、その課題解決に向かって各主体が目標を共有し行動を起こすことを通して、環境保全の推進と同時に地域社会の活性化が期待されることから、環境教育・学習が果たす役割は非常に大きいものです。

(2) 県・国の環境施策の方針

福岡県や国においても、環境保全の取組みを推進するうえで、人づくり・地域づくりの視点を取り入れており、個々の表現に違いはありますが、環境教育・学習におけるその重要性を繰り返し確認することができます。

1) 福岡県

福岡県は、平成25年3月に「福岡県環境総合ビジョン（第三次福岡県環境総合基本計画）」を策定しています。この計画は、県民一人ひとりが物質的にも精神的にも幸福を実感できる福岡県を次世代に引き継いでいくことを目指して、環境の視点から7つの柱（①低炭素社会の構築②循環型社会の構築③自然共生社会の構築④健康で快適に暮らせる生活環境の確保⑤国際環境協力の推進⑥よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり⑦環境負荷を低減する技術・産業の振興）を設定し、それぞれの柱ごとに目指す姿を示しています。

「よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり」では、「子どもも大人も県民誰もが環境負荷の少ない行動を心がけ実践している、持続可能な魅力ある暮らしやすい地域」「個々に行われていた環境教育・環境学習や環境保全活動が広がり、地域に根ざした環境保全の取組のネットワークが拡大した社会」「経済・社会活動が「環境」をキーワードにして動き、環境負荷低減の取組が地域に定着した社会」を目指す姿に掲げています。

また、一人ひとりが環境について考え、行動し、よりよい環境を将来へ引き継いでいくことが重要であり、そのために、環境教育・学習を通じて地域の課題について自ら考え解決に向けて行動する力を育むような人づくり、そして、人づくりを支え、それらの行動を地域全体に広げ、地域に根差したものにしていくな地域づくりが不可欠であることが示されています。

2) 国

平成24年4月27日に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、持続可能な社会を構築する上で、地域資源の活用や人づくり等が極めて重要かつ不可欠な基盤になるとして、9つの優先的に取り組む重点分野の1つに、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」を位置づけています。

その中で、それぞれの地域における自然、社会、経済等の特性に合わせた地域づくりが不可欠であるとされています。また、その際に地域に存在する資源を発見し、活用する人づ



りや、地域と地域、人と人を結ぶネットワークづくりも一体的に行う必要性があることも示されています。さらに、このような地域づくり・人づくりを進めるためには、環境に関する情報の整備及びニーズに応じた情報の提供や、環境影響評価による環境配慮の促進などの基盤を整備することが求められているということも記されています。

また、環境を軸とした成長を進める上での、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性の高まりや国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の動き、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育充実の必要性から、平成23年6月15日に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布されるとともに、それに基づく基本方針が平成24年6月26日に閣議決定されました。

基本方針では、問題の本質や取組みの方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが不可欠とし、環境保全のために求められる人間像や環境教育が育むべき能力を挙げています。また、環境教育に求められる要素として、豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むことや、いのちの大切さを学ぶことなどが示されています。さらに、取組みの基本的な方向として、地域環境力を高めることの必要性が明記されています。

福岡都市圏では…

福岡都市圏では、平成23年5月に「ふくおか都市圏まちづくりプラン 第5次福岡都市圏広域行政計画」を策定しています。この計画は、「暮らす」「憩う」「結ぶ」の3つの柱を掲げ、今後10年間のまちづくりの方向性と取組みを示しています。

その中で、山地、海岸の松原、河川、公園や街路樹などの緑の連携や、玄界灘・博多湾などの海の連携、そこに暮らす多様な生きものなど、豊かな自然に住民が親しみと誇りを感じ、「かけがえのない財産」という共通認識のもとに保全し、将来にわたってその恵みを受けられるよう取組みを進めることなどが掲げられています。

福岡市では、これまでも交通、水、福祉、そして環境などの都市圏に共通する課題と一緒に取り組んできましたが、今後も各市町村が連携を一層深めて一体となり、都市圏全体として発展していくことが求められます。その際、行政単位を超えて自らを取り巻く「かけがえのない財産」という共通認識のもと、環境という観点で一つの方向性を共有することは、「地域環境力」を高めることであり、都市圏としての連携強化と、福岡市のめざすまちづくりの実現に寄与するものでもあります。



3

第

章

各主体の関係と現状・課題、そして10年後の姿

第3章

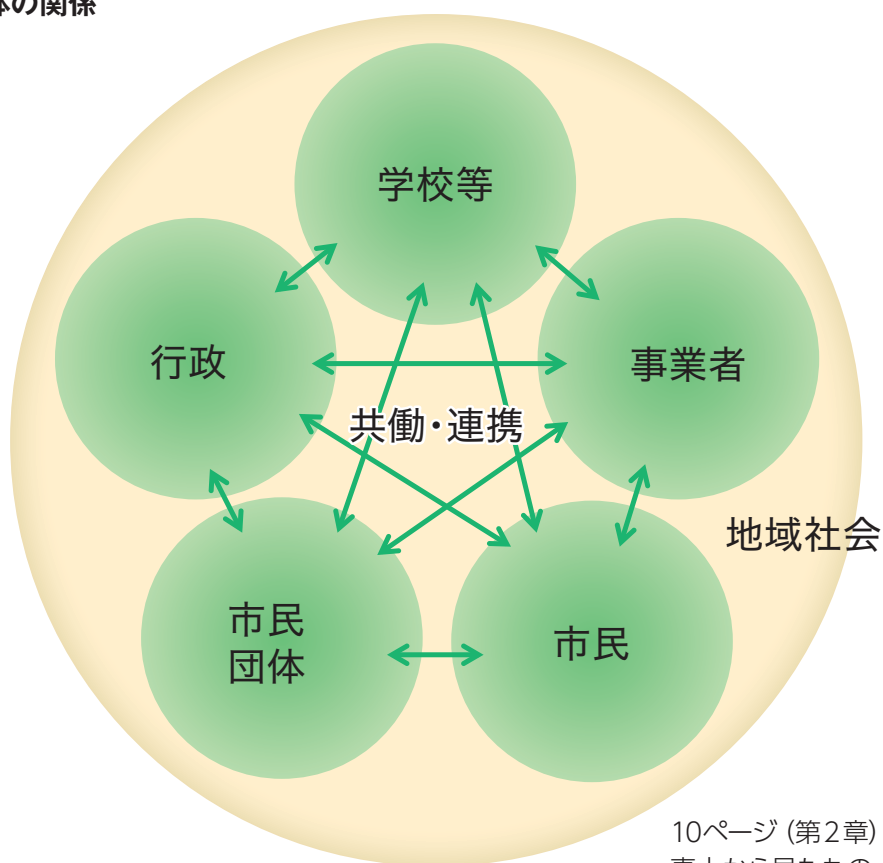
各主体の関係と現状・課題、そして10年後の姿

1 各主体の関係

環境基本計画が掲げるめざすまちの姿の実現のためには、行政だけでなく、市民・市民団体・学校等・事業者も含めた各主体（※）が地域社会の一員としての自覚を持ち、いのちを尊ぶ心を育みながら、未来へいのちつなぐまちの実現のために主体的に「学び、ふるまい、行い、つなぐ」が必要です。

また、第2章の環境教育・学習の取組みの視点を踏まえ、あらゆる主体が環境保全活動に向かう想いを高めるとともに、互いの関係を認識し、主体同士の活動が結びついた共働・連携の取組みをさらに広げていくことで、総体的に環境保全活動の実践力や課題解決力を高めていくことが欠かせません。

○各主体の関係



※市民団体に属する市民もいるというように、1つの主体にとどまらず、さまざまな主体になりうる。このように1人の人が様々な属性を持ち、各主体での機能を担っているからこそ、主体同士がつながりやすいという面もある。



学校で

—地球温暖化—

会社で

市役所で

環境局

環境局
ホームページ

市政だより

市民

事業者

28℃



市民
団体

学校

行政

共働・連携



地域で



家庭で

2 各主体における現状・課題、そして10年後の姿

(1) 市民

市民団体で活動している人も、学校に通っている学生も、企業に勤めている人も、家庭に帰れば一市民です。環境問題は、私たち一人ひとりの生活に起因しており、あらゆる世代や立場の人が生涯学習として環境について学ぶとともに、ライフスタイルを見直し、各家庭の中で環境行動を実践することが重要です。また、積極的に地域や市民団体などの環境活動に参加したり、自らの学びや活動を次世代に伝えることが、いのちつなぐまちの実現につながります。

〈現状・課題〉

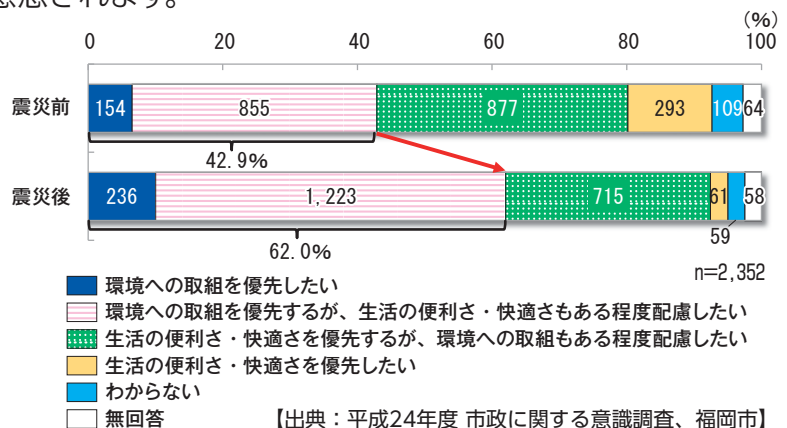
●市民の意識・行動

環境への取組みと生活の便利さ・快適さのどちらを優先したいかという意識調査に対し、環境への取組みを優先したいと回答した人の割合が東日本大震災前後で増加しており、環境への意識が高まっているといえます（図表1）。

また、日頃の環境保全行動について、『実行している』（「いつも実行している」「たまに実行している」の合計）と回答した人の割合は、「ごみの分別や出し方のルールを守る（97.8%）」「近隣騒音に気をつける（97.3%）」「節電（96.8%）」「節水（96.5%）」「食用油や食べ残しを排水口から流さない（93.8%）」の項目では9割以上となっています。全15項目中13項目が7割を超える実施状況となっており、環境保全行動の定着も進んでいることがわかります（図表2）。『実行している』人の割合が低い「環境に配慮した製品の購入（56.2%）」「屋上や壁面、ベランダの緑化（41.5%）」においても、『今後実行したい』（「実行したい」「どちらかといえば実行したい」の合計）と回答した人はそれぞれ82.4%、68.8%と実行意欲は比較的高くなっており、今後実行に移すことが期待されます（図表3）。

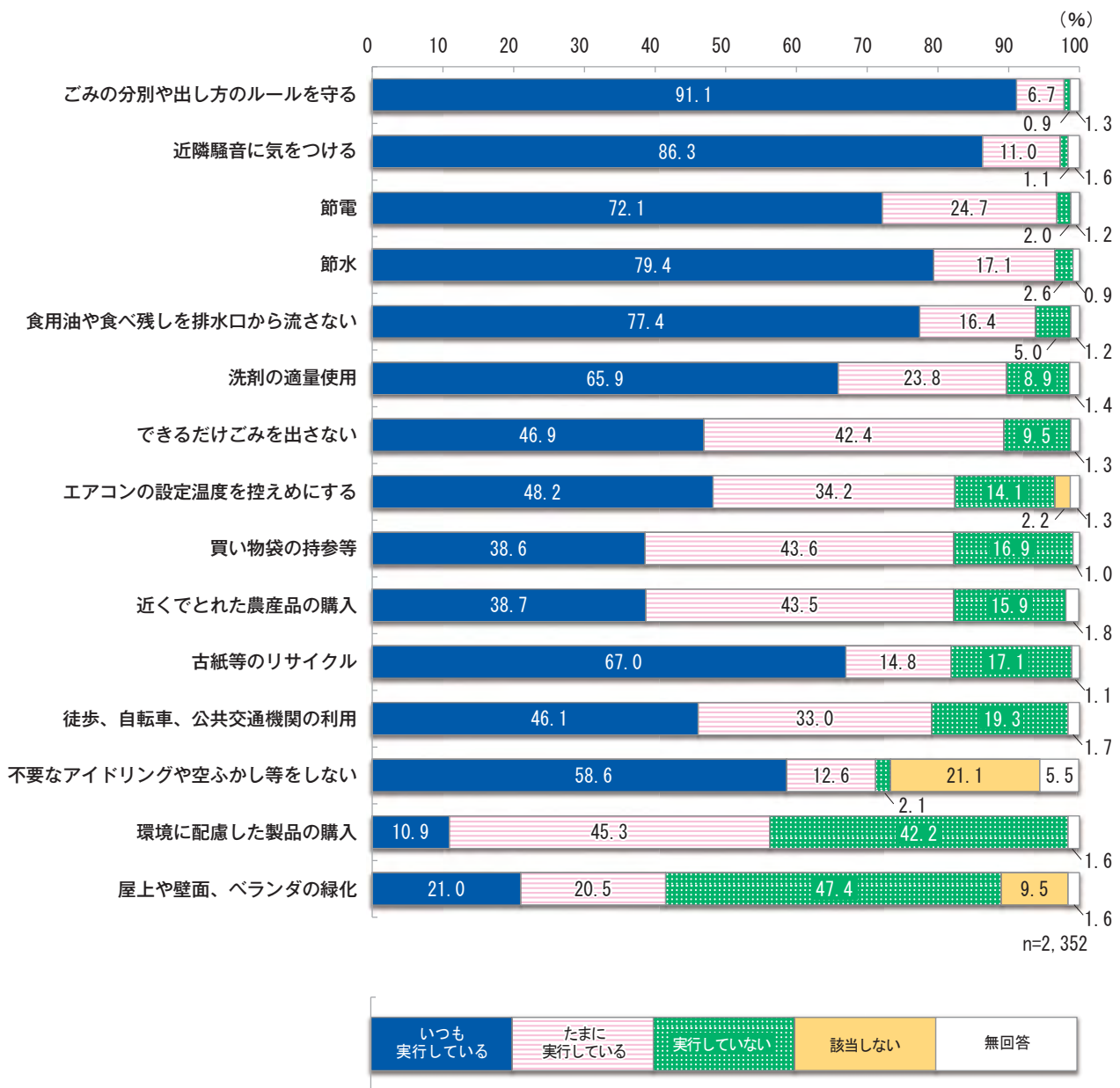
一方、行動する人とならない人とで二極化しており、その一つの要因として、環境問題を身近なものとして捉えられていないという現状があります。そのため、日常生活と環境問題の関わりに気づくことが必要です。また、若者を中心にソーシャルメディアが普及するなど、情報伝達ツールが発達する中、情報が溢れ過ぎて、反って環境に関する情報に触れる機会が少なくなっていることも懸念されます。

(図表1)
東日本大震災前後の意識の変化



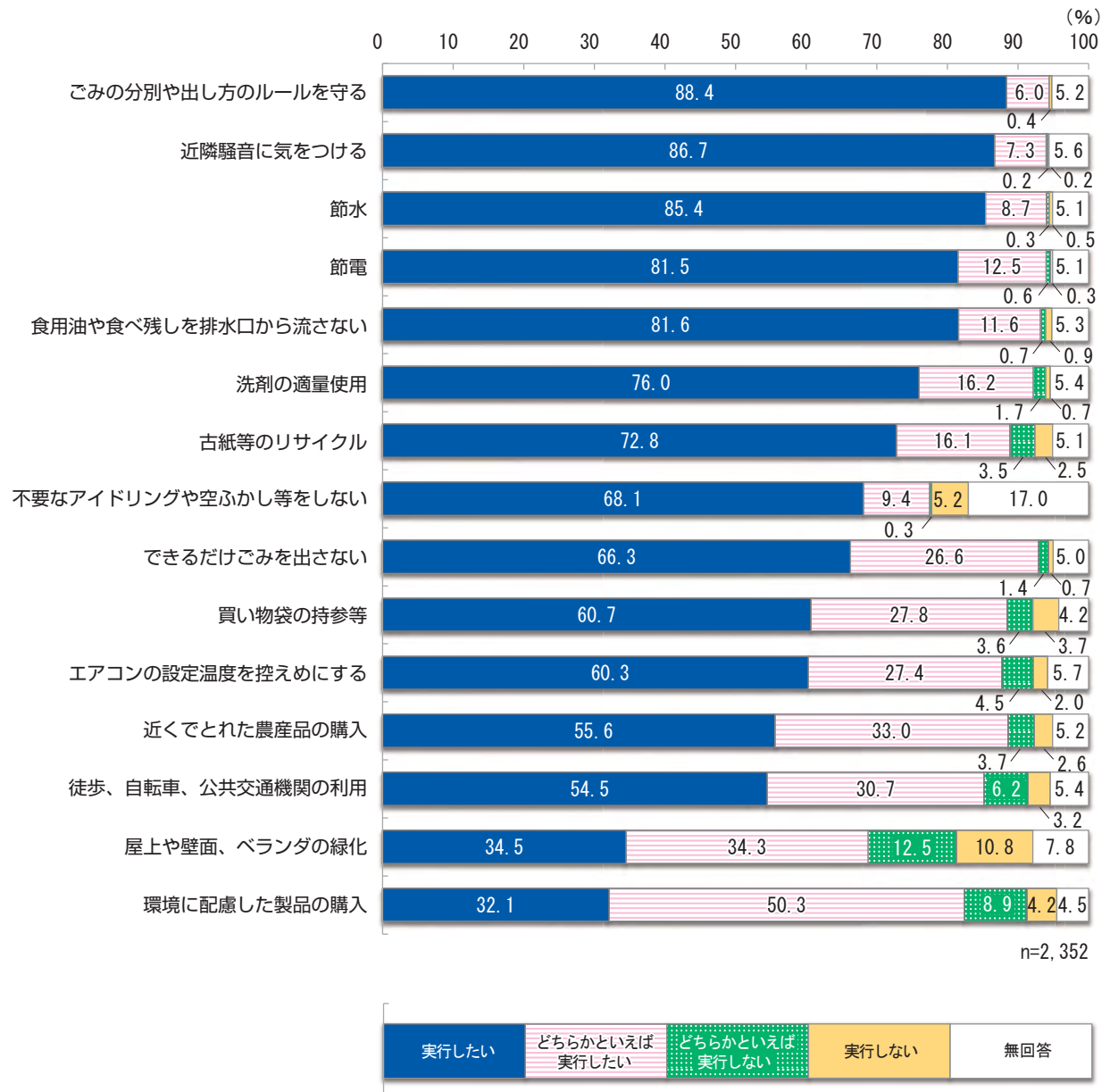


(図表2) 市民の環境保全行動の実施状況



【出典：平成24年度 市政に関する意識調査、福岡市】

(図表3) 市民の環境保全行動の今後の実施予定



【出典：平成24年度 市政に関する意識調査、福岡市】

●福岡市の人口構成の特徴（１） - 若年層・高齢者 -

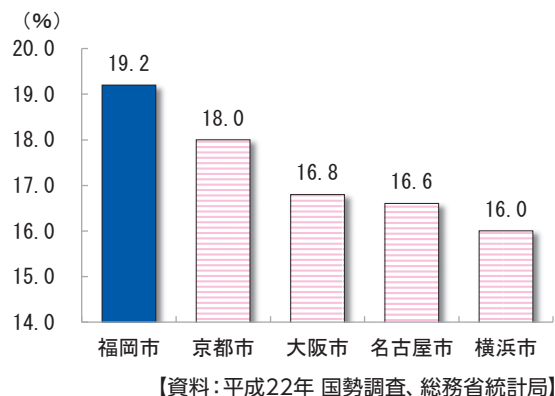
環境教育・学習は、あらゆる世代で取り組んでいくことが重要であり、幼児期に対しては感性を育むプログラムを充実するなど、ライフステージの段階に応じた生涯を通しての環境教育・学習が大切です。

その中でも、福岡市の人口構成の特徴として若者が多いことが挙げられ（図表4）、若年層への啓発は重要な課題となっています。「平成25年度家庭系可燃物組成調査」によると、若者の単身世帯が多い地域では、排出されたごみの中に含まれるリサイクル可能ごみは、他の地域に比べて多く、リサイクルの推進やごみ出しマナーを守ることをはじめ、環境配慮の意識を高める必要があります（図表5）。

また、「福岡市の将来人口推計（基礎資料）」から、今後は人口に占める高齢者の割合も増加していくため（図表6）、こうした若者や高齢者が地域とつながり、環境保全活動に取り組む、活躍することがますます重要です。

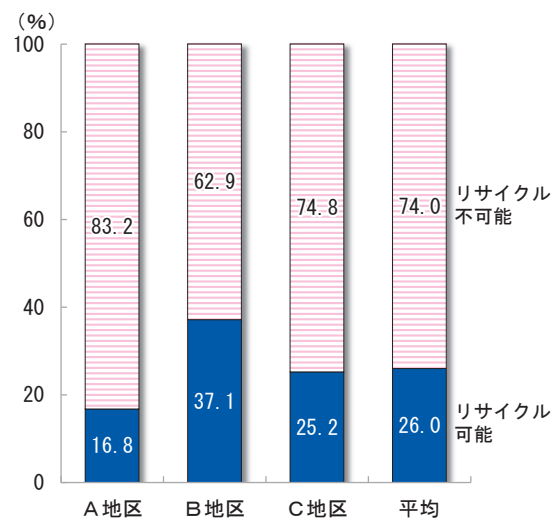
（図表4）市の人口に占める若者世代の割合

特別区及び政令指定都市の中で、人口に占める若者世代（15～29歳）の割合が最も多い。
（23特別区、20政令市）

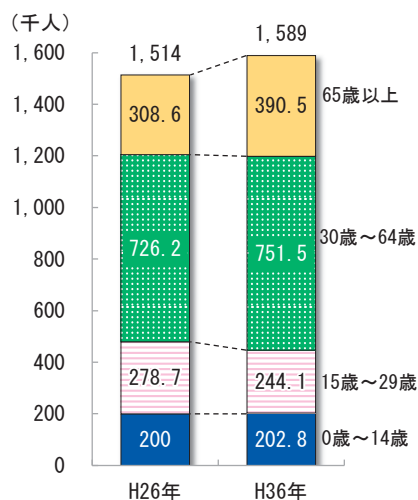


（図表5）若者のごみ出しマナー

若者の単身世帯が多いB地区では、排出された可燃ごみに含まれるリサイクル可能物の混入割合が、他の地区に比べて高い。また、不燃ごみが混入しているものも多く見られる。



（図表6）市の将来推計人口構成



現人口と計画期間である平成36年の推計人口を比較すると、総人口は増加の見込みである。特に65歳以上の人口が増加し、およそ4人に1人の割合となる推計である。

【資料：福岡市の将来人口推計（基礎資料）（H24）、福岡市】

A地区：戸建住宅が多い。
65歳～74歳の高齢者が多い。
B地区：都心部で単身世帯が多い。
20～30歳代の比率が高い。
C地区：共同住宅が多い。
年齢別構成人口は、福岡市の平均に近い。

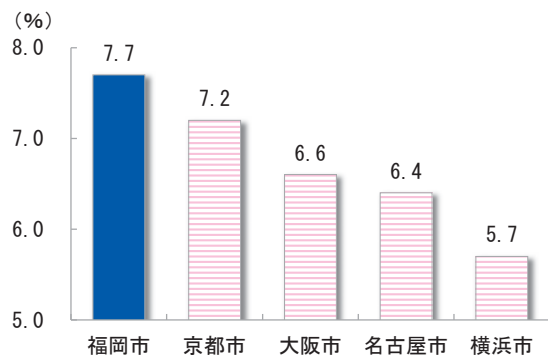
【資料：平成25年度家庭系可燃物組成調査、福岡市】

●福岡市の人口構成の特徴（２） - 転入者・外国人 -

福岡市は転入者や外国人が多いことから（図表7、8）、ごみ出しなどの基本的なルールを理解して実践するとともに、福岡市の環境について知り、愛着を持つことで、環境マインドを育むことも必要です。また、積極的に地域での活動に参加し、自らの環境に関する気づきを発信・共有することで、地域の環境活動などに活かすことも期待されます。

（図表7）人口千人あたりの転入者の割合

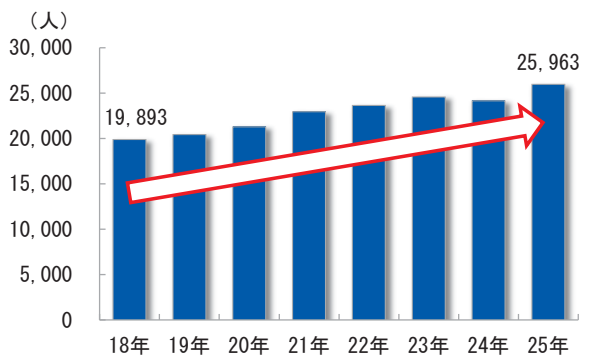
特別区及び政令指定都市の中で、人口千人あたりの転入の比率が最も高い。（23特別区、20政令市）



【資料：住民基本台帳（H24）、各市】

（図表8）外国人人口

福岡市の外国人人口は増加している。



【資料：住民基本台帳（H25）、福岡市】

さらに進めて

課題を克服して

10年後の市民の姿

- 環境問題を身近なこととして捉え、日常の生活と環境問題との関わりを認識しています。
- 日頃から実行している環境保全行動について、引き続き取り組んでいます。現在実行できていない環境保全行動についても、積極的な実行意欲を持ち、日常的に実行するようになっています。
- それぞれのライフステージに応じて、環境教育・学習に取り組んでいます。
- 若年層がごみ減量・リサイクルをはじめとして、広く環境配慮の意識を高め、取り組みを行っています。
- 若者や高齢者が地域とつながり、環境保全活動において活躍しています。
- 転入者や外国人が、ごみの出し方などの基本的なルールを理解して実践しています。また、福岡市の環境について愛着をもち、地域の環境活動にも参加しています。



市民の取組み —環境教育・学習が目指すこと—



「学ぶ」

「学ぶ」とは、自主的に環境についての正しい理解と認識を深めることです。自然や地域の環境、地球環境について学ぶことで、環境から多くの恩恵を受けていることを認識するとともに、地域の環境への関心が高まり、また一人ひとりの生活と関わる身近な問題として環境問題を捉えることができます。資源・エネルギーの有限性について学ぶことで、将来の世代について考え、環境に負荷を与えない商品の選択ができるようになります。



「撮影者：Fumio Hashimoto」

例えば地域の環境について学ぶとき、「博多湾」の環境について着目すると、多様な魚類や底生生物、野鳥などについて知ることができる一方で、水底質からは博多湾の抱える環境問題がわかります。博多湾の環境を守るためには、生活排水や工場排水などを考えるとともに、河川の保全や森林の保全に取り組む必要があります。上流から下流まで、自然や人々の営みに至るあらゆる観点で環境問題について考えることにつながります。

「ふるまう」

「ふるまう」とは、学んだことを個人のレベルにおいて行動に移すことです。



緑のカーテン

例えば、節電などの小さな心がけの積み重ねにより、平成22年度から平成25年度にかけて、福岡市（※）の電力使用量は約5%減少していますが、依然として福岡市は九州全体の電力使用量の14.2%の電力を占め、1人あたりの電力使用量は九州の平均より多くなっています。

照明をこまめに消す、エアコンの設定温度を控え目にするなどの節電の取組みや、クールビズや緑のカーテンなどの季節に応じた工夫、省エネ家電やエコカーへの買い替え・グリーン購入など、各々ができることを考え実施していくことが、全体の環境負荷の低減につながります。（※九州電力株式会社の福岡都市圏4営業所の合計した販売電力量）

「行う」

「行う」とは、みんなが協力して環境保全活動を推進することです。清掃活動やごみ減量・リサイクルの活動など、地域では誰でも参加できる活動がたくさん実施されています。また、企業や市民団体は地域住民に呼びかけて、自然環境保護活動などを行っています。日頃からこうした情報を市政だよりやインターネット、チラシなどから収集し、積極的に参加することで、他の参加者と交流し充実感や達成感を得ることができます。

「つなぐ」

「つなぐ」とは、地域・世代を超えた人々に、より良い環境をつないでいくことです。個人が学んだことや取組みについて家族で話すことから、隣近所、地域へと広げていくとともに、親から子、子から孫へと環境への想いを伝えることが大切です。また、環境について語り合うワールドカフェのような機会に積極的に参加することにより、地域や世代、立場を超えて、環境への想いや取組みをつなげていくことができます。

コラム

福岡市環境行動賞では、福岡市における環境の保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった市民団体・学校・事業者と並んで、市民一人ひとりの取組みについても表彰し、広く発信しています。長きにわたり地域の清掃活動を実施している方、校区リサイクルステーションの管理運営に取り組んでいる方、海岸の白砂青松の維持保全に尽力している方など、平成26年度までに318名の方が個人の部門で受賞されています。



第7回 福岡市環境行動賞表彰式

(2) 市民団体

さまざまな目的で活動しているNPO団体、子ども会や自治協議会などの地域の組織、PTAやおやじの会などの学校単位の組織など、規模も活動目的も多様な集団があります。なにかしらの集団に所属している市民も多く、中には複数の組織に関わっている人もいます。団体で活動することで、個人単位では成しえない活動の広がりや、コミュニティに所属することで得られる生きがいや充実感があります。

そのため、さまざまな団体が積極的に環境に関する情報を収集し、率先して環境にやさしい行動を実行するとともに、公民館や公園、河川などの地域の資源を活用して学びの場を創出し、環境活動に取り組むことが、未来へのちつなぐまちの実現につながります。

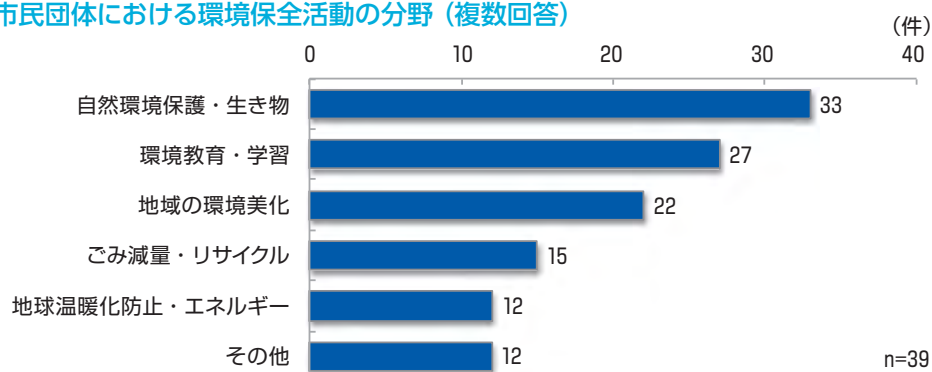
また、特に環境活動を専門として活動している団体については、環境教育・学習のプログラムや情報・機会の提供など環境啓発を行い、環境活動を広げるための自律的なリーダーの育成を日頃から意識して行うとともに、団体から講師を派遣し、他の主体の環境教育や環境保全活動を支援することが期待されます。さらに、分野を超えて団体同士が連携することで、多様な環境問題を解決するとともに、団体の後継者を育成し活動を継続していくことが重要です。

〈現状・課題〉

●市民団体の活動状況

市内には数多くの環境保全団体が活動しています。市で把握できていない団体もたくさんありますが、平成26年度には、193団体に活動状況のアンケートを行いました。環境保全活動の実施状況についてのアンケートの回答結果については下表のとおりですが（図表9）、同じ分野の活動であってもその取組みの内容は多岐にわたります。例えば「自然環境保護・生き物」1つをとっても、「クヌギの生長調査・勉強会」「ツクシオオガヤツリの保全活動」「宇美神社の樹洞見学」「樋井川清掃」「竹林で竹を切る、竹細工、筍堀り、竹でパンづくりなどの里山体験」「カブトムシの森の昆虫調査」「シロウオ保護活動」など取組みの対象も方法もさまざまです。その他の分野においても、「紙すきでハガキ作り、裂き紙でコースター作りなどのリサイクル体験」「病院・公園などでの植樹活動」「地球温暖化防止・エネルギーに関する講演」などが実施されています。このように、市民団体は、山、川、森、海、まちなか、公民館などあらゆる場所で、多様な視点から、各々のノウハウと専門性を活かし、工夫を凝らした活動を積極的かつ主体的に行っています。

（図表9）市民団体における環境保全活動の分野（複数回答）



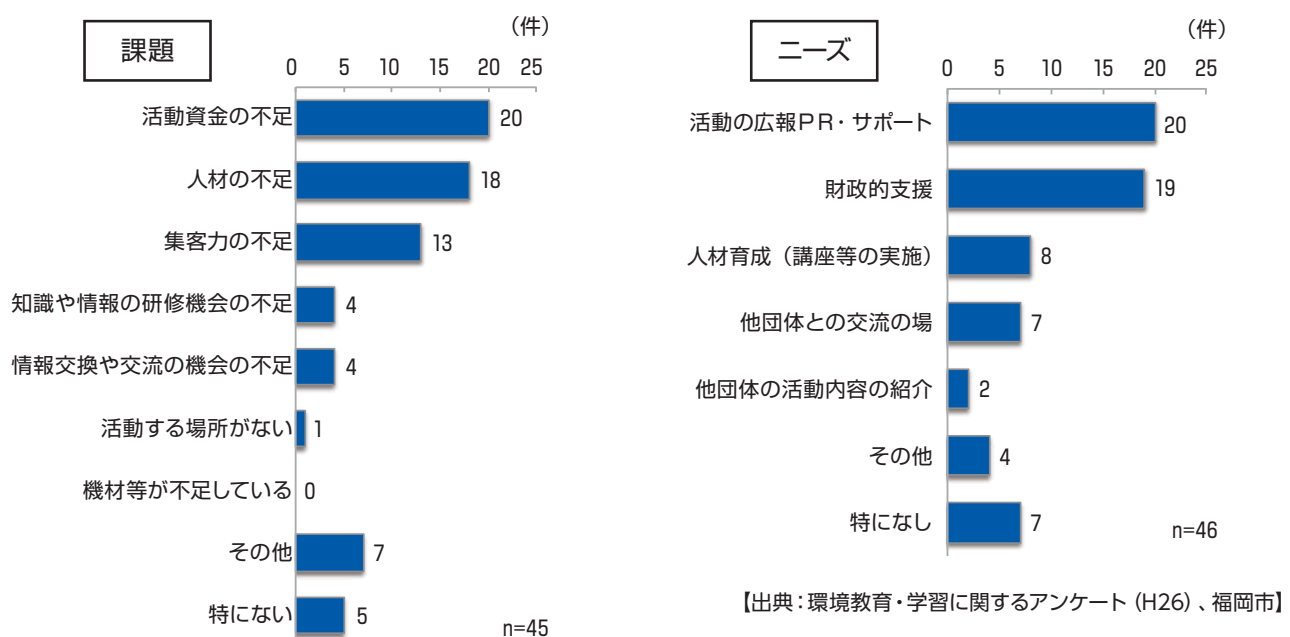
【出典：環境教育・学習に関するアンケート（H26）、福岡市】



●市民団体の課題とニーズ

「環境教育・学習に関するアンケート」（平成26年度）によると、「活動資金の不足（20件）」や「人材の不足（18件）」、「集客力の不足（13件）」が団体の主な課題となっています（図表10「課題」）。行政に求める要望としては、「活動の広報PR・サポート（20件）」が最も多く、続いて「財政的支援（19件）」や「人材育成（講座等の実施）（8件）」「他団体との交流の場（7件）」が求められています（図表10「ニーズ」）。特に人材に関しては、市民団体の中には高齢者が中心になって活動している団体も多く、若手の人材が特に不足しているという背景があります。また、市民団体へ行ったヒアリングの中では、分野を超えた団体間の共働・連携の促進を求める声がありました。

（図表10）市民団体の課題とニーズ（複数回答）



さらに進めて

課題を克服して

10年後の市民団体の姿

- あらゆる機会や媒体を活用し、自らの活動について広く発信することで、多くの人に活動について知ってもらうとともに、より多くの人を巻き込み、一緒に活動しています。
- 分野を超えて多様な団体が交流し、共働・連携による環境保全活動を実施しています。
- 講座の実施などにより人材育成に取り組み、活動が広まるとともに、活動やノウハウを受け継ぐ後継者が育っています。
- 広報面や資金面などにおける課題を克服し、ますます多くの環境保全団体が、あらゆる場所で、多様な視点から各々のノウハウと専門性を活かし、工夫を凝らした活動を積極的かつ主体的に行っています。



市民団体の取組み紹介



環境美化活動

地域清掃、海浜清掃、花いっぱい運動、花壇づくり、環境美化イベントの実施、らくがき消しボランティアなどの環境美化活動に、多くの団体が取り組んでいます。

「玄界校区自治協議会環境美化女性部」は、昭和30年以来、長きにわたり島内の清掃活動に取り組んでいます。定期的な海岸清掃は地域に根付いており、島民の2割近くの参加が見られ、仕事などで昼間に島を離れる人も多い中で、地域住民が集まる交流の場ともなっています。平成17年の福岡県西方沖地震の際も、「活動を途絶えさせない」という思いから避難先でも清掃活動を続けました。「漁船が浮かぶ朝の海は本当に美しい。この美しい自然を子どもたちにもつなげていきたい」という気持ちで活動に取り組んでいます。（右写真）



「特定非営利活動法人 グリーンバード福岡チーム」は、「きれいな街は、人の心もきれいにする」をコンセプトに活動しています。まちの清掃を行うだけでなく、「まちを汚すことはカッコ悪いことだ。」というメッセージ発信型のプロモーション活動となっており、若者を巻き込んだ活動を展開しています。（左写真）



自然保護活動

里山保全活動、探鳥会、野生生物の調査、自然観察会、干潟の保全活動、農業体験、希少種の保護、ホタルの飼育と放流、水生生物調査、緑地保全活動など、多様な活動があります。

「日本野鳥の会福岡」は、野鳥の調査、探鳥会、会報の発行などの活動を行っています。また、小学校などでの自然観察会の企画・運営も行っており、ある時は「生き物の名前がわからないから、子どもに教えられない」という先生の声に応え、「生き物の名前を使わない観察会」を実施し、生き物の名前を知らなくてもできることを実践しました。（左写真）



「室見川水系一斉清掃実行委員会」は、年に1度、室見川水系河川の上流から

下流までを一斉に清掃しています。以前は流域住民やボランティア団体等がそれぞれ独自に河川清掃をしていましたが、「上流から下流までを一斉に清掃すれば、効率も良く、環境保護に対する意識も高まる」という流域住民の声をきっかけに、一斉清掃を行うようになり、今では約4,000名もの参加がみられます。（右写真）





ごみ減量・リサイクル活動

廃油石鹸作り、おもちゃの修繕、衣類のリフォーム、地域での古紙などの資源物回収、フリーマーケットの開催、牛乳パックの再利用などに取り組んでいる団体があります。

コンポストの普及（生ごみの堆肥化）には、「ふくおか環境倶楽部」や「特定非営利活動法人 緑のキャラバン隊」などさまざまな団体に取り組んでいます。「特定非営利活動法人 循環生活研究所」は暮らしに必要なものを地域内で循環させることで得られる楽しくて創造的な生活を“循環生活”と名付けて活動しています。コンポストの普及啓発に取り組むとともに、実際にショッピングインショップでの販売やレストランとの連携により、人・モノ・お金を生活圏でまわす「小さな循環ファーム事業」にも取り組んでいます。子どもが仕事の疑似体験により循環型社会を学ぶ「子どもくるくる村」などの活動も行っています。（右写真）



子どもくるくる村の実施



廃品回収の様子

「香住ヶ丘四丁目一区子ども会」では長きにわたり廃品回収に取り組んでおり、子どもたちが率先してトラックへの積み込みや拡声器でのアナウンスをしています。回収後、子どもたちが分別をすることで、環境学習の機会にもなっています。（左写真）

他にも、リサイクルボックスの設置など、地域における資源回収の取組みが実施されています。また、「NPO新聞環境システム研究所」では地域通貨を利用した新聞紙リサイクルのシステムを構築しています。新聞紙と引き換えに発行した地域通貨は、一部の交通系ICカードの利用料金に還元でき、資源の再利用とともに公共交通機関の利用促進にも努めています。

再生可能エネルギーの普及・啓発や、省エネルギーに関する活動



専門家による講習の後、質疑応答や自由な意見交換を行うことで、参加者が理解を深め、家庭で取り組めることについて考える機会を提供。

「福岡友の会」では、「我が家はエコの発信地 小さなことから始めよう」と呼びかけています。長年にわたって各家庭のエネルギー使用量からCO₂排出量を算出し、家庭でできる削減に努めてきました。エコに関する講習会・講演会でエコ生活を呼びかけ、今は保温調理器具「鍋帽子」を紹介するなど、家庭でできる省エネルギーの普及に取り組んでいます。（右写真）

再生可能エネルギーについての啓発活動や、省エネルギーの推進などの活動があります。

「低炭素社会推進福岡協議会」では、環境関連のさまざまな団体と連携協力することで、節電から、ごみの減量、リサイクルの推進、再生可能エネルギーの利用など、家庭のCO₂削減につながる「まるごとエコ推進」の啓発活動を行い、低炭素社会の実現を目指しています（左写真）。市民にとって理解することが難しいエネルギーなどの分野も、専門家との橋渡しを団体が担うことで、わかりやすく啓発しています。



エコな保温調理器具「鍋帽子」

(3) 学校等

全ての子どもに対し、身のまわりの環境に目を向けさせることができるのは幼児教育や学校教育であり、学校等での環境学習を通して、子どもたちが社会性を身につけ、人として成長していきます。このように、学校等は未来へのちつなぐための環境マインドの基礎を育む重要な場です。

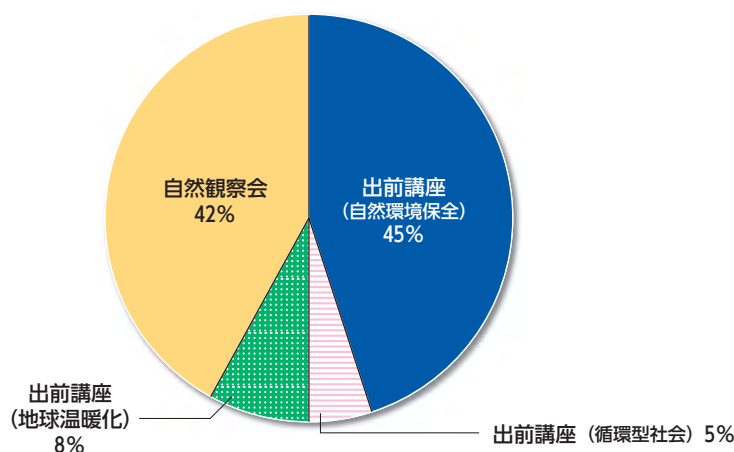
そこで、教職員や保育士等が自ら環境に関する情報収集に努め、環境教育の考え方や手法を学ぶとともに、環境を考慮した学校施設の整備・充実も期待されます。子どもたちは学校での学びを実践し、学校生活をはじめとして、あらゆる場面での環境に配慮したふるまいを身につける必要があります。また、学校等において自主的な環境保全活動に取り組むとともに家庭や地域に発信して活動を広げ、さらに、地域やPTA、市民団体、事業者などとの共働・連携により環境教育や活動を推進するなどの取り組みも大切です。

〈現状・課題〉

●幼稚園・保育園（所）

福岡市が幼児向けに実施している環境教育・学習の実施状況をみると、自然環境保全の分野の出前講座（45％）や自然観察会（42％）が全体の8割強を占め、頻繁に活用されています（図表11）。今後も引き続き、幼稚園や保育園（所）などが活用できる感性を育む体験型プログラムの充実とともに、幼稚園教諭や保育士が環境教育に取り組めるような支援・風土づくりが必要です。また、プログラムとして取り組むだけでなく、日常の園（所）での生活の中に環境の視点を取り入れ、園児たちの身近な自然への興味・関心を高めることなども環境教育・学習につながります。

（図表11）幼稚園・保育園（所）における環境教育・学習の実施状況



【資料：わくわくエコ教室実施状況（H23～H26）】

●小学校・中学校

「環境教育・学習に関するアンケート」（平成26年度）によると、学校における環境教育の実施状況は、小学校は100%、中学校は76.4%の実施率となっており、ほとんどの学校で環境教育が行われています。また、環境教育に割りあてて時間は、小学校は1校あ

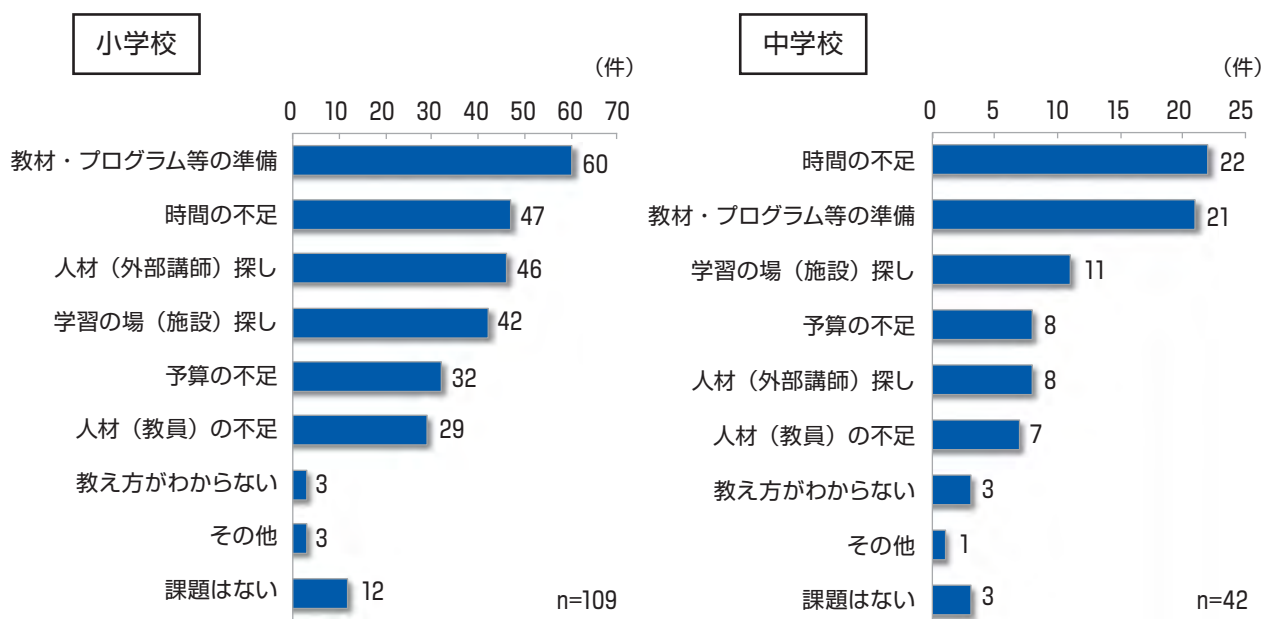
たり約77時数、中学校は1校あたり約14時数となっています。

一方、小学校における環境教育を行う上での課題としては、「教材・プログラム等の準備（60件）」、「時間の不足（47件）」「人材（外部講師）探し（46件）」「学習の場（施設）探し（42件）」が上位の項目となっています（図表12「小学校」）。中学校においては、「時間の不足（22件）」「教材・プログラム等の準備（21件）」が主な課題となっています（図表12「中学校」）。

また、学校等での学びを実践へと結び付けることも必要です。環境保全活動の実施状況について「環境教育・学習に関するアンケート」（平成26年度）によると、小学校は、「省エネ・ごみ減量などの推進（97.2%）」「生き物の飼育（97.2%）」の実施率が9割以上、「花植えや清掃などの校区の美化活動」が85.3%、中学校は、「省エネ・ごみ減量などの推進（89.1%）」「花植えや清掃などの校区の美化活動（81.8%）」の実施率が8割以上となっています（図表13）。今後一層、環境保全活動を推進し、多様な分野での取組みを行うとともに、校内での取組みにとどまらず、地域や他の主体と連携し、社会参加に結びつけた活動を展開することが求められます。

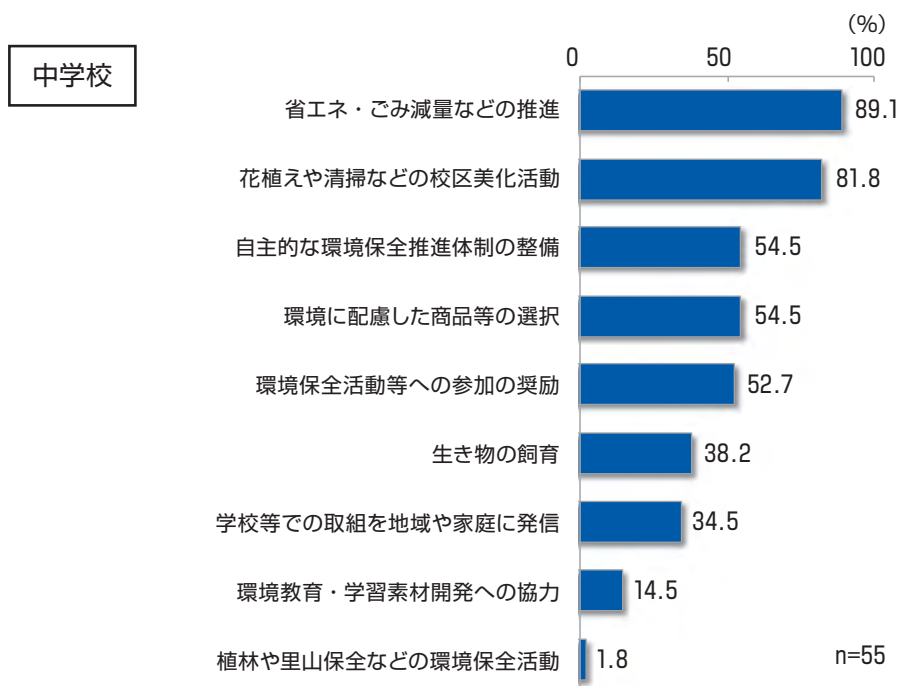
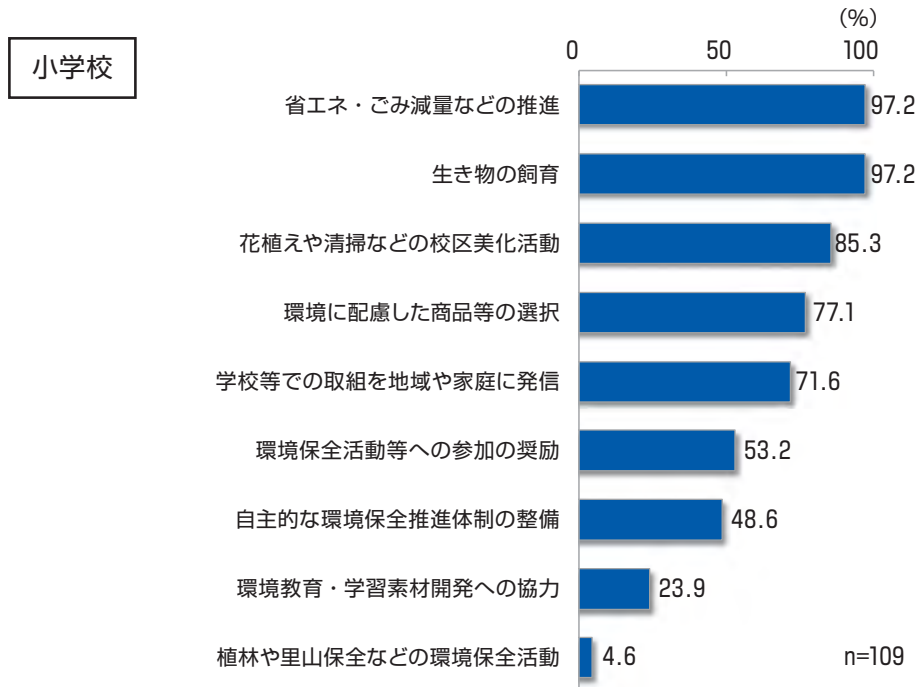
学校教育の現場からは、環境活動に熱心な教員の異動で、その学校での活動が衰退するという声があります。継続的な活動のためには、教職員一人ひとりが環境への関心や想いを高めることはもちろんですが、学校全体の環境への関心・取組みの風土を醸成することが欠かせません。また、教育課程に環境の視点を積極的に取り入れるだけでなく、教育課程外の取組みや日頃の学校生活における取組みの中にも、環境保全や環境美化につながる活動は多くあることから、意識してそうした活動に取り組むことも環境教育・学習の推進になります。

（図表12）小学校・中学校の環境教育における課題（複数回答）



【出典：環境教育・学習に関するアンケート（H26）、福岡市】

(図表13)環境保全活動の実施状況



【出典：環境教育・学習に関するアンケート（H26）、福岡市】

●高等学校・専門学校・大学等

高校生以上になると、教科の中での環境学習はほとんどなくなりますが、課外活動やサークル活動として環境保全活動に取り組む若者もいます。環境活動を行っている高等学校の教員からは、「子どもの頃に受けた環境教育は生徒の中に意識として残っている」

「教員が活動を呼びかけるのではなく、生徒間で声をかけて広がっている」という声があるように、高校生以上の世代には、それまでの学びを自主的な行動に結びつけることが特に期待されます。

環境保全活動に取り組んでいる専門学校や大学の学生の中には、生物学科の学生が中心となった自然観察会、エネルギー科学科の学生が中心となった小水力発電による電気の「地産地消」のモデル作りなど、専門性を活かして取り組んでいる学生もいます。また、活動に取り組んでいる学生からは、「課題を解決するために仲間と試行錯誤しながら取り組むことが楽しい」「目標を持って活動するなかで、新しい出会いがある」「（活動を通して）地域住民と交流できる」といった声がある一方で、「活動を広めることが難しい」「他の団体や大学との交流の機会がほしい」といったことが、課題となっています。

さらに進めて

課題を克服して

10年後の学校等の姿

- 幼少期において、子どもたちが自然や生き物とふれあいながら感性を育んでいます。
- 多様な教材やプログラム、体験の機会、地域の人材を活用しながら、幼稚園や保育園（所）、小学校において体系的な環境教育・学習が行われ、子どもたちが各々の成長段階に応じて学び、環境マインドを育んでいます。
- 学校等において環境保全活動が活発に行われており、また地域や他の主体と共働・連携による活動も実施されています。
- 高等学校や専門学校、大学等において、クラブ活動やサークル活動など自主的な環境保全活動が取り組まれ、他の団体との交流や活動の広がりがみられます。
- 高等学校や専門学校、大学等において、専門性や環境への深い理解を持った人材が育成され、環境保全活動に活かされています。
- 教職員や保育士などが環境について体系的に学び、環境教育・学習を意識して教育課程や教育課程外での取組み、普段の学校生活の中に取り入れ、継続的に実践しています。



教育課程で環境教育・学習を取り入れるために、指導者がコーディネーターとなって、計画的に実施できるといいね。

普段の学校生活も、環境の視点で振り返ってみると、環境教育・学習につながる取組みがきっとあるよ！



学校等の取り組み紹介



園児による地域の清掃活動

園児たちがきれいに洗ったヤクルトなどの容器は回収業者に渡しています。園の環境委員である保護者がスクールバスに乗車し、資源物を回収する活動は50年近く続いています。

学校法人やなぎ学園 きりん幼稚園

ほぼ毎日、園児たちが地域のごみ拾いを行っています。まちを大切にしていける心と、地域住民とのコミュニケーションの機会にもなっています。

また、園児、保護者、園が一体となって資源回収にも取り組んでいます。



園児による地域の清掃活動



海岸での清掃活動

福岡市立 福浜小学校

福浜小学校の6年生は総合的な学習の時間で博多湾の環境問題に取り組んでいます。

漁獲量の変化や魚の生態について調べたり、地元の漁師をゲストティーチャーとして招いてインタビューをするなど、伊崎の海について学びます。また、海での磯遊びやあなごの調理実習を通して、自然の恵みを体感します。

こうして身近な海への「環境観」を育み、海を守るために一人ひとりの生活を見直し、環境活動の実践へとつなげます。9月には伊崎漁港の漁師と一緒に海岸の清掃活動を行う予定です。また、自分たちが体験したことや調べたことについては、まとめを行い地域の方々に発表します。

福岡市立 飯原小学校

「油山川」という身近な自然をテーマに、学年を超えた環境教育を実施し、地域への愛情を育むプログラムに取り組んでいます。2年生は身近な自然である油山川で探検を行い、植物や生きものと触れ合います。3年生は油山川で清掃活動を行い、環境美化の心を育んでいます。5年生では油山川の自然を調査し、見つけた植物や生きものについて発表を行う予定です。このような活動は、いずれも地元の油山川を守ると連携しながら実施しており、油山川の自然についてわかりやすく教えてもらうとともに、子どもたちと地域との交流の機会にもなっています。



3年生の油山川の清掃活動



福岡市立 博多中学校

毎年7月15日、博多祇園山笠の追い山の日に有志による自主的な清掃活動を行っています。年末には櫛田神社の清掃に参加するなど、地域と交流しながら博多を愛する心を育てています。

また、約10年前から年1回、中学生や保護者、地域住民も一緒に約200名の規模で清掃活動に取り組んでいます。



博多祇園山笠での清掃活動

その他、各部活動が毎朝当番制で学校周辺の清掃活動を行っており、環境美化への意識や地域への想いを高めています。



大濠公園の「花いっぱい運動」

中村学園三陽高等学校

環境保全活動の一環として、生徒会が学校全体に啓発活動を行い、ボランティア活動を実施しています。大濠公園の「花いっぱい運動」やゴーヤのグリーンカーテン、ペットボトルキャップ・割り箸・紙パックなどの回収を行っており、生徒が公民館に出向いて環境授業も実施しています。また、樋井川の清掃活動やラブアース・クリーンアップにも積極的に参加しています。

はかたわん海援隊（福岡大学）

「福岡市民の宝である博多湾をきれいにすること」を最終目標に、博多湾に注ぐ河川をきれいにするため、福岡大学付近を流れる樋井川・室見川で積極的に活動を行っています。

月に一度の河川清掃には、高校生や地域住民も参加しています。また、小学校や幼稚園にゲストティーチャーとして赴き、樋井川・室見川に棲んでいる生き物に直接ふれあうことで、川の大切さや楽しさを知ってもらう環境学習も実施しています。「楽しんで活動する。自分が楽しくなければ他の人も楽しくない、興味を持ってくれるはずがない。」をモットーに、活動しています。



環境学習の様子

(4) 事業者

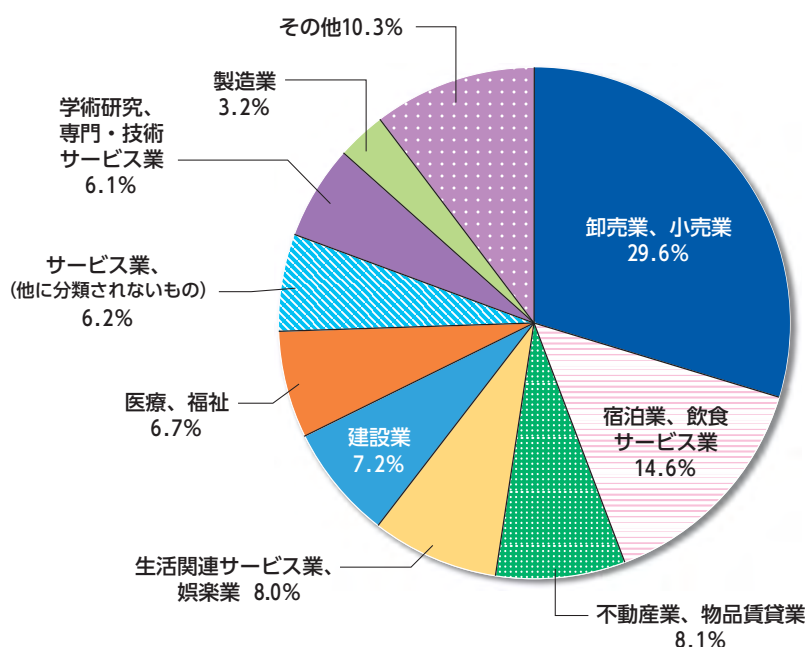
「平成24年経済センサス-活動調査」によると、福岡市内の事業所数は75,362件と全国で7番目に多く、業種としては「卸売業、小売業（29.6%）」が全体の約3割を占め、その他サービス産業を中心に、様々な事業活動が展開されています（図表14）。

このように、福岡市では第3次産業を中心とする事業活動が盛んであり、それに伴って商業・サービス業等における資源・エネルギーの消費と環境負荷が大きいため、環境に配慮した事業活動は不可欠です。一方で、事業者はノウハウ・人材など多くの資源・財産を持っており、また大学や研究機関などとの連携による福岡市ならではの環境への取組みも行われています。それらを活かした、環境面での工夫、エコビジネス、地域や市民団体などの活動に対する場所・素材・資金などの支援、積極的な従業員の環境活動への参加など、環境問題解決のための取組みが期待されます。

また、地域社会の一員として、事業者が自ら環境保全活動に参加したり、環境に関する情報や学びの機会、体験の機会の場を提供するとともに、市民団体や学校など他の主体との環境保全に関する情報交換や共働事業を実施することなども大切です。

このような点から、事業者が社会や環境に与える影響は大きく、未来へのちつなくまちの実現のため、積極的な行動がますます求められています。

(図表14) 福岡市内の事業種割合



n=68,821

【資料：平成24年経済センサス-活動調査、総務省統計局】



〈現状・課題〉

●環境のための教育や取組み

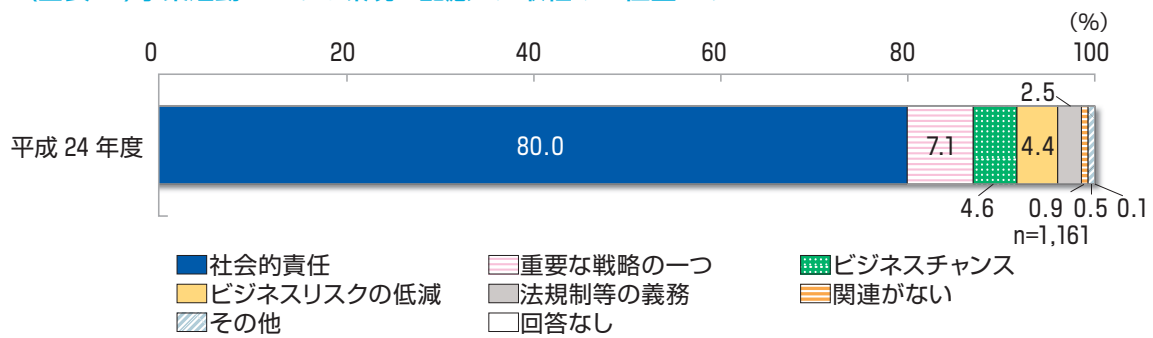
環境省が実施した「環境にやさしい企業行動調査」（平成24年度）では、事業活動における環境に配慮した取組みの位置づけについて、事業者の意識を調査しています。この調査によると、「社会的責任（80%）」が8割を占めて最も多くなっており、続いて「重要な戦略の一つ（7.1%）」となっています。「関連がない」と回答した事業者は約1%と、ほとんどの事業者が環境に配慮した取組みの必要性を認識していることがわかります（図表15）。

一方で、「環境教育・学習に関するアンケート」（平成26年度）によると、従業員への環境教育の実施率は57.1%となっており、また、ISO14001規格、ISO50001規格、エコアクション21（環境活動評価プログラム）のいずれかを導入している事業者は30.8%でした。従業員への環境教育を実施していない理由としては、「従業員への環境教育に充てる時間がない（21件）」や「人材（環境問題担当者）が不足している（18件）」という回答とともに、「教え方がわからない（15件）」といった回答がありました（図表16）。環境マネジメントシステムなどを導入するうえでは、「メリットがわからない（33件）」「人員がいない（31件）」といったことが課題となっています（図表17）。

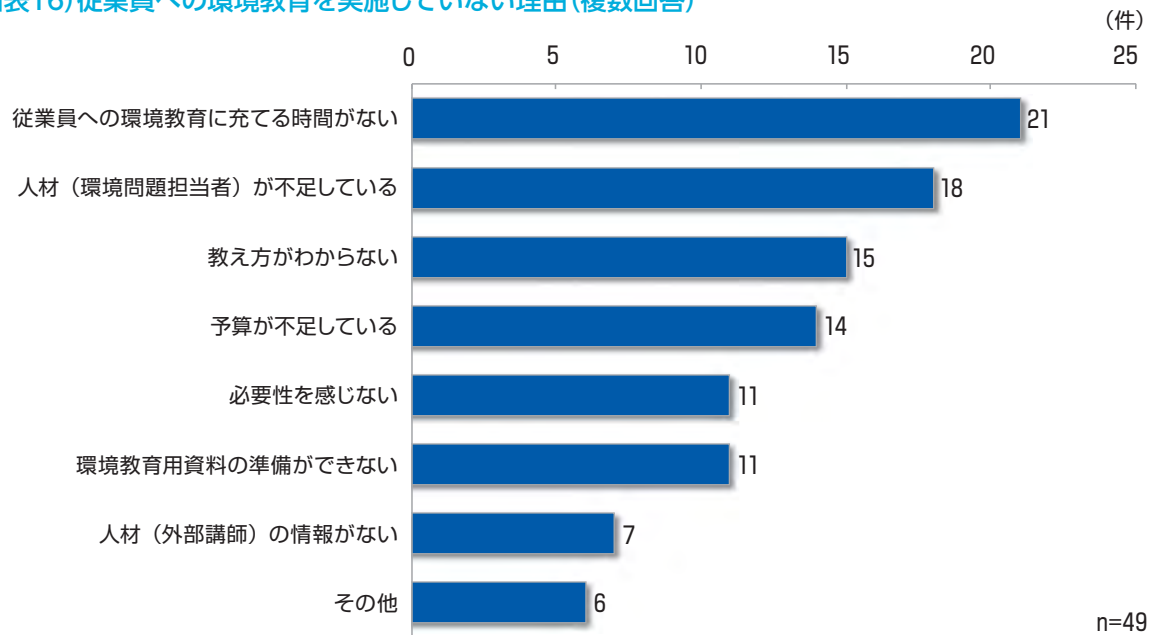
今後は環境への関心をさらに高め、他の事業者の取組みを参考にしたり、他の主体の協力を得るなど、工夫して時間や人員不足などの問題を解決しながら、従業員への環境教育や環境マネジメントシステムの導入を積極的に行うことが必要です。そして、環境に配慮した事業活動の意義を事業者自身が理解したうえで、自社の環境への取組みやサービス・製品の環境配慮について積極的に消費者へ発信し、働きかけることが大切です。これにより、消費者の環境行動につなげるとともに、事業者の事業活動における環境配慮の取組みをさらに広げることとなります。

環境保全活動の実施状況をみると、「オフィスにおける省エネ・ごみ減量（90.5%）」については9割を超えています。続く「環境に配慮した商品・サービスの提供（54.0%）」「地域の環境美化活動（51.6%）」については5割を超える程度です（図表18）。また、体験教室や施設見学などの特徴的な取組みを行い、他の主体へ環境教育の機会を提供している事業者もありますが、社外への環境教育を「実施している」と回答した事業者は15.9%にとどまります。このように、事業者は地域社会の一員として自ら環境保全活動に取り組むとともに、他の主体に働きかける環境教育の担い手として果たす役割への期待も大きいものの、現状ではほとんどの事業者が実施しているものはオフィスでの取組みであり、事業活動全体での環境配慮や地域での環境保全活動、他の主体への働きかけといった環境行動は一部の事業者のみにとどまっており、全体には浸透していません。そのため、先進的な取組みや模範となる取組みを行っている事業者の活動などを広く知ること、積極的な環境行動をさらに広げることが必要です。

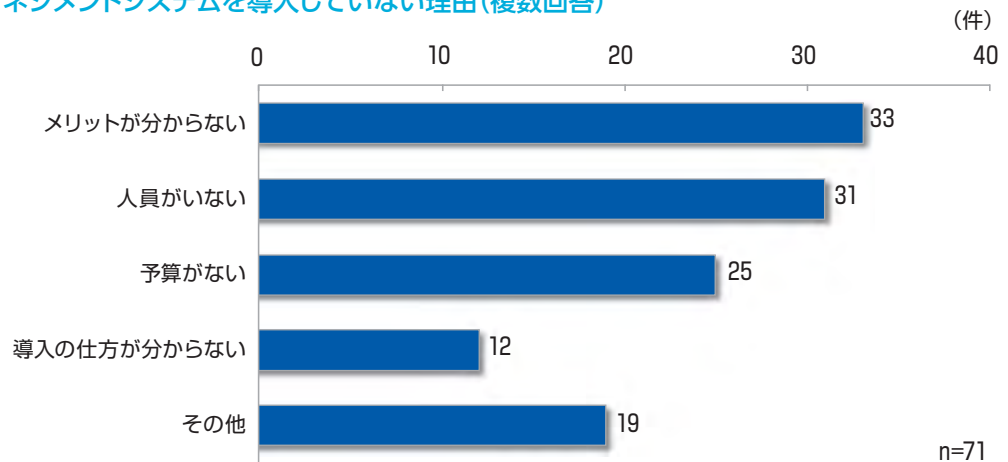
(図表15) 事業活動における環境に配慮した取組みの位置づけ



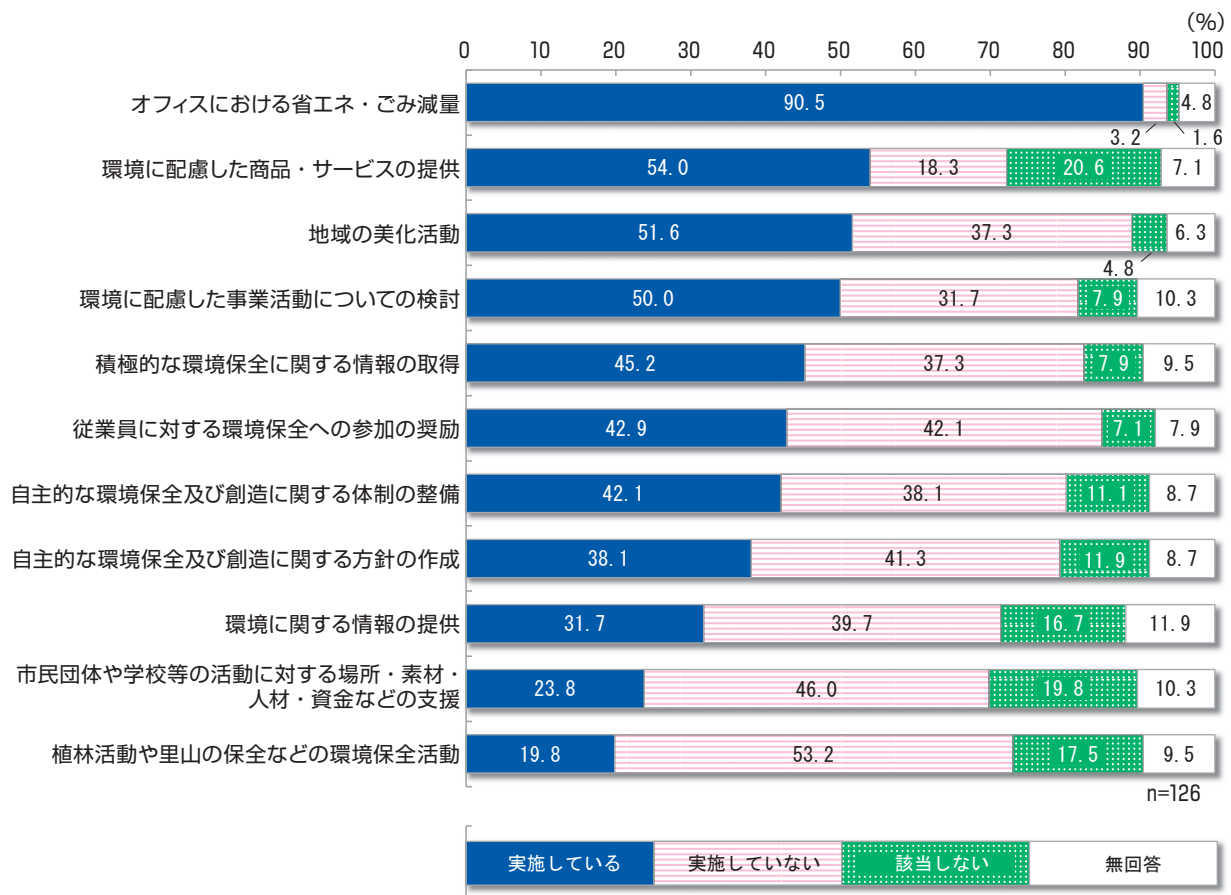
(図表16) 従業員への環境教育を実施していない理由(複数回答)



(図表17) 環境マネジメントシステムを導入していない理由(複数回答)



（図表18）事業者における環境保全活動の実施状況



【出典：環境教育・学習に関するアンケート（H26）、福岡市】

さらに進めて

課題を克服して

10年後の事業者の姿

- 環境保全への高い意識を持ち、従業員に対する環境教育の実施や環境マネジメントシステムの導入を積極的に行っています。
- 環境に配慮した事業活動により一層取り組むとともに、現在あまり実施していない環境保全活動についても取り組みの幅を広げています。
- 先進的な取り組みや模範的な取り組みを行っている事業者の活動が広く知られ、現在あまり活動を行っていない事業者の間にも取り組みが広がっています。
- 事業者内での活動にとどまらず、環境教育の担い手として広く他の主体に働きかけ、環境保全の意識を高めたり活動を広げたりしています。



事業者の取り組み紹介



事業所内での取り組み

従業員への環境教育の実施や、オフィスにおける省資源・省エネルギー・リサイクルなどが推進されています。

独立行政法人都市再生機構九州支社では、事務所に太陽光発電を導入し、照明間引きの徹底や、社内省エネキャンペーンを実施しています。また、環境セミナーを開催するなど社員への環境教育も

実施しています。

株式会社西鉄シティホテルでは、新入社員研修や環境問題勉強会において、自社社員及びテナント事務所をふくめた環境教育を実施しています。また、LED照明や電力使用量を見える化するデマンド監視装置などの導入により、省エネルギーにも取り組んでいます。

事業活動における取り組み

環境に配慮した商品やサービスの提供など、各々の事業活動に応じた環境配慮の取り組みが進められています。

スーパーマーケットなどの流通業界では、環境への負荷を減らすため、レジ袋削減の取り組みや環境配慮商品の推奨などを行っています。イオン九州株式会社では「買物袋持参運動」を展開し、「レジ袋無料配布中止」に取り組んでいます。また、店頭にはリサイクル回収BOXを設置して、牛乳パック、食品トレイなどを回収しています。エフコープ生活協同組合では、エフコープのカタログや牛乳パックなどを再利用して作られるトイレトーパーをはじめとする環境配慮商品のおすすめ活動を通して、リサイクル活動への理解と協力を呼びかけています。

また、製品開発においても、環境負荷の低減が推進されています。花王株式会社では、原材料資源の調達から設計・製造、輸送、使用、廃棄までの全ライフサイクルを通じて、環境への影響や負荷を評価する「ライフサイクルアセスメント（LCA）」を実施しています。また“いっしょにeco”マークを制定し、環境活動のシンボルとして使用するとともに、環境負荷の少ない製品に環境ラベルとして表示しています。

九州電力株式会社では石炭火力発電に伴い発生する石炭灰を有効利用しており、また地熱発電



買物袋持参の呼びかけ
(イオン九州株式会社)



リサイクル回収BOX
(イオン九州株式会社)



環境配慮商品のおすすめ活動
(エフコープ生活協同組合)

や太陽光発電など、バランスの取れた再生可能エネルギーの導入にも取り組んでいます。

外食・ホテル産業では食品廃棄物のリサイクルに取り組んでいます。株式会社西鉄シティホテルでは生ごみを堆肥化し、その堆肥で育てた有機栽培のお米「循環米」をレストランで使用しています。また、新天町商店街商業協同組合では、約20店舗の飲食店から出る食物残さから肥料を製造し、来店客に配布しています。

印刷業においては紙ごみが多く発生しますが、株式会社ミドリ印刷では、資源ロスの低減と不良品・ミスロスの防止で資源の無駄をなくす生産システムを構築するとともに、環境に配慮した機材・資材を導入して省資源と廃棄物の減量を推進しています。

“いっしょにeco”マーク
(花王株式会社)





社外での環境保全活動・環境教育や環境活動の支援

事業者は地域住民などとともに、積極的に自ら環境保全活動に取り組んでいます。

イオン九州株式会社や九州電力株式会社では、地域住民とともに植樹活動も行っており、株式会社NTTドコモも「ドコモの森」で森林整備活動に取り組むなど、豊かな自然を未来へ残すための自然環境保護活動を実施しています。

博多駅周辺の事業者や団体、自治協議会、並びに学識経験者、福岡市で構成される「博多まちづくり推進協議会」では、緑化活動や清掃活動、打ち水などに取り組み、魅力的なまちづくりを推進しています。

また、多くの事業者が子どもたちへの環境教育の機会を提供し、世代を超えて環境への想いをつなぐ活動をしています。

九州電力株式会社には地域の母親とともに取り組む「エコ・マザー制度」があります。子どもをもつ母親で構成する「エコ・マザー」が、保育園（所）・幼稚園・小学校・子ども会などを訪問し、九州電力株式会社が作成した環境紙芝居の読み聞かせなどを行い、環境問題への「気づき」となる環境情報を伝えています。また地熱発電所見学会や社有林での自然観察会、小学生を対象に模型を使って電気のつくり方を紹介するエネルギー授業なども実施し、わかりやすく環境について学ぶ



エコ・マザー制度
(九州電力株式会社)



森林整備活動(株式会社NTTドコモ)



「水」の環境教室(コカ・コーラウエスト株式会社)

機会を提供しています。

イオン九州株式会社では、小中学生を対象としたイオンチアーズクラブにおいて、子どもたちの環境に対する興味と考える力を育てており、環境への想いを次世代へつないでいます。

コカ・コーラウエスト株式会社では、環境イベントとして「水の環境教室」などを開催し、自然環境とのふれあいの中で、子どもたちの豊かな感性を育み、環境保全意識を高めています。

さらに、環境活動に取り組む団体の取組みが広がるとともに活動を継続していけるよう、環境活動を支援している事業者もあります。

イオン九州株式会社では、毎月のイオン・デーに発行される黄色いレシートを店頭に設置の市民団体等のBOXへ入れると、レシート合計金額の1%をそれぞれの団体に還元する「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」を実施しており、市民の「活動を応援したい」という想いを団体へ届けています。

エフコープ生活協同組合では回収したカタログや牛乳パックなどのリサイクル収益の一部を、「エフコープ環境助成金」として、地域の環境活動へ還元する助成事業に取り組んでいます。

事業者同士がつながり、他の主体も一緒に環境活動を実施する取組みも広がっています。

福岡市地球温暖化防止市民協議会の「エコチャレンジ」応援事業では、福岡市内のスーパー各社がマイバッグ持参の取組みで協力しています。福岡市「森と海の再生交流事業」では、市・市民・漁業関係者・林業関係者・事業者等が共働の取組みとして、植樹活動を行っています。

(5) 行政（福岡市）

職員一人ひとりが環境について学び、環境意識を高めて、市民の模範となる行動をするとともに、行政も一事業者として、率先して環境にやさしい行動を実行することが必要です。また、市全体の環境教育・学習の状況を把握し、他の主体と共に推進していくことが必要であり、各主体の取組みを支援するとともに、それぞれの活動を結び付ける施策を展開していくことが、未来へのちつなぐまちの実現につながります。

〈現状・課題〉

●職員一人ひとりの環境行動や環境に配慮した事業実施など

平成19年にグリーン購入ネットワークに参加し、グリーン購入を含めた率先行動の推進を図ってきました。また「エコ・イベントふくおか」の手引書により、あらゆる事業におけるイベント開催に関して環境への配慮を促進するとともに、「庁舎内ごみ減量・リサイクルマニュアル」により、ごみ減量と適正分別を推進しています。職員が天神のまちでごみ拾いを行うニワピカ隊や、地域や事業者と共働で実施するラブアース・クリーンアップといった清掃活動など職員の実践の場を設け、積極的な参加を促進しています。

一事業者として環境保全活動に取り組むため、「福岡市役所環境保全実行計画」を策定し、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制などを進めています。公用車における低公害車の導入の割合に関して、平成19年度は53%でしたが、平成25年度には90%以上まで進んでおり、また、市有施設における再生可能エネルギーの導入についても推進しているところです。環境フェスティバルは市民団体・学校・事業者などとの共働により開催していますが、他にもマイバッグ持参によるレジ袋削減の取組みや共働事業提案制度など、他の主体との共働・連携により実施している事業は、10年前に比べてさらに充実しています。しかし、他の主体の取組みについての情報発信については十分ではないため、強化していく必要があります。

今後もさらに自らの環境意識を高め、率先して環境行動を実行するとともに、限られた財源の中、工夫しながら第4章にあげる施策を展開することで、市全体の環境教育・学習を推進し、めざすまちの姿の実現を目指します。

10年後の行政の姿

さらに進めて

- 職員一人ひとりが環境への高い意識を持ち、環境に関する知識を深め、清掃活動に参加するなど積極的に環境行動を実践し、市民の模範となっています。
- ごみ減量や温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギーの導入といった環境配慮の取組みを、率先して行っています。
- イベントの開催において環境へ配慮するなど、あらゆる分野において、環境への視点を取り入れた事業を実施しています。
- 他の主体の取組みを積極的に発信し、限られた財源の中、他の主体との共働・連携をさらに強化しながら、工夫して環境教育・学習を推進しています。



行政の取組み紹介



ニワピカ隊

環境啓発活動の一環として、4～9月の最終水曜日、職員が天神のまちをボランティアで清掃しています。



ニワピカ隊での清掃活動



森林によるカーボン・オフセット等推進事業



福岡市では、市営林の保育作業において間伐を実施しています。その間伐によるCO₂吸収量を、オフセット・クレジット制度を利用して売却し、その収益を森林管理等に還流し、森林の整備・保全等を促進しています。

「エコ・イベントふくおか」手引書

イベントでは、環境面から見るとエネルギーや資源を大量に消費し、ごみも大量に発生するなどの課題があります。そこで、イベントにおける環境への負荷を低減させる取組みを推進するため、「エコ・イベントふくおか」手引書に基づき環境に配慮した取組みを実施しています。



環境に配慮したイベントの開催



市有施設における再生可能エネルギーの導入促進

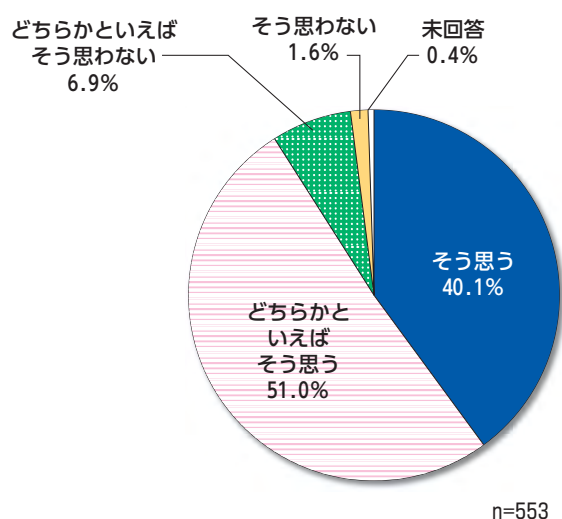
エネルギー創出のため、市有財産である施設や土地などを活用し太陽光発電、バイオマス発電、小水力発電、小形風力発電といった再生可能エネルギーの導入を推進しています。

(6) 各主体の関わりと、環境教育・学習の全体像

地域には、海、河川、森林、生物といった自然の資源や、公民館、公園、道路、歴史などの社会的な資源があり、その上に市民、市民団体、学校等、事業者などの主体の営みがあります。地域のさまざまな課題を解決するためには、あらゆる主体がこのような地域の資源をよく知り、互いの関係を認識して、共通の目標に向かって共に取り組むことが必要です。

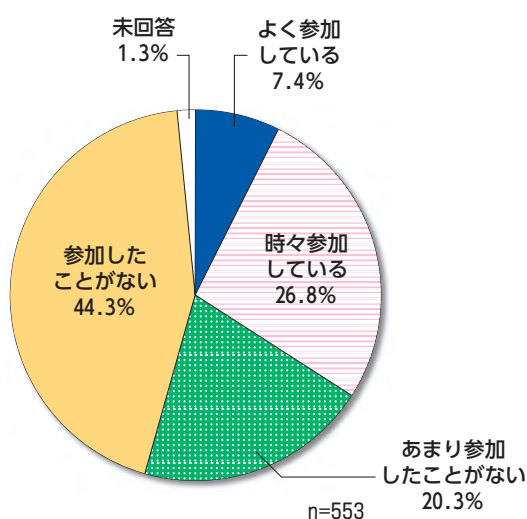
市民局が実施した「市政アンケート調査」(平成24年度)において、地域を住みやすくするために地域活動が大切だと思う人の割合(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計)は9割を超えています(図表19)。また、過去2年間にける地域活動への参加状況については「よく参加している(7.4%)」「時々参加している(26.8%)」を合わせて3割を超える程度ですが(図表20)、活動の内容は「環境美化(54.5%)」が1番多く、「ごみ減量・リサイクル(37.6%)」も4番目に多いなど、環境保全の活動分野への参加が多くみられます(図表21)。このアンケートは市民を対象に実施したのですが、未来へのちつなぐまちを実現するためには、地域社会を構成するあらゆる主体が共に活動に取り組み、「地域環境力」を高めていくことが必要であり、そのための人づくり・地域づくりの推進が求められます。

(図表19) 地域を住みやすくするための
地域活動の大切さ



【出典：市政アンケート調査(H24)、福岡市】

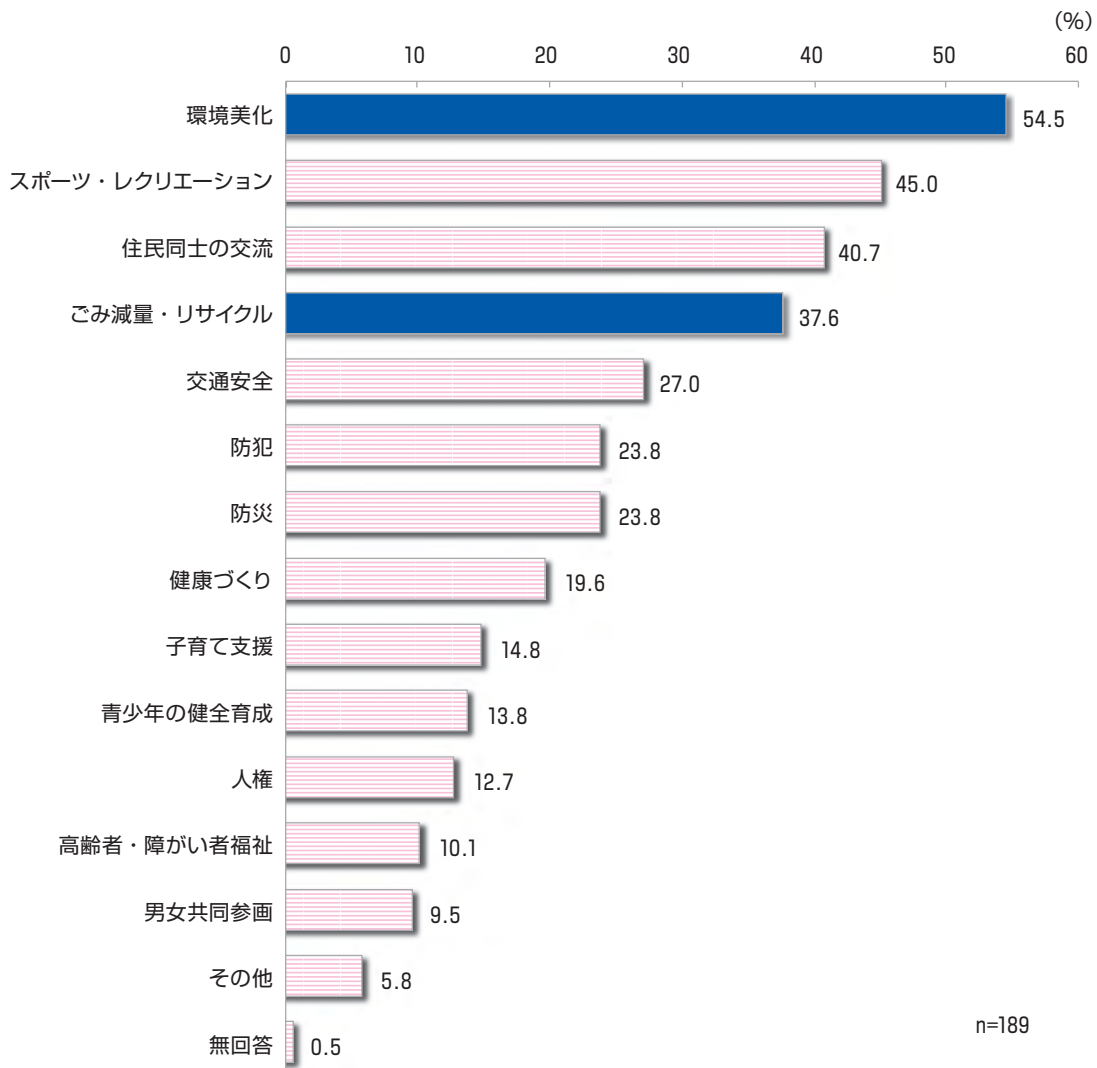
(図表20) 過去2年間にける
地域活動への参加状況



【出典：市政アンケート調査(H24)、福岡市】



（図表21）過去2年間に参加した地域活動の内容



【出典：市政アンケート調査(H24)、福岡市】

〈現状・課題〉

●環境マインドを育むプログラムや教材等

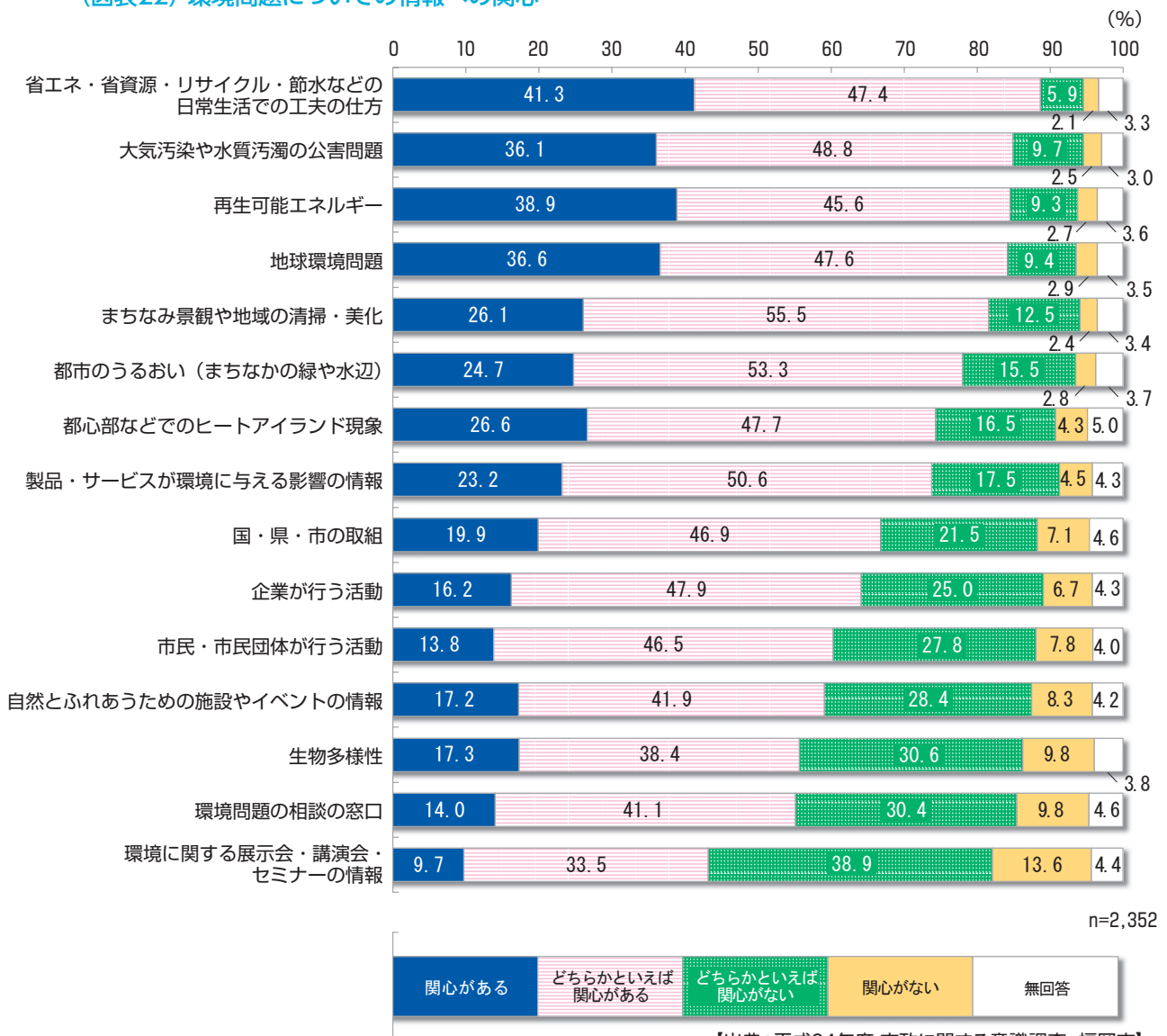
地域社会全体で環境マインドを育み、環境に対する想いや関心を高め、地域への愛着・誇りを共有するという意味で、環境教育プログラムや教材等の充実は未来へのちつなぐための「人づくり」において欠かせません。

「平成24年度 市政に関する意識調査」によると、環境問題に関する関心度（「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計）は「省エネ・省資源・リサイクル・節水など日常生活での工夫の仕方（88.7%）」が最も高く、「大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害問題（84.9%）」「再生可能エネルギー（84.5%）」「地球環境問題（84.2%）」「まちなみ景観や地域の清掃・美化（81.6%）」の項目で8割を超えています（図表22）。一方

で、「環境に関する展示会・講演会・セミナーの情報（43.2%）」「環境問題の相談の窓口（55.1%）」「生物多様性（55.7%）」「自然とふれあうための施設やイベントの情報（59.1%）」についての関心度は6割を下回っています。関心の高い項目については、市民の関心に応えるプログラム・教材等を引き続き充実していくとともに、関心の低い項目については、プログラム・教材等や情報発信・共有の工夫により、関心を高めていくことが必要です。

「環境教育・学習に関するアンケート」（平成26年度）によると、環境教育を実施する際の課題として、学校や事業者では「教材・プログラム・資料等の準備」という回答が多くありました（小学校では課題の1番目、中学校では2番目（29ページ図表12）、事業者では4番目となっています）。一方、市民団体や一部の事業者など、多様なプログラムを有している主体もあります。各主体が共働・連携してプログラムや教材等を作成するとともに、市民団体などが有する既存のプログラムや教材等の活用・共有を推進することが求められます。

（図表22）環境問題についての情報への関心



【出典：平成24年度 市政に関する意識調査、福岡市】



●リーダー・コーディネーター等の人材育成

地域社会を構成する主体同士が認識や知識を共有し、共に環境保全のために活動するためには、専門的な知識や教え方の技術を身につけ、環境活動を実践・牽引するリーダーが重要であることが、環境活動の現場から指摘されています。また、多様な主体が共に活動を行う際には、人や組織の間の調整やネットワークづくりを行うコーディネーターの存在が重要です。さらに、地域の課題を解決するための対話や活動の場においては、参加者の意見や自発的な行動を上手に引き出し、促進するファシリテーターの役割も大きくなります。

以上のような人材の活躍が期待される中、「環境教育・学習に関するアンケート」（平成26年度）によると、環境教育や環境保全活動を実施する際の課題として、「人材の不足」が各主体の回答の上位となっています（市民団体では課題の2番目（25ページ図表10）、小学校では3番目、中学校では5番目（29ページ図表12）、事業者では2番目となっています）。これまで、市民団体の中では研修会などを通して指導者の育成を実施しており、また行政も養成講座により人材育成に取り組んできましたが、各主体のニーズに対して人材が不足していることや、育成された人材が地域の中で十分に把握されていないことが考えられます。今後も引き続き人材の育成を行うとともに、このような人材の存在を地域全体で把握し、活躍の場を広げていくことが求められます。

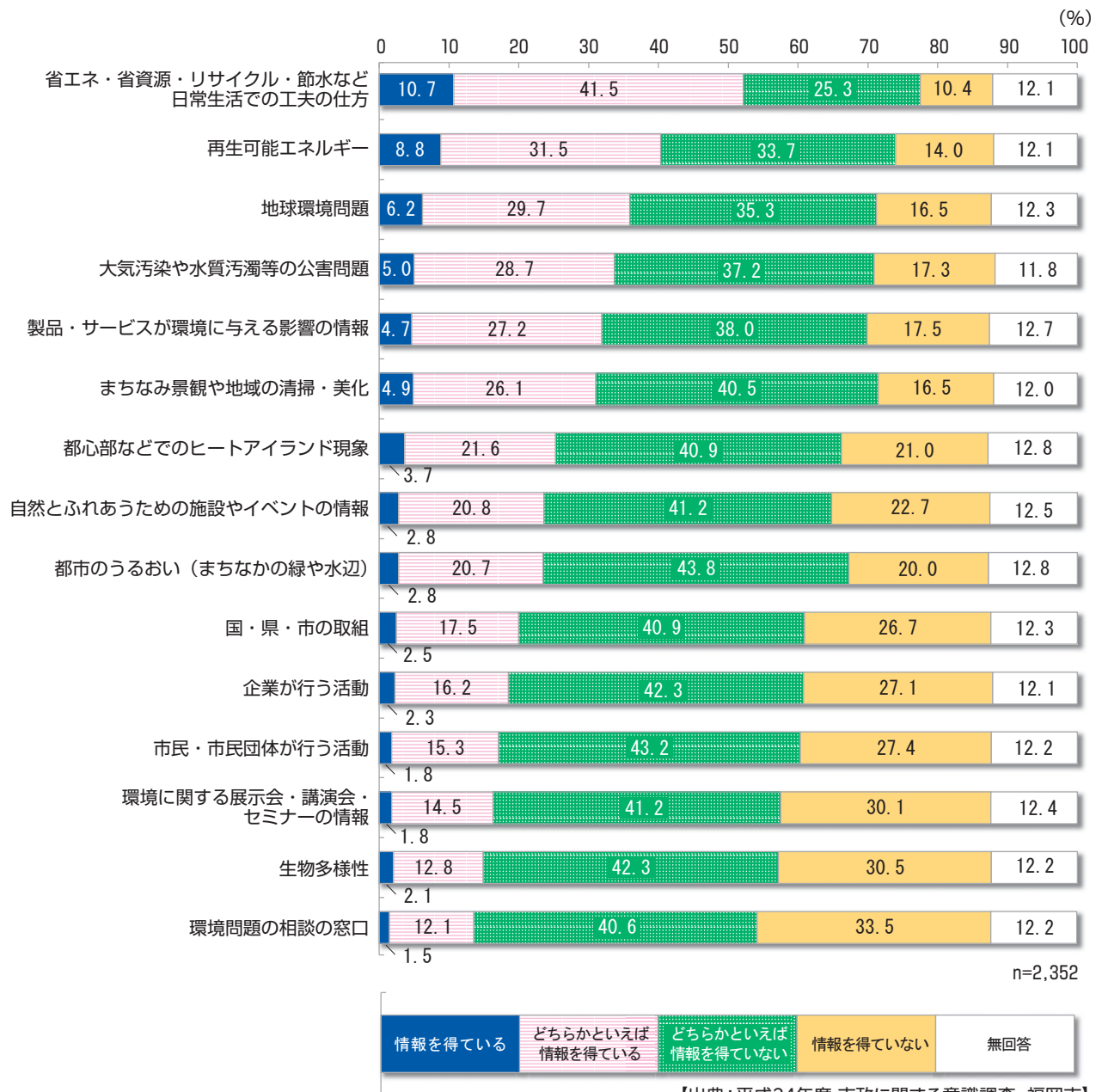
●情報の把握

地域のさまざまな課題を解決するためには、情報発信・共有が積極的に行われることにより、地域の資源と主体が把握される必要があります。

「平成24年度 市政に関する意識調査」によると、環境問題についての情報の取得については、「省エネ・リサイクル等、日常生活での工夫の仕方」の『情報を得ている』人（「情報を得ている」「どちらかといえば情報を得ている」の合計）は5割を超えていますが、特に「環境問題の相談の窓口」などは、『情報を得ていない』人（「情報を得ていない」「どちらかといえば情報を得ていない」の合計）が7割を超えています（図表23）。また、情報の入手方法としては、「テレビから（83.2%）」「ふくおか市政だより・公民館だより・市のパンフレットから（67.9%）」「新聞から（63.6%）」と回答した人が多くなっていますが（図表24）、年代別にみると、20代・30代では「ブログやツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディアから」と回答した人が2割を超えています。環境情報に関する市民のニーズや取得状況を踏まえ、さまざまなメディア・媒体の活用により、環境に関する情報共有が強化されることが必要です。

環境団体などの活動に参加したことのある人の割合は「環境美化活動（34.8%）」が最も高く、次いで「リサイクル活動（26.7%）」となっています。環境団体などの活動への今後の参加については、参加意向のある人（「参加したい」と「どちらかといえば参加したい」の合計）は、いずれの項目も5割以上となっています（図表25）。一方、環境団体の活動に参加したくない理由としては、時間や情報の不足などがあることから、環境活動に取り組む主体の情報が広く発信され、活動への参加の促進が求められます（図表26）。

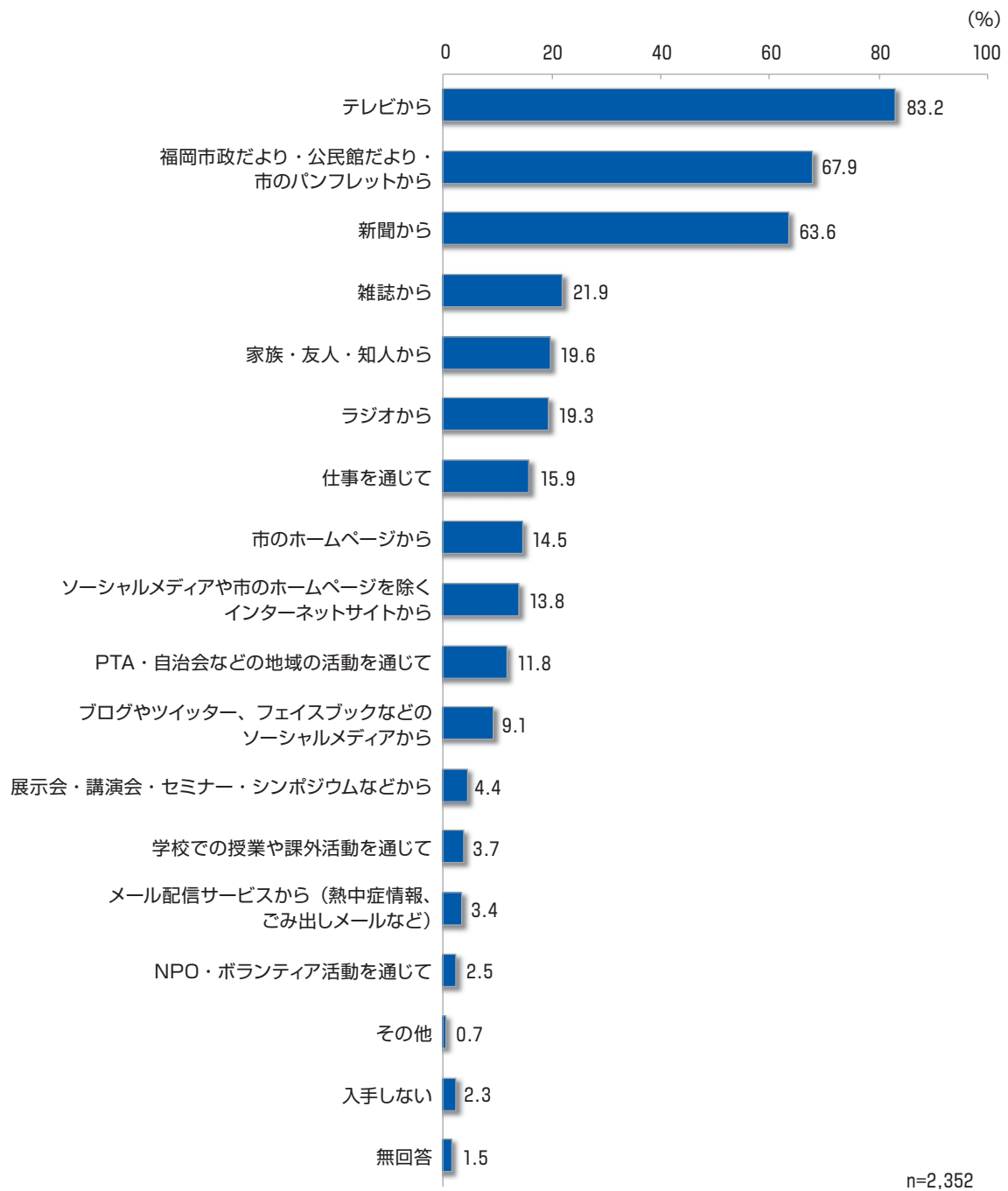
(図表23)環境問題についての情報の取得



【出典：平成24年度 市政に関する意識調査、福岡市】

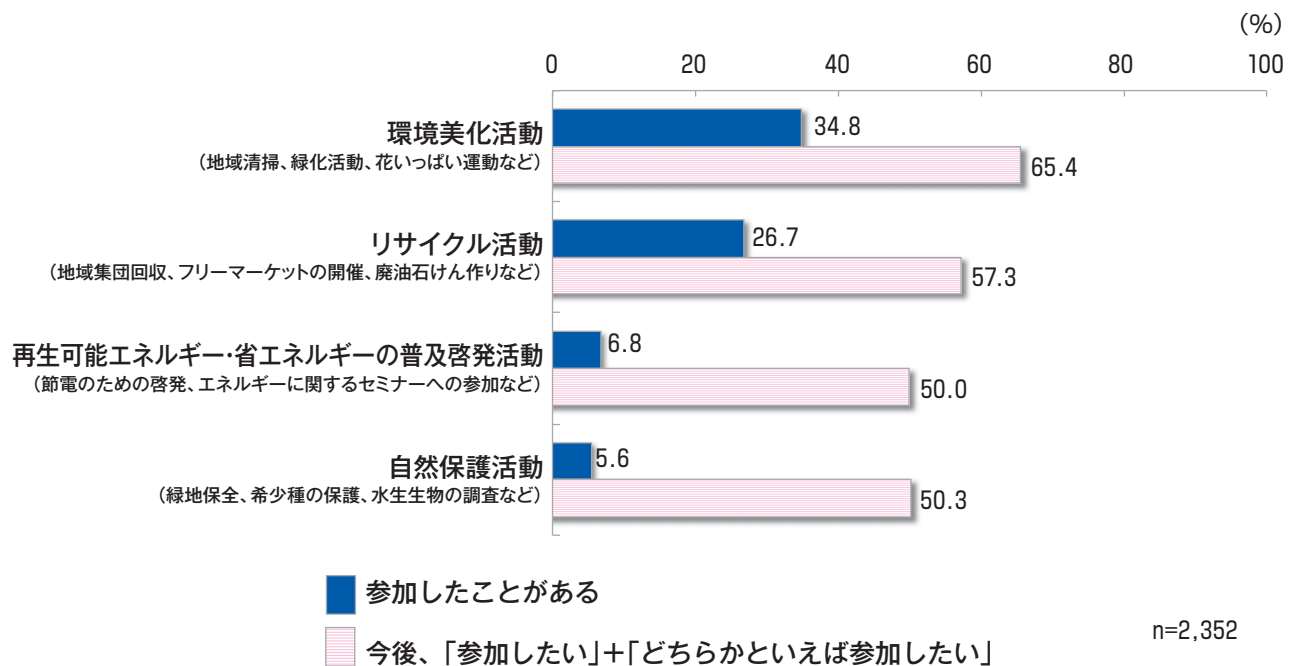


（図表24）環境問題についての情報の入手方法



【出典：平成24年度 市政に関する意識調査、福岡市】

(図表25)環境団体などの活動への参加状況と今後の参加意向



【出典：平成24年度 市政に関する意識調査、福岡市】

(図表26)環境団体の活動に参加したくない理由

項 目	割合 (%)
活動に割くための時間がないから	42.6
時間帯の都合が合わないから	38.6
参加できる活動などの情報がないから	31.3
一人では参加しにくいから（一緒に参加する仲間がいないから）	28.2
活動を行っている団体などの情報がなく、不安だから	27.2
参加しても、どの程度、環境保全に役立つのか分からないから	22.2
興味がないから	16.4
費用がかかるから（交通費や参加費など）	9.7
その他	12.0
無回答	3.7

【出典：平成24年度 市政に関する意識調査、福岡市】

●共働・連携

地域の環境力を高めるためには、地域社会を構成するさまざまな主体による各々の特徴を活かした活動をつなぎ、地域社会が一つの方向性を共有して共働・連携した取組みを進めていく必要があります。

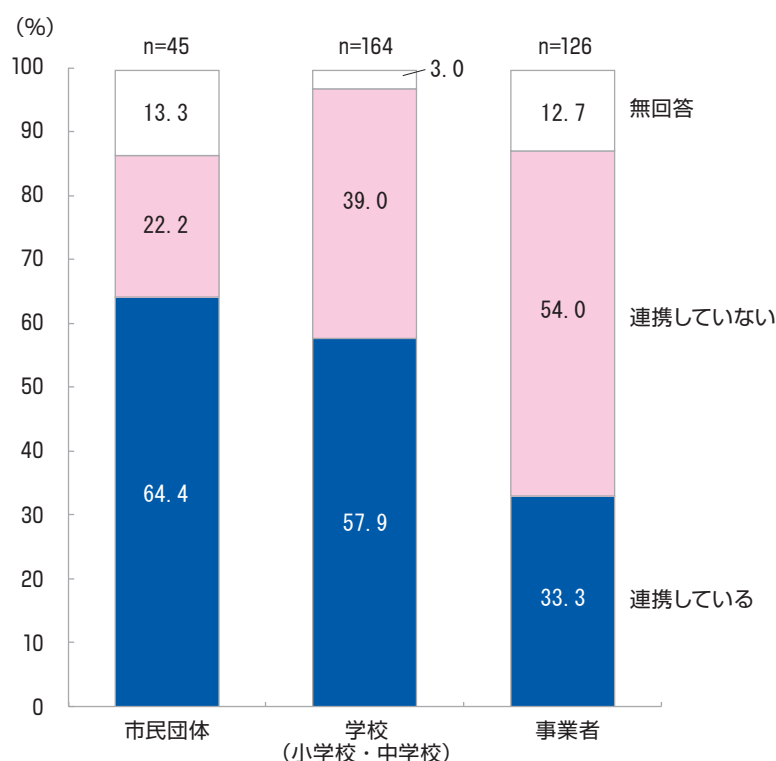
主体間の連携について、「環境教育・学習に関するアンケート」（平成26年度）によると、市民団体は各主体の中で他の主体との連携が最も多く、その割合は64.4%となっています（図表27）。逆に、最も他の主体と連携している割合の低いのは事業者で、その割合は33.3%となっていますが、積極的に環境保全活動に取り組んでいる事業者からは、「NPO法人から講師を招いて活動を行うなど、連携の機会は以前より増している」「行政や大学生、地域住民などと一緒に実施する環境保全活動に力を入れていきたい」といった声もあり、今後もこうした共働・連携を広め、共に取り組んでいくことが必要です。

市民団体を中心に、市民や事業者などが参加して行ったワールドカフェでは「ふくおかをさらに住みよい環境にするために、どんな組み合わせが、どんな未来を生むだろう」というテーマで対話しました。会場からは、「竹チップを作る団体とダンボールコンポストを普及する団体、花植えを行う団体が共に取り組み、若者がデジタル技術を提供して発信する」「小水力発電に取り組む団体と農家が共に取り組み、エコな電気柵で作物を野生動物から守る」「干潟の観察会を行う団体と学校が共に取り組み、身近な干潟を再発見し、子どもたちの遊び場に」といった共働・連携の自由なアイデアが出てきました。こうした対話・交流の場にあらゆる主体が積極的に参加して情報を共有し、新たな共働・連携が生まれるとともに、その中で、互いに足りないものを補い合ったり、課題を解決し合ったりできる場となることが期待されます。



ワールドカフェの様子
（平成27年3月2日実施：平成26年度エコ活報告会）

(図表27) 他の主体との連携



【出典：環境教育・学習に関するアンケート（H26）、福岡市】

さらに進めて

課題を克服して

10年後の福岡市の姿

- 多様なプログラム・教材等があり、環境への関心が全体的に高まって、環境マインドが育まれています。
- 各主体が環境教育・学習のプログラムや教材等を互いに共有・活用し、また検討・提供するうえで積極的に共働・連携しています。
- リーダーやコーディネーター、ファシリテーターといった人材が多く輩出されるとともに広く認知され、地域の中で活躍しています。
- 社会の現状や市民のニーズ、情報の取得状況などに応じ、必要で正確な情報が多様なメディア・媒体を通して共有されています。
- 環境団体や事業者などの活動の情報が広く伝わっており、活動に参加したことがなかった人も積極的に参加しています。
- 住みよい環境や自然のめぐみを共有するとともに、一人ひとりが環境のために行動する権利を持ち、共にまちの未来を描き実現していくという考えが定着しています。
- 主体同士の共働・連携が活発に行われ、地域が一つの方向性を共有して環境保全活動に取り組んでいます。



一緒に取り組む活動紹介



5校区スーパー4店舗レジ袋削減作戦チーム会

西区内のスーパー4店舗（エフコープ上山門店、サニー下山門店、福重店、マルキョウ下山門店）と、5校区（城原、西陵、荻岐、石丸、下山門）の自治協議会環境部門を中心とする地域住民、及び行政が共働して地域ぐるみでレジ袋の削減に取り組んでいます。

自治協議会が中心となって広報を行うことで、公民館だよりなどを利用して広く住民に周知することができ、また

複数の事業者や行政が共働することでレジ袋削減に大きく貢献しています。

事業者同士、市民団体同士も一緒に取り組んでいるんだね。

地域住民×事業者
×事業者×行政



地域で共有する4店舗共通の貸出しエコバッグ

市民団体×市民団体×事業者
×事業者×行政×学校×公民館

小さな循環いい暮らし

～ 小中一貫教育ベッタシラバスづくり ～

市民団体、事業者、学校、行政、地域住民が各々当事者意識を持って参加し、アイランドシティにおける先進的な環境共生都市づくりを実施。NPOは環境啓発のノウハウや経験を活かし、事業者や学校、地域住民の要望を企画として形作り、提案しています。事業者は資金の提供にとどまらず開発のうえでの理想や想いを積極的に発信し、環境共生都市づくりをけん引しています。行政は学校、地域、企業、市関係部署等の間の調整を行い、学校や公民館は学校教育や生涯学習の中で市民を巻き込むなど、それぞれの専門性や強みを活かして取り組んでいます。

こうして地域に根付いた環境教育が実現しており、世代を超えて多様な主体が参加し、自ずと環境について学びながら地域の絆を深めています。



赤坂環境プロジェクト

都心部で生活する子どもたちに循環する自然を体験させたいという思いで、公民館から小学校に働きかけ、家庭から出る生ごみの堆肥化、落ち葉・雑草の堆肥化、堆肥を活用した有機野菜の栽培、子ども主体のスローフードレストランの運営など、循環体験を行う環境教育を行っています。

NPOが環境の知識・技術と企画力を活かして子どもが主役となった活動をコーディネートし、公民館が地域住民を巻き込み、学校の先生が子どもたちの頑張りを応援し褒めるなど、それぞれが強みを活かして共働・連携し、その地域のつながりの中だからこそ、子どもたちはのびのびと環境について学び、自ら行動する力を育んでいます。

公民館×学校
×地域住民×市民団体





4

第

章

福岡市（行政）の施策の展開

第4章

福岡市（行政）の施策の展開

1 施策の基本的方向と具体的施策

福岡市(行政)は、第2章の「環境教育・学習の取組みの視点」、第3章の「各主体の関係と現状・課題、そして10年後の姿」を踏まえ、施策の基本的方向を定め、具体的施策を展開していきます。

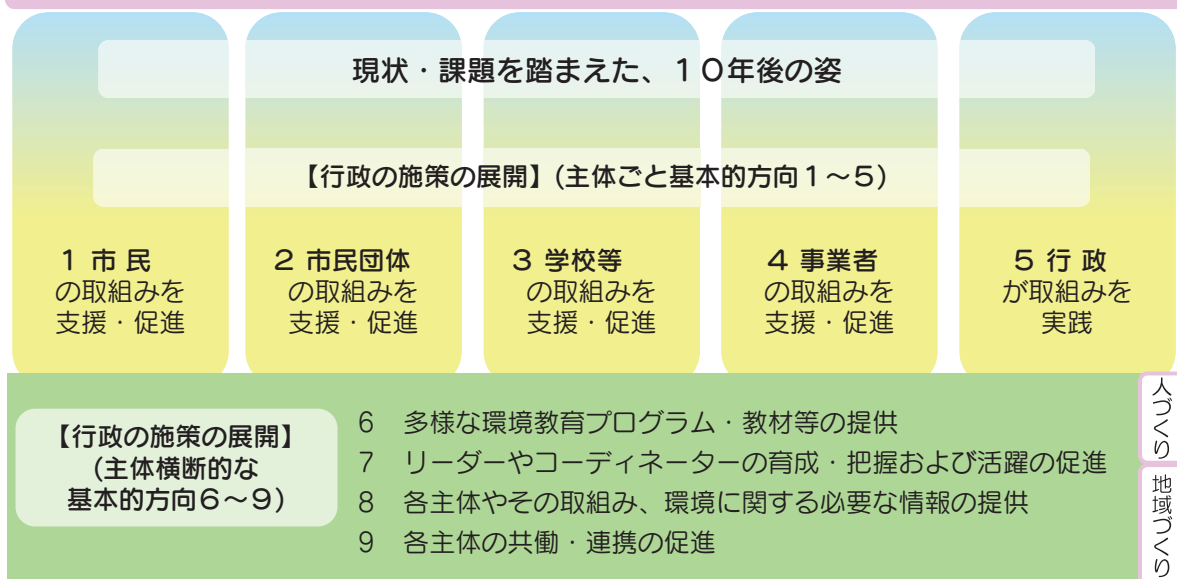
まず、基本的方向1～5においては、各主体(市民・市民団体・学校等・事業者・行政)が第3章に描いた「10年後の姿」に近づくために、取組みを支援・促進する施策の基本的方向を示しています。そして、基本的方向6～9においては、人づくり・地域づくりを推進し、各主体の取組みを結びつける横断的な施策の基本的方向を定めています。

このように、あらゆる機会を捉えて「学び、ふるまい、行い、つなぐ」環境教育・学習を展開し、人づくり・地域づくりを推進することで「地域環境力」を高め、未来へのちつなぐまちの実現を目指します。

【めざすまちの姿】

豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち

【環境教育・学習の取組みの視点】 環境保全・創造に向けた人づくり・地域づくり



○基本的方向1～9に関する表記

- ◆ : 第3章の「10年後の姿」をふまえた、行政の施策を展開する上での目的。
- ➡ : ◆を実現するための取組み。
- ・ : 平成27年度実施の取組みの具体例。
- : 今後検討し、「めざすこと」を記載。

**（主体ごとの基本的方向）****基本的方向 1 市民一人ひとりの、環境保全活動実践を支援・促進する****市民**

自己の日常生活と環境問題の関わりへの気づきにつながる啓発を実施し、市民の自主的な活動を促進します。また、福岡市の人口構成の特徴を踏まえ、対象に応じた啓発を行います。

目的・取組み・具体例

◆市民が環境問題を身近なこととして捉え、日常生活と環境問題との関わりを認識する。

➡日常生活と環境問題のつながりに気づくような環境教育・学習

・出前講座

：家庭でのごみ減量をはじめ、再生可能エネルギーや越境大気汚染、地球温暖化のような難しい問題についても、市民の理解を深めるため、地域の公民館などに出向いて直接説明【環境局】

・カブトガニ放流会

：絶滅の危機に瀕しているカブトガニの現状を認識するとともに、自然保護意識の高揚を図るため、地元の小学生などとカブトガニを放流【環境局】

・市内でとれた食材に親しむ機会の提供

：地元でとれた新鮮な魚介類を使ったお魚教室（玄海うまかもん食育事業）や市民感謝デーにおける長浜鮮魚市場の一部開放、市内産の米・新鮮な野菜や果物・鶏卵や肉、乳製品などの畜産品・魚介類などを展示即売する農林水産まつりの開催、福岡市の朝市・夕市・直売所の情報発信など【農林水産局】

市民感謝デーにおける長浜鮮魚市場の一部開放の様子。こうした機会を通して地産地消の取組みが広まり、食材の輸送などにおける環境負荷が低減されるとともに、市民が自然のめぐみを感じ、福岡市の環境に対する愛着や保全の意識が高まることが期待されます。



◆市民が環境保全行動を日常的に実行する。

➡環境行動を促す支援事業や啓発事業、取組み事例の情報発信

・ECOチャレンジ応援事業

：省エネや環境イベントへの参加などの環境保全に寄与する行動に対して、商品や交通系ICカードの乗車ポイントなどと交換できるポイントを付与【環境局】

その他、福岡市環境行動賞【環境局】、「緑のカーテン」プロジェクト【環境局】、電気自動車等購入補助【環境局】、住宅用エネルギーシステム導入補助【環境局】、マイバッグ持参によるレジ袋削減の取組み【環境局】、環境1日乗車券「エコちかきっぷ」【交通局】 など

◆あらゆる世代の市民が、ライフステージに応じた環境教育・学習に取り組み、環境保全活動において活躍する。

➡学校等における、成長段階に応じた環境教育・学習
(→基本的方向3)

➡若年層に対する環境啓発および環境保全活動の支援

・単身世帯向け啓発

：若年層も多い単身世帯に対し、ごみ減量・リサイクルについて啓発
【環境局】

・エコ発する事業

アンダーサーティ
：市民団体をはじめ、環境活動に取り組む U - 30 (30歳以下) 世代の
団体にも資金面等で支援を行い、市民団体との交流も推進
【環境局】

その他、環境局ホームページでの取り組み紹介【環境局】 など



単身世帯用ごみ減量の
パンフレット

めざすこと

アンダーサーティ
これまで30歳以下の若年層を U - 30世代と称して若年層への環境啓発を実施してきましたが、さらに今後はあらゆる事業においてU-30世代への環境啓発を行っていきます。

また、スマートフォンやタブレット端末を活用するなど情報発信を工夫し、広く環境について啓発を進めていきます。

➡環境保全活動における高齢者の活躍促進

・福岡市環境行動賞

：市の環境保全・創造に貢献した個人・市民団体・学校・事業者を表彰。地域清掃や地域集団回収など、多くの高齢者が環境保全活動において活躍しており、このような取り組みについて、表彰を通して広く知らせることで、高齢者をはじめあらゆる世代の活動への参加を促進【環境局】

その他、市政だよりや公民館だよりといった、高齢者にも伝わる媒体を活用した情報発信 など

めざすこと

情報発信においては、高齢者にも情報が伝わるよう配慮・工夫を行っていきます。

また、真夏の打ち水や壁面の緑化など、自らを取りまく環境の中で、快適で豊かに生活する昔ながらの知恵を高齢者は培っており、このような知恵は環境保全の取組みに活かすことができます。また、若い世代との交流の場をつくることで、高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵や知識、技術、環境への想いなどを伝える機会を提供していきます。



浴衣で打ち水を行っている様子



◆転入者や外国人がごみの出し方などの基本的なルールを理解し実行するとともに、福岡市の環境について愛着を持ち、地域の環境活動にも参加する。

➡転入者や外国人への環境啓発・環境マインドの育成

・ごみのルールブック

：多言語で作成し、区役所などの窓口で配布【環境局】

その他、出前講座などによる留学生への基本的なルールの周知【環境局】、多言語による配布物の作成など



ごみのルールブック

めざすこと

ごみ・資源物の分別方法や、資源物の回収拠点について広く周知するため、スマートフォンやタブレット端末で調べやすくするなど、情報発信を強化していきます。

また、転入者や外国人が積極的に環境保全に取り組むためには、まず、福岡市や地域の環境について理解し、愛着を持ってもらうことが必要です。例えば、「福岡市の再生水利用は日本初で、供給箇所数も日本一であることから、水という視点で福岡市の環境について知ってもらう」「福岡市は渡り鳥の中継地であることから、大半の日本の渡り鳥の動向がわかる」など、外国人や転入者をはじめとした市民に福岡市や地域の特徴を知ってもらうため、あらゆる切り口での発信が考えられます。そこで、行政だけでなく、市民団体や事業者なども各々の専門性を活かして積極的に発信することが必要であり、そのための支援を検討していきます。



秋～冬にかけて見られるダイシャクシギ
（東区和白干潟）



環境にやさしい街・ふくおか
福岡市の再生水利用は日本初で
供給箇所数は日本一です。



校区の公民館でも環境の講座が
実施されているよ。そうした取組み
を支援・促進することも大切だね。

(主体ごとの基本的方向)

市民 団体

基本的方向2 市民団体の自主的な活動を支援・促進する

市民団体の活動がより活発に行われるよう、活動を行うにあたって課題となっている、情報・交流の機会・人材育成・資金面について効果的な支援を行います。

目的・取組み・具体例

◆市民団体の活動が広く知られ、取組みの輪が広がる。

➡市民団体に関する情報発信や活動を広げる機会・場の提供



環境局ホームページでの市民団体の紹介

・環境局ホームページ

：市内や近郊で環境に関する活動を行っている市民団体を紹介【環境局】

・福岡市環境行動賞

：市の環境保全・創造に貢献した個人・市民団体・学校・事業者を表彰し、模範的な活動を広く市民に発信【環境局】

その他、あすみんウェブ【市民局】、活動拠点支援施設「エコルーム」【環境局】 など

◆市民団体同士が交流し、共働・連携による環境保全活動を実施する。

➡団体同士の情報交換・交流の場の提供による、団体同士の共働・連携の支援

・環境フェスティバルふくおか

：市民団体・事業者・行政が一堂に集い、情報交換・相互交流を行って、参加体験型のイベントを開催【環境局】

・あすみん

：NPOやボランティア活動をはじめとする多様な市民公益活動の情報交換・相互交流の場を提供【市民局】
など



福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」



◆市民団体が人材育成に取り組み、活動が広まるとともに後継者が育つ。

➡成熟した市民団体と若者や新規の団体などとの出会い・交流の場の提供

・エコ発する事業

：市民団体をはじめ、環境活動に取り組むU-30世代の団体にも資金面等で支援。特にU-30世代の団体には、成熟した市民団体によるアドバイスを受けられる制度を用意。また、活動報告会では市民団体やU-30世代の団体が取り組みを発表するとともに、ワールドカフェ形式により団体同士の交流を深めるなど、分野や世代を超えた団体間の共働・連携の機会を提供【環境局】



活動報告会にて、自らの環境保全活動を発表する若者

◆市民団体の資金面における課題が解決する。

➡市民団体の環境保全活動に対する補助事業や、団体が活用できる他の支援策の情報提供



地域集団回収の様子

・地域集団回収等報奨制度

：資源物の集団回収等実施団体に、回収量などに応じた報奨金を交付【環境局】

・あすみんウェブ

：市民団体が利用できる助成金の情報を広く発信【市民局】

その他、緑の活動支援事業【住宅都市局（緑のまちづくり協会）】、河川浄化報償金【道路下水道局】、治水池環境美化活動報奨金【道路下水道局】 など

(主体ごとの基本的方向)

基本的方向3 学校等における環境教育・学習を支援・促進する

学校

関係機関と連携して、幼稚園や保育園(所)、認定こども園、小中学校などへ環境教育・学習のさまざまな教材や資料、情報を提供するなど、各教科やその他の教育活動において、体系的な環境教育を促進します。また、高等学校や大学と連携して環境教育・学習を推進します。さらに、教職員や保育士などが環境について体系的に学ぶことができる場を検討します。

目的・取組み・具体例

◆幼稚園や保育園(所)、認定こども園、小中学校において、各教科やその他の教育活動を通し、子どもの成長段階に応じた体系的な環境教育が実施される。

➡体験活動を学習に取り入れた、環境学習の機会の提供



環境学習支援事業の様子

・環境学習支援事業

：ごみの分別、リサイクル品の説明やパッカー車による収集の実演など、見て、触れながら学ぶことが出来る学習の機会を提供【環境局】

・海っ子山っ子スクール

：自然環境を生かした教育活動を行っている小規模の学校に通学することにより、豊かな人間性を育み、自然を愛する心を培う【教育委員会】

その他、背振少年自然の家や海の中道青少年海の家での自然教室開催【教育委員会】 など

➡学校等で活用できる学習のツールや教材、資料、プログラムなどの充実

・環境副読本の作成・配布【環境局】、環境学習教材の貸出し【環境局】 など

➡環境に配慮した学校施設などの整備を推進し、学びの場や教材としての活用促進

・太陽光発電設備の設置

：市内小中学校へ太陽光発電設備を設置【教育委員会】



設置している太陽光発電設備



➡学校等で取り組める環境保全活動や、他の主体との共働・連携の活動について、事例やモデルなどの情報発信

・福岡市環境行動賞

：本市の環境保全・創造に貢献した個人・市民団体・学校・事業者を表彰し、模範的な活動を広く市民に発信【環境局】

・特色ある教育推進事業

：幼・小・中学校等において環境教育の視点を取り入れた授業内容や活動を充実【教育委員会】 など

教科学習や学外での実習だけではなく、学校生活のいろいろな場面で取り組んでいることが、環境保全活動につながっているよ。
そうした気づきにつながる情報発信も大切だね。



◆高等学校や大学、専門学校などで人材が育成され、積極的に環境保全活動に取り組む。

➡関係機関と連携した、高等学校や大学などを拠点とする人材育成の推進

➡高校生や大学生などの自主的な環境活動の促進（→基本的方向1）

・福岡大学リサイクルマーケット

：大学卒業生や地域住民の不要になった家具や電化製品などを新入生に無償で提供するリユース推進事業【城南区】

◆教職員や保育士などが環境について体系的に学ぶ。

➡環境教育を実施する指導者への研修の充実や指導者向けの情報発信

・こども環境局ホームページ

：環境に関する問題を楽しく学習できるように、小・中学生や学校の教職員を対象とした情報を提供【環境局】

めざすこと

教職員の育成については、教育委員会と随時連絡調整を行いながら、環境教育に関する研修の実施などについて検討していきます。



こども環境局ホームページ

(主体ごとの基本的方向)

基本的方向4 事業者の環境保全活動実践を支援・促進する

事業者

事業者の環境保全活動を促進するための情報提供や支援を行います。また、事業者が取り組んでいる活動を評価し、広く発信していきます。

目的・取組み・具体例

◆事業者が環境に配慮した事業活動を行うとともに、環境保全活動を実施する。

➡従業員への環境教育のための情報や環境教育プログラムなどの提供

・オフィス用省エネ・省CO₂手引書

：社員一人ひとりが取り組める身近な省エネから、施設の管理者が行う設備機器の省エネ運転方法、投資を伴う省エネ改修まで、幅広く紹介【環境局】

➡環境マネジメントシステム導入や環境に配慮した事業活動などのための情報提供

・エコアクション21取得支援事業【環境局】

・事業者向け省エネ講習会【環境局】 など

➡環境に配慮した行動を支援・促進するしくみの提供

・環境・エネルギー対応資金

：新エネルギーや省エネルギー、低公害車を導入する中小事業者などに融資【経済観光文化局】

その他、事業系食品廃棄物リサイクル推進事業【環境局】、事業系古紙回収推進事業【環境局】、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業【環境局】、事業系ごみ資源化情報発信事業【環境局】、事業系一般廃棄物資源化施設整備支援事業【環境局】 など



「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」。
古紙を回収してくれる業者を見つけるための
マッチングサイト

◆事業者による環境保全活動が広く知られ、活動が広がる。

➡模範的な活動を行っている事業者の評価・顕彰および活動内容の発信



「魚あらしサイクル推進店」に
交付しているステッカー



・福岡市資源物回収協定

：優良な資源物回収事業者と協定を締結し、市ホームページなどで協定を締結した資源物回収事業者を周知【環境局】

・福岡魚あらしサイクル推進店

：魚あらしサイクル（魚のあらしを魚粉にし、家畜の飼料とする）に協力する鮮魚店などのうち、排出状況が優良な事業所を「魚あらしサイクル推進店」としてステッカーを交付【農林水産局】

その他、**福岡市環境行動賞**【環境局】、**社会貢献優良企業優遇制度**【環境局】 など

➡事業者が取り組んでいる環境教育や活動支援などの情報発信、および事業者が提供する体験の機会の場についての認定

・環境局ホームページ

：環境教育を行っている企業などの取組みを紹介【環境局】

・体験の機会の場の認定制度

：自然体験活動等の体験の機会の場として企業などが提供している土地や建物を認定し、情報提供により利用を促進【環境局】 など

➡事業者同士の情報交換・交流の場の提供による、事業者同士の共働・連携の支援

・福岡市地球温暖化防止市民協議会

：市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた様々な事業を展開【環境局】

・エコ・ウェイブ・ふくおか会議

：低炭素社会の実現に向けて、事業者その他の団体自らが共通の取組みを継続して行い、さらには広く他の団体や市民に共同行動の波を広げることを目的に設置【環境局】

めざすこと

事業者は、環境に配慮した事業活動や環境保全活動を行うことだけでなく、新たな環境・エネルギー関連ビジネスを創出することも期待されています。そのため、福岡市におけるエネルギー施策の方向性を定めた「福岡市環境・エネルギー戦略」（平成26年度策定）においても方向性の一つとして掲げているように、産学官の連携を促進することで新たなビジネスが生まれる環境を整備するとともに、効果的な情報発信についても検討していきます。

(主体ごとの基本的方向)

基本的方向5 行政が率先して環境保全活動を実践する

行政

職員一人ひとりが環境意識を高めるとともに、環境に関する知識を深め、行動します。また、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れ、率先して環境にやさしい行動を実行します。

目的・取組み・具体例

◆職員一人ひとりが環境意識を高めるとともに環境に関する知識を深め、環境行動を実践する。

➡環境に関する情報交換や研修、実践の場・機会の提供

・福岡市グリーン購入ガイドライン【環境局】、庁舎内ごみ減量・リサイクルマニュアル【環境局】、ニワピカ隊【環境局】、チャリエコ(共用自転車)の貸出し【環境局】 など

➡NPOや他の機関が開催する環境関連の研修や実践活動などへの参加促進

◆自主的な環境配慮の取組みを率先して実施する。

・省エネルギー診断事業

：庁舎などでの光熱水費低減と省エネを図るため民間事業者から指導を受け、低減額の一部を業者への報酬として払う【財政局】

その他、福岡市役所環境保全実行計画の推進【環境局】、市有施設における再生可能エネルギーの導入促進【環境局】、森林によるカーボン・オフセット等推進事業【農林水産局】 など

◆あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れる。

・消費者教育の推進

：環境に優しい商品の購入の促進や家庭から出るごみを減らすため3R推進啓発等を行うことにより、環境に配慮したライフスタイルや消費者教育を推進【市民局、環境局】

・水素リーダー都市プロジェクトの推進

：下水汚泥を処理する過程で発生するバイオガスから水素をつくり、走行時に水しか出さない燃料電池自動車(FCV)に供給する世界初の取組み【経済観光文化局、道路下水道局】



燃料電池自動車(FCV)

その他、「エコ・イベントふくおか」手引書【環境局】、ごみ焼却熱の有効利用【環境局】、魚滓の再資源化【農林水産局】、廃発泡スチロールのリサイクル【農林水産局】、アオサ有効活用検討【港湾局】、使用済み乗車券のリサイクル【交通局】、地下鉄車両減速時のエネルギー有効利用【交通局】 など

◆他の主体と共に、環境保全活動を推進していく。



共働事業提案制度による「志賀島歴史と自然のルートづくり事業」（平成20年度採択事業）の志賀島森林保全ボランティアのみなさん

・共働事業提案制度

：NPOの斬新なアイデアや専門性を活かした企画提案を募集し、採択された事業について、NPOと市が共働で事業を実施【市民局】

・和白干潟保全のつどい

：和白干潟を中心に活動する市民団体等と行政が定期的に意見交換しながら、和白干潟の環境保全に向けた活動などの共働事業を企画・実施【港湾局】



和白干潟でのバードウォッチングの様子



和白干潟での「アオサのお掃除大作戦」の様子



行政は、この計画に基づいて施策を実施することはもちろん、各主体にこの計画に記した視点や方向性などについて知ってもらい、想いを共有して環境教育・学習を推進していくことが欠かせないね。



環境にやさしい行動の波を起こそう！

全市的に「環境にやさしい行動の波を起こそう」という趣旨で、年間を通じて市民・事業者などとともに実施する省エネルギー・省資源など環境に配慮した取組みの総称を「エコ・ウェイブ・ふくおか」と称しています。

(主体ごとの基本的方向)

基本的方向6 多様な環境教育プログラム・教材等を提供する

人づくり

環境の視点を取り入れた、多様な環境教育プログラムや資料・教材、データや機会などを提供することで、環境に対する想いや地域への愛着を深めます。その際、各主体と連携しながらあらゆる対象に応じた環境教育プログラム・教材等を整備するとともに、すでに各主体が有しているものについて共有・活用できるしくみづくりを検討します。

目的・取組み・具体例

◆環境の視点を取り入れた多様なプログラム・教材等により、環境マインドが育つ。

- ➡主体や対象に応じた、体系的な環境教育プログラム・教材等の提供
(→基本的方向1、基本的方向3、基本的方向4)
- ➡全ての分野（生活環境、自然共生、資源循環、低炭素）における最新のプログラム・教材等の充実
- ➡地域の特性を活かしたプログラムや地域の課題や魅力への気づきにつながるプログラムなどの提供

・博多湾における環境教育プログラム

：地元の小学生を対象にしたカブトガニの放流会や野鳥観察などの環境教育を実施【環境局】

その他、立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業【東区】、人と自転車が共生できるまちづくり事業【博多区】、花いっぱい運動【中央区】、まちのよかところ再発見事業【南区】、油山の魅力発信・ハチクマウォッチング【城南区】、歩きたくなるまちづくり事業【城南区】、室見川水系一斉清掃【早良区】、フラワーハートシティ事業【住宅都市局】など



カブトガニの放流会の様子

→多様な媒体を活用した、環境教育プログラム・教材等の提供



貸出しをしている大型紙芝居

・環境学習教材の貸出し

：大型紙芝居・DVDなどの環境教材の貸出し
【環境局】

その他、こども環境ウェブサイト【環境局】、
環境副読本【環境局】 など

◆各主体が共働・連携して環境教育・学習のプログラムや教材等を提供し、また互いに共有・活用する。

→各主体との共働・連携による、環境教育プログラム・教材等の具体的内容の検討

・環境副読本の作成：小学校教員と共に検討・作成【環境局】

→各主体が有する環境教育プログラム・教材等の活用促進

めざすこと

市民団体は環境に関する知識とノウハウを有し、対象に応じた多様なプログラムを持っています。例えば、小学3年生の国語の単元「すがたをかえる大豆」に関連し、種をまき、育て、収穫、きなこにして食べるまでを体験する「大豆はかせになろう」授業プログラム。新聞離れしている小学生が新聞に親しみ、スクラップをつくりながら、紙の役割や特性を知り、紙を大切にすることを学ぶ、小学校高学年向けの「マイスクラップで伝えよう」授業プログラム。全学年を対象に学校で1カ月間ダンボールコンポストを実践し、生ごみが土にかえる過程を体験しながら、自分で生ごみ減量を実践できる「ダンボールコンポストを利用した生ごみ堆肥化」授業プログラムなどがあります。

また、地域の自然をテーマとして複数学年にわたって環境教育プログラムを実施している学校や積極的に他の主体の環境教育を支援している事業者など、各主体は充実したプログラム・教材等を持っています。

こうしたプログラム・教材等をデータベース化するなどして広く発信し、活用の促進を図っていきます。



「マイスクラップで伝えよう」授業風景



「大豆はかせになろう」大豆収穫の様子

(主体横断的な基本的方向)

基本的方向7 リーダーやコーディネーターを育成・把握するとともに、
活躍を促進する

人づくり

専門的な知識や教え方の技術を身につけ、環境活動を実践・牽引するリーダーや人や組織の間の調整やネットワークづくりを行うコーディネーターなどの人材を把握・育成するとともに、活躍の場・機会を広げます。

目的・取組み・具体例

◆リーダーやコーディネーターなどの人材が多く輩出され、地域で広く把握される。

➡人材を育成する講座などの実施および指導者育成の多様なプログラムの普及促進

・環境をまもる人づくり地域づくり事業

：地域のリーダーとなる人材を発掘・育成するため、地域環境サポーター養成講座を開催。養成講座修了後、環境活動団体を設立して活動している修了生の団体もあり、こうした団体の活躍を支援するとともに、共働・連携して環境啓発活動に取り組みながら、人づくり・地域づくりを推進【西区】

➡地域の人材の把握およびその認定

・福岡市環境行動賞

：本市の環境保全・創造に貢献した個人・市民団体・学校・事業者を表彰し、模範的な活動を広く市民に発信【環境局】

・環境教育・学習人材リスト

：環境に関する知識・経験を備えた人材をリストに登録し、ホームページ上で公開【環境局】

◆リーダーやコーディネーターなどが地域の中で活躍する。

➡人材を必要としている主体とリーダーやコーディネーターなどをつなぐ支援

・まなびアイふくおか

：講師・指導者情報などを掲載する学習情報提供システム【教育委員会】

・福岡市緑のコーディネーター制度

：花や緑に関する知識や技術を有する人を養成・認定し、分野ごとに登録するとともに、公民館などへ派遣【住宅都市局】 など

➡リーダーやコーディネーターなどが、さらにスキルを身につけられるようなネットワークづくりの機会の提供

めざすこと

リーダーやコーディネーター同士が交流・意見交換する機会の提供や、積極的な地域への人材紹介など、継続的な活動を支援・促進していきます。



（主体横断的な基本的方向）

基本的方向8 各主体やその取組み、環境に関する必要な情報を提供する

地域
づくり

既存の環境教育・学習施設やさまざまなメディアを利用して、福岡市をはじめとした環境に関する正確で最新の情報を発信し、学ぶ機会を充実します。また、市民団体や学校、事業者などの主体やその環境保全活動についても、PRの支援や表彰制度などを通して広く発信します。

目的・取組み・具体例

◆地域・社会の状況や各主体のニーズに応じ、環境に関する情報が収集・整理される。

➡環境情報に関するニーズや関心、認知度などの把握

・定期的に市政アンケート調査を実施【環境局】

➡調査・研究の推進や大学、国、県の研究機関などとの連携による、環境問題に関する科学的知見の収集、現状把握の充実

・保健環境研究所における調査・研究の推進【環境局】、大気汚染物質の調査【環境局】、廃棄物の再資源化調査【環境局】 など

◆収集・整理された環境に関する正確で最新の情報が発信・共有され、学びの機会が充実する。

➡さまざまなメディア・媒体を活用し、対象を意識した効果的な情報発信・共有の推進

・市政だよりを活用した情報発信

：環境啓発イベントの情報などを市政だよりに掲載するとともに、「夏の省エネ対策特集号」などについては市政だよりと同時配布することで、広く情報を発信【環境局】

その他、環境局ホームページへの掲載、報道機関を通じた情報発信 など

めざすこと

資源物の回収拠点をスマートフォンやタブレット端末で調べやすくするなど、情報発信を工夫してリサイクルに参加しやすい環境にします。また、フェイスブックなどのソーシャルメディアを通して環境イベントの情報を発信するなど、新たな情報発信ツールの積極的な活用についても検討していきます。



ユニバーサルデザインへの配慮や男女共同参画社会の視点、外国人への情報提供における配慮などを踏まえて、情報の発信・共有をすることが大切だね。

➡環境に関するあらゆる分野について、客観的で正確な最新の環境情報の発信

・黄砂・PM2.5に関する情報発信

：福岡市PM2.5・黄砂影響検討委員会の報告に基づき、黄砂の飛来予測情報やPM2.5の予測情報を行動のめやすと併せて、市ホームページや防災メールなどの多様な媒体で情報提供。また、広域大気汚染の状況を成分分析などで把握し、データ解析を行うとともに、黄砂・PM2.5の健康に関する知見等を収集し、わかりやすく情報発信【環境局】

➡情報発信の拠点である、既存の環境教育・学習施設の充実および施設が持つプログラムの有機的な結び付きの強化



スマートハウス常設展示場。再生可能エネルギー、HEMS（家庭内のエネルギーマネジメントシステム）などについて、実際に見て、体験できる施設

・まもるーむ福岡【環境局】、3Rステーション【環境局】、スマートハウス常設展示場【環境局】、工場見学の受入れ【環境局】、少年科学文化会館【こども未来局】、背振少年自然の家【こども未来局】、海の中道青少年海の家【こども未来局】、「博多町家」ふるさと館【経済観光文化局】、博物館【経済観光文化局】、油山市民の森【農林水産局】、油山自然観察の森【農林水産局】、も～も～らんど油山牧場【農林水産局】、今津リフレッシュ農園【農林水産局】、立花寺緑地リフレッシュ農園【農林水産局】、花畑園芸公園【農林水産局】、動物園【住宅都市局】、植物園【住宅都市局】 など

➡環境教育・学習施設や体験の機会を提供する場についての情報発信・活用促進

◆主体や環境保全活動が広く知られ、活動への参加が促進されたり環境保全の取組みが広がる。

（→基本的方向1、基本的方向2、基本的方向3、基本的方向4、基本的方向6）

めざすこと

オフィスでの省エネ・省資源をはじめとした事業活動での環境負荷の低減や、自主的な環境保全活動への参加を実践している事業者がいます。事業者は環境にやさしい商品・サービスの提供や技術開発にも取り組んでおり、製造・運輸過程等においても環境配慮に努めています。以上のような個々の事業者の取組みは、他の事業者や市民、学校等に広く知られ、商品・サービス等を選択する際の基準となることで、他の主体の環境行動にもつながります。また、消費者のこのような行動が広まることは、事業者の環境行動をさらに促します。

そこで、環境に配慮した事業者の取組みやその意義を広く発信するとともに、それらの取組みを商品・サービスの選択基準とすることの環境保全上の重要性について、イベントや講座等で啓発することで、事業者と消費者の日常的な環境活動を結びつけ、相乗的に取組みを広めていきます。

地域
づくり

（主体横断的な基本的方向）

基本的方向9 各主体の共働・連携を促進する

基本的方向1～5で各主体の主体的な取組みを支援・促進するとともに、主体を横断する取組みを基本的方向6～8で展開し、それらを踏まえ、各主体の共働・連携をさらに推進します。また、主体同士の情報交換の場を充実することで、地域や相互の課題解決が図られるしくみを検討します。

目的・取組み・具体例

◆主体間の共働・連携が促進・強化される。

➡あらゆる主体が参加できる活動・交流の場や機会の提供



ラブアース・クリーンアップの様子

・環境フェスティバルふくおか

：市民団体・事業者・行政が一堂に集い、情報交換・相互交流を行って、参加体験型のイベントを開催【環境局】

・ラブアース・クリーンアップ事業

：市民・事業者・行政などが参加する一斉清掃【環境局】 など

➡共働・連携の拠点となる施設などの活用促進や多様な主体との共働・連携を取り入れた施設運営

めざすこと

保健環境学習室である「まもるーむ福岡」は健康と環境の安全・安心の確保および生物多様性の保全を対象とし、情報発信と交流活動拠点の機能を備える施設として再構築に取り組んでいます。保健環境研究所や関係機関、大学、NPOの関連情報を集約、整理し、様々な媒体で発信するとともに、NPOと連携した自然観察会、事業者と共働での工場見学等のフィールド学習、学校クラブの発表会、大学やNPOと連携した公開講座など、多様な主体と共働・連携による企画の実施も検討しています。



➡共働・連携の在り方についての具体的事例の紹介

・福岡市環境行動賞

：市の環境保全・創造に貢献した個人・市民団体・学校・事業者を表彰し、模範的な活動を広く市民に発信【環境局】

◆多様な主体の参画と共働・連携により、地域や相互の課題解決が図られる。

➡多様な主体が参加し対話・交流する機会の創出

・生物多様性を考えるトーク・カフェ

：生物多様性に関連した各主体が対話する場、新たな人材との交流の場としてのトーク・カフェを開催【環境局】

・エコ発する事業

：市民団体などが自ら発意・企画し、主体的に行う環境活動を支援。活動報告会では各団体が取組みを発表するとともに、ワールドカフェ形式により団体同士の交流を深めるなど、分野や世代を超えた団体間の共働・連携の機会を提供【環境局】

めざすこと

様々な分野において、各主体が交流しながら環境について共に考える機会をつくるとともに、最新の環境の現状や動向を学ぶ基調講演をあわせて実施したり、リーダーの育成にもつなげるなど、交流の場がますます充実したものとなるよう検討していきます。

また、青少年育成など地域の抱える他の課題について、環境という切り口から解決していくような共働・連携の取組みについても促進していきます。



平成26年度に実施した、生物多様性を考える
「生きものと私たちのくらしトーク・カフェ」の様子



2 区のまちづくりにおける環境関連の目標・取組み

第9次福岡市基本計画における区のまちづくりの目標では、各区の特徴と現状・課題を踏まえて、まちづくりの目標と取組みの方向性が示されています。福岡市環境教育・学習計画に基づく施策は、区におけるまちづくりの目標と環境関連の取組みとともに推進していきます。

■区のまちづくりの目標と環境に関連する取組みの方向性

（第9次福岡市基本計画より）

（1）東区

「歴史と自然の魅力にあふれ、人が活躍し、活力を創造するまち・東区」
～住みやすいあんしんなまちづくりをめざして～

- ・人と人をつなぐ自治協議会などの地域活動を支援するとともに、NPO・ボランティア、大学、企業、行政などさまざまな主体が、地域の課題を解決するために知恵を出し合い、地域が主体的に共働のまちづくりに取り組み、ひとが「つながり、さんかする」まちづくりを進めます。
- ・東区のシンボルとなる行事や歴史・文化的な資産の魅力を磨き、海・川・山の水辺や緑などの自然環境を守り、これらの地域の魅力、特色を生かしたまちづくりを進めます。



志賀島森林保全ボランティアによる潮見公園展望台ウォーキングルートの清掃。

（2）博多区

「お互いが支え合い、安心して人が暮らし、歴史と伝統が息づくまち・博多区」

- ・単身世帯のコミュニティ参加を促進するとともに地域住民、NPO、ボランティア、企業、学校、行政などが一体となり、お互いを思いやり、温かく支え合う活発なコミュニティづくりを進めます。
- ・市民、地域、企業が一体となって、緑豊かな環境や水辺環境を守るとともに、ごみの排出抑制やリサイクル活動の推進など、環境にやさしいまちづくりを進めます。
- ・歴史的景観を有する寺社などの資源を生かした道路整備などのまちづくりを地域と連携してさらに推進するとともに、地域・企業と一体となって、イベント開催やおもてなしの環境づくりを行い、歴史や伝統の魅力を広く発信し、集客力や回遊性を高めていきます。



地域住民との共働による、承天寺のボランティア清掃。

(3) 中央区

「人が集い、人が輝き、人がやさしいまち・中央区」

～にぎわい・元気・安心がつながるまちをめざして～

- ・福岡市の活力の源である都心部において、地域の住民や企業と共働して、若い女性が多いことなどを生かしながら、活気あふれるまちのにぎわいづくりや、景観・環境美化活動に取り組むとともに、博多駅地区との回遊性の向上など、都市の価値や魅力を高めるまちづくりを進めます。
- ・市民の憩いの場である舞鶴公園については、鴻臚館跡や福岡城跡の貴重な史跡をランドマークとした魅力づくりを進めるとともに、そのほかの歴史、文化、食など、地域の魅力ある資源を、観光資源として十分に活用するなど、人をひきつけるまちづくりを進めます。



小学生たちが校区のさまざまな場所で清掃活動に取り組む『春吉っ子きらきらキャラバン』。中央区では中央区エコロジー運動においてさまざまな環境活動を支援しています。

(4) 南区

「いきいき南区 暮らしのまち」

～身近な自然とふれあい みんながつながり支え合う～

- ・身近な地域コミュニティの人や組織が、日々の暮らしを支え、行政はそのネットワークづくりや公民館をはじめとする活動の場づくりを支援します。
- ・那珂川やため池などの水辺や、油山や鴻巣山、花畑園芸公園、もーもーらんど油山牧場などの緑がさらに身近に感じられ、心と身体の健康づくりにも役立つ取り組みを進めるとともに、地域での環境を守り育む活動や、自然とふれあう活動を支援します。また、将来の水辺や緑の望ましい姿や必要な整備・活用方法についても検討するなど、自然に親しむことのできる「うるおいとやすらぎ」のあるまちづくりを進めます。
- ・南区にある大学・短大のもつ情報や専門的知識を子育てや高齢者の健康など、住民の暮らしの課題解決に生かす取り組みを進めるとともに、学生が地域コミュニティと関わりをもち、まちづくりに携わることができるよう、学生と地域との交流を促進します。



南区の豊かな自然を身近に感じてもらうよう、油山市民の森の散策などを実施しています。

（５）城南区

「豊かな暮らしがあるまち・城南区」

～大学・自然と共生し、地域で支え合う安全で安心なまちづくり～

- ・福祉や健康、子育て、環境、まちづくり活動など、さまざまな分野での地域課題解決に向けて住民が主体的に取り組むコミュニティ活動を支援するとともに、それらの活動を支える人材の発掘・育成に取り組み、地域コミュニティの強化・活性化をめざします。
- ・多様な分野で学生の柔軟で新鮮な知恵や発想、若い活力を生かし、地域と学生が出会い、交流し、共にまちづくりに取り組む環境や仕組みを整え、創造的でいきいきとしたまちをめざします。また、大学の高い教育・研究機能や設備、専門的な人材などの多くの資源が地域社会に還元され、地域と大学、住民と学生の交流を通じて、地域課題の解決を図るとともに、魅力的なまちづくりを進め、地域固有の文化を醸成します。
- ・油山や樋井川などの豊かな自然を次世代に継承するため、その魅力を広く伝え自然環境保全意識の醸成を図るとともに、市民自らが自然環境を守り育てる活動などを支援し、環境にやさしいまちづくりを進めます。また、山や川辺など身近にある自然に親しみふれあう活動や、まちを美しく彩る花づくり活動などを通じて、生活の中に季節の変化を感じられる、花と緑豊かな潤いのあるまちを形成します。



花みずき通り商店会による
「花いっぱい運動」

（６）早良区

「ひと・みず・みどりが光り輝く「早良区」ふれあいと交流のあるまち」

- ・地域社会を担う人材を育成するとともに、地域コミュニティと行政が共働で、誰もが参画し、活躍できるまちづくりを進めます。
- ・さらなるごみ減量やリサイクル推進など、資源を大切にした環境に優しいまちづくりを進めます。
- ・郷土の歴史や伝統文化、脊振山系や室見川などの豊かな自然を保全し、郷土に誇りと愛着をもち、次世代へ継承していきます。
- ・山、川、海などの豊かな自然と地域の歴史や美しい街並みなど、四季折々の多様な魅力を観光資源として磨き、育てることで、多くの人が訪れ交流が生まれる魅力あるまちづくりを進めます。



きれいな川を次の世代へ
（室見川水系一斉清掃から）

(7) 西区

「自然と大学の知を生かし、安全で安心して、生き生きと暮らせるまち・西区」
～「自然・市民・大学」の3つの宝を磨きあげる～

- ・西区の宝（魅力）である山、川、海、干潟、島など、身近にある多様な「自然」を保全・活用し、水と緑の豊かな都市環境づくりを進めます。
- ・地域コミュニティで活躍する温もりのある「市民」が、自らの知恵と発想をもとに責任ある取組を行う、自立したコミュニティづくりを支援します。
- ・九州大学伊都キャンパスの知と人材を西区のまちづくりの宝と位置づけ、「大学」と地域の連携・交流事業を促進し、「大学」の知識と多彩な人材を地域の人材育成やまちづくりに生かします。



西区環境フェスタ（おもちゃのリユース交換会
「かえっこバザール」の様子）



「自然を楽しむウォーキング」の様子

「西区まると博物館推進会」の活動を通じ、西区内にある「自然の宝」の周知を図ることにより、それらを活用した地域振興と、市民の自然環境の保全意識の醸成に努めています。

3 福岡都市圏・福岡県・国における環境関連の取組み

福岡市環境教育・学習計画に基づく施策を実施するにあたっては、福岡都市圏の各市町や福岡県、国における取組みを把握し、適宜、活用・情報交換・連携などしながら、環境保全を推進していきます。

（１）福岡都市圏

福岡市は、一部のごみ焼却施設や最終処分場を市外に持ち、また、水道水に使用している水についてもその多くを筑後川流域から得ています。こういった状況から、福岡都市圏におけるエコスタイル(クールビズ)の共働実施、子ども達の交流事業、川をテーマとした自然観察会、里山の保全など、広域的な環境保全の取組みが、行政に限らず市民団体・事業者においても実践されています。



福岡都市圏の住民が参加した
「市民参加の森づくり大会」での植樹の様子。

（２）福岡県 （平成26年版福岡県環境白書より）

- 次世代を担う子どもたちに地球環境問題をはじめとする環境問題を紹介するとともに、これらの環境問題が私たちの日常生活と深く関わっていることを明らかにし、その解決のために自らできることを学んでもらうため、環境教育副読本「みんなの環境」を作成し、県内の小学校5年生の児童に配布しています。また、副読本を使用して環境教育を行う教員のため、副読本の内容を補完するデータや解説などを掲載した「環境教育副読本資料編」を作成しています。
- 各保健福祉環境事務所では、管内の市町村や地域の地球温暖化防止活動推進員、NPOなどと連携して、環境イベントへの参画や水辺教室、学校や公民館などでの地球温暖化対策の講演・講座、地域の特性に合わせた環境保全プロジェクトなどの事業を実施しています。
- 学校における環境教育の取組みを支援するため、県の各担当部局が保有する環境教育関連の事業、教材、人材などの情報を取りまとめ、「環境教育ガイド（データベース）」として県のホームページに掲載しています。
- 環境の総合的なホームページ「ふくおか環境ひろば」を開設し、県が保有している環境に関する情報、各主体の環境保全の取組みやイベント情報などを公開し、各主体の環境保全活動の促進を図っています。

○家庭や事業者から排出される二酸化炭素削減を目指して環境家計簿の作成・普及を図るなど、福岡県環境県民会議において県民・事業者・行政が一体となった取組みを進めています。

(3) 国 （平成27年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書より）

○環境省では、人と自然が織り成す風景地として、自然公園に含まれている里地里山における自然体験を推進しています。自然体験を通じて、自然保護の大切さや人や自然に対する思いやりの心を学ぶと同時に、豊かな人間性が育まれます。

○多様な主体と連携し、気候変動キャンペーン「Fun to Share」のより一層の展開を図ります。「クールアース・デー」、「クールビズ」、「ウォームビズ」などの様々な広報・イベント等により事業者や国民一人一人の低炭素社会づくりについての関心と理解を深め、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を訴えていきます。

○生物多様性に関する行動の呼び掛け、認知度向上のための働き掛けとして、国民一人一人が自分の生活の中で生物多様性との関わりを捉えることができる、5つのアクション「MY行動宣言」の呼び掛け、生物多様性アクション大賞への応募、「グリーンウェイブ2015」活動への参加の呼び掛け等を行います。

○「地球いきもの応援団」、「生物多様性リーダー」、「生物多様性キャラクター応援団」による広報を行うとともに、生物多様性マガジン「Iki・Tomo（イキトモ）」の発行、Facebook「Iki・Tomoパートナーズ」による情報発信など、様々な主体への働き掛けを行います。

○「国連生物多様性の10年」（平成23年～平成32年）における、平成32年の愛知目標の達成に向けて、国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）では、民間事業者が生物多様性に関する学習機会を提供するためのヒント集の活用促進を図るとともに、生物多様性の理解や環境学習に資する子供向け推薦図書（「生物多様性の本箱」～みんなが生きものをつながる100冊～）の全国の図書館等への普及を行います。

○「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月1日～10月31日）、平成28年から祝日となる「山の日」（8月11日）等を通じて、自然観察会等、自然とふれあうための各種活動を実施します。



- エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づき、エコツーリズムに取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施します。
- ECO学習ライブラリーによる幅広い情報提供や環境カウンセラー登録制度の活用により、事業者、市民、民間団体等による環境保全活動等を促進します。独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、引き続き、国内外の民間団体が国内及び開発途上地域で行う環境保全活動への助成やセミナーの開催などを通じて、民間団体による環境保全活動を促すための事業を行います。さらに、森林ボランティアをはじめ、企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業及び緑の募金を活用した活動を推進します。
- 環境教育等促進法に基づき、事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組の支援や交流の機会を提供するために、「地球環境パートナーシッププラザ」及び「地方環境パートナーシップオフィス」を拠点としてパートナーシップの促進を図ります。また、地域の多様な主体との協働の下、その資源や創意工夫を最大限活用し地域を活性化させ、持続可能な社会づくりに取り組む協働取組モデル事業を行います。
- 環境調査研修所では、各研修の内容を環境行政の新たな展開や地方公共団体等からの研修ニーズに対応させ、充実を図ります。特に、PM2.5等、新たな課題への対応を引き続き進めて参ります。
- 環境省ウェブサイトをはじめとして、アクセシビリティ等利便性を向上させるとともに、より一層の情報提供内容の充実を図ります。さらに、「環境情報戦略」に基づき、情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用及び利用者のニーズに応じた情報の提供を一層推進していきます。



第

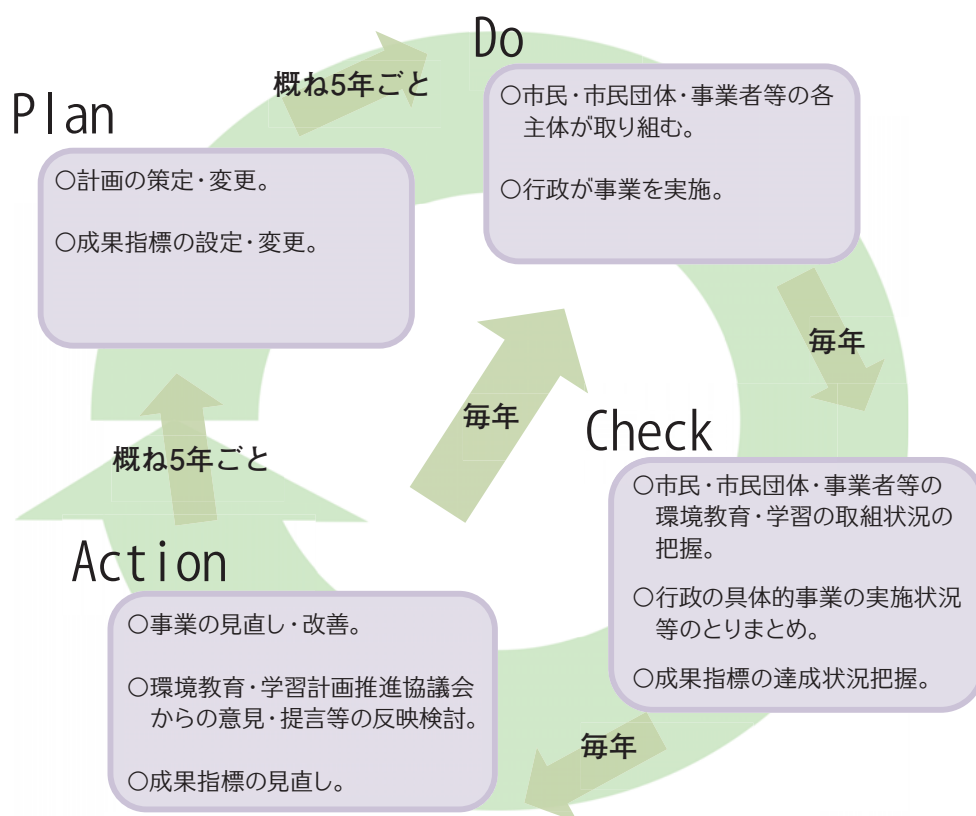
章

環境教育・学習の着実な歩みを進めるために

1 計画推進の流れ

- 計画【Plan】で定めた行政（福岡市）の施策の基本的方向に基づき、個別の具体的施策・事業を実施【Do】します。その際、市役所内部各局にて環境マインドを共有し、各行政分野との整合・調整を図りながら、有機的に施策を推進してきます。また、市民・市民団体・学校等・事業者・行政の各主体が知恵を出し合い、共働・連携して環境教育プログラムの作成などの具体的事業の内容検討などを行っていきます。
- アンケート調査の結果や行政（福岡市）の具体的施策の進捗状況、めざしていく10年後の姿の達成状況に対する福岡市環境教育・学習計画推進協議会の定性的な評価等から、福岡市全体の環境教育・学習の推進状況を毎年把握【Check】していきます。この結果や同協議会での意見交換、新たな方策の検討などを踏まえ、今後の取組みや目標について、適切な見直し・改善【Action】を行います。

以上のような「PDCAサイクル」を継続的に実施することで、計画を確実に推進するとともに、社会経済情勢の変化などを見ながら必要に応じて計画の見直しを進めていきます。



2 成果指標

本計画は、分野横断的な環境教育・学習の取組みにより、めざすまちの姿の実現を目指しており、その成果は、めざすまちの姿の実現に向けた着実な歩みを確認するものです。この成果を正確に測ることは困難ですが、福岡市環境基本計画（第三次）において、めざすまちの姿の実現のために示された4つの分野別のめざすまちの姿の達成に係る成果指標から、環境教育・学習の成果と関連付けることができる指標をあげ、今後の施策評価の参考としていきます。また、アンケートに基づく、市民の環境行動や環境活動への参加状況も参考にします。

◆福岡市環境基本計画（第三次）における環境教育・学習の成果に関連する成果指標 (福岡市環境基本計画（第三次）に掲載している成果指標から抜粋)

めざすまちの姿 (分野別)	成果指標		現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)
	快適で良好な生活環境のまちづくり	市民のマナーに対する満足度	31.5% (2012年度)	60% (2022年度)
	市民がふれあう自然共生のまちづくり	農林業ふれあい施設年間利用者数	872,920人 (2013年度)	898,000人 (2016年度※1)
		生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合	14.7% (2012年度)	35.0% (2024年度)
	資源を活かす循環のまちづくり	ごみ処理量	56.3万t (2012年度)	47万t (2024年度)
		ごみのリサイクル率	30.6% (2012年度)	37% (2024年度)
		市民1人あたり水使用量 (市民一人一日あたりの家事水使用料)	201リットル (2012年度)	現状維持 (2024年度)
	未来につなぐ低炭素のまちづくり	家庭部門における1世帯あたりのエネルギー消費量	30.1ギガジュール (2006～2010年度平均)※2	22.1ギガジュール (2024年度)
		業務部門における延べ床面積1㎡あたりのエネルギー消費量	1.08ギガジュール (2006～2010年度平均)	0.88ギガジュール (2024年度)

- ※1 関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標項目・目標値の再設定を検討する。
- ※2 ジュールは、1ワットの電力を1秒間流した時の電力量に相当するエネルギー量のこと。
 〈1ギガジュール (GJ) =1,000メガジュール (MJ) =100万キロジュール (kJ) =10億ジュール (J)〉
 例えば、1ギガジュールはガソリン約29リットルのエネルギー量に相当する。

◆市民アンケートに基づく成果指標

(市民アンケート調査の結果から設定)

	成果指標	現状値 ※ 1 (把握年度)	目標値 ※ 2 (目標年度)
環境保全行動 実施状況	屋上や壁面、ベランダの緑化	41.5% (2012 年度)	68.8% (2024 年度)
	環境に配慮した製品の購入	56.2% (2012 年度)	82.4% (2024 年度)
	古紙等のリサイクル	81.8% (2012 年度)	88.9% (2024 年度)
	近くでとれた農産品を購入	82.2% (2012 年度)	88.6% (2024 年度)
	買い物袋の持参率	82.2% (2012 年度)	88.5% (2024 年度)
	不要なアイドリングや空ふかし等をしない	71.2% (2012 年度)	77.5% (2024 年度)
	徒歩、自転車、公共交通機関の利用	79.1% (2012 年度)	85.2% (2024 年度)
	エアコンの設定温度を控えめにする	82.4% (2012 年度)	87.7% (2024 年度)
環境活動への 参加状況	自然保護活動	5.6% (2012 年度)	50.3% (2024 年度)
	再生可能エネルギー・省エネルギーの普及啓 発活動	6.8% (2012 年度)	50% (2024 年度)
	環境美化活動	34.8% (2012 年度)	65.4% (2024 年度)
	リサイクル活動	26.7% (2012 年度)	57.3% (2024 年度)

※1 『実行している』(「いつも実行している」「ときどき実行している」)、または『参加したことがある』と回答した人の割合。

※2 2012 年の調査で、『実行したい』(「実行したい」「どちらかといえば実行したい」)、または『参加したい』(「参加したい」「どちらかといえば参加したい」)と回答した人の割合



資料編

■ 用語集	86
■ 福岡市の環境教育に関する計画等の経緯	94
■ 福岡市環境基本計画（第三次）の概要	95
■ 福岡市環境教育・学習計画（第三次）策定までの流れ（会議開催等）...	97
■ 福岡市環境教育・学習計画推進協議会設置要綱	100
■ 福岡市環境教育・学習計画推進協議会委員名簿	102

■ 用語集 (50音順)

用 語	解 説	掲載ページ
アイドリング	自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること。不必要なアイドリングをやめれば、車の燃料が節約でき、その分排出ガスが少なくなるので、大気汚染や地球温暖化防止に役立つ。	19、20、84
異常気象	「月平均気温や月平均降水量が過去30年以上の期間に観測されなかったほど偏った天候」を世界気象機関（WMO）では異常気象としている。その原因については明らかではないが、オゾンホール破壊、二酸化炭素の増加による地球の温暖化など、様々な人間活動に伴う環境問題とも深く関わっているのではないかとされている。世界各地で頻発している干ばつ・寒波・洪水などの異常気象は、様々な経済・社会問題をも引き起こしている。	2
エコアクション21 (環境活動評価プログラム)	全ての事業者が、環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン。 エコアクション21ガイドラインに基づき、取組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度がエコアクション21認証・登録制度であり、一般財団法人 持続性推進機構 (IPSuS) が実施している。	35、62
エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組みによって、地域社会そのものが活性化されていくと考えられる。	79
エコビジネス	環境保全に役立つ商品やサービスの提供、社会経済システムを環境保全型に変えるために必要な技術の開発提供などを行うビジネス。 従来からの公害防止装置のメーカーのように環境負荷を低減する装置を作るビジネス、低公害車、エコロジーグッズなどの環境負荷の少ない製品を製造販売するビジネス、廃棄物処理業、環境調査・コンサルティングなど環境保全に資するサービスを提供するビジネスに加えて、砂漠緑化や下水道整備などの社会基盤を整備するビジネスがある。	34
越境大気汚染	大気汚染の原因物質が、数百、数千kmの遠く離れた発生源から気流に乗って運ばれてくることを長距離輸送といい、特に国境線を越えるものを越境大気汚染という。	2、55



用語	解説	掲載ページ
温室効果ガス	二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）、フロンなど温室効果をもたらす気体の総称。温室効果とは、地表面から放射され宇宙に逃げていく熱（赤外線）の一部を温室効果ガスが吸収し、再び地表面に放射することにより地表面を温室の中のように暖める効果をいう。	2、40
カーボン・オフセット	自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）の購入や、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクト・活動の実施等により、排出量の全部または一部を埋め合わせること。	41、64
環境影響評価	環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。	13
環境の保全及び創造 (環境保全・創造)	福岡市環境基本条例の目的に掲げられているように、先人から受け継いだ福岡の豊かな環境をより良くしていくとともに、次の世代に確実に引き継ぐため、公害の防止や快適環境の創造、自然環境の保全、循環型社会の構築、地球環境保全などに係る様々な施策を推進すること。	2、8、9、 10、37、56、 58、61、68、 71
環境負荷	人が環境に与える負担のことをいい、単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで環境に悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。	12、23、34、 38、55、70
環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成24年10月完全施行）に基づき、政府が定める環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針。また、地方公共団体が行動計画を作成する際等に、この基本方針を勘案することとされている。 なお、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定める法律である。	5
環境マネジメントシステム	事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組みのこと。	35、36、37、 62

用 語	解 説	掲載ページ
間伐	植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採のこと。 間伐を未実施のまま森林を放置すると、林内が暗く、下層植生が消失し、表土の流出が著しく、森林の水源かん養機能が低くなる。また、幹が細長い、いわゆる”もやし状”の森林となり、風雪に弱くなる。 間伐を適切に実施することで、林内に適度に光が射し込み、下草などの下層植生が繁茂しているため、水源かん養機能や土砂流出防止機能が高くなるとともに、生物多様性が維持される。また、幹が太く、生育が良くなり、風や雪にも折れにくい。	41
気候変動	気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。	2、78
希少種	一般には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種。	26、48
共生	「人間と自然との共生」といった環境保全上の文脈で使われるとき、自然と人間がともに調和的に共存、共栄して存続することを意味する。平成12年に策定された国の環境基本計画(第二次)では、自然の保護又は整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることと定義しており、平成24年に策定された環境基本計画(第四次)においても、長期的な目標として引き継がれている。	3、4、11、12、13、51、56、66、75、83
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。	23、40、64
グリーン購入ネットワーク	グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等の緩やかなネットワークと情報発信の組織として平成8年に設立。 商品の製造者に環境配慮型製品の開発・供給のインセンティブを与え、環境保全型商品の市場創出、ひいては持続可能な社会経済づくりに寄与するため、グリーン購入に必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発など、企業・行政機関・消費者の自主的なグリーン購入の取組みを支援するとともに、それを社会一般にアピールしている。	40
黄砂	東アジアの砂漠域や黄土地帯から強風により大気中に舞い上がった黄砂粒子が浮遊しつつ降下する現象。黄砂が輸送される過程で、大気汚染物質の発生が多い地域を通過する場合、これら大気汚染物質とともに飛来することもある。	2、70



用 語	解 説	掲載ページ
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。	2、27、38、40、41、43、44、46、48、55、64、70、84
里山（里地里山）	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。	24、26、30、37、77、78、
酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが、大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられる、pHの低い雨・霧・雪など（湿性沈着）及びガスやエアロゾルの形態で沈着するもの（乾性沈着）の総称。	4
（事業者の）社会的責任	事業者の活動に、社会的公正や倫理、環境への配慮を取り入れ、情報公開に努めるなど、ステークホルダー（消費者、従業員、地域社会など）に対し責任ある行動を取ること。	35、36
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なかった社会。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。 同法は、循環型社会を構築する方法として、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にもどうしても利用できないものは適正に処分することを徹底することを提示している。	12、27、28、78
省エネルギー（省エネ）	エネルギーの合理化、効率化を図ったり無駄を省いたりすることで節約し、エネルギーの消費を減らすこと、あるいはそうした運動をさす概念。限りある資源を大切に使うこととあわせて、近年は地球環境の悪化を防ぐための手段として普及啓発されている。特に、化石燃料の枯渇や使用に伴う気候変動への影響など、省・化石燃料を意味する概念として用いられる場合が多い。	23、27、29、30、35、37、38、43、44、45、46、48、55、62、64、65、69、70、84
省資源	資源を節約すること。製品の設計開発段階では、効率的な資源活用の工夫をしたり、原材料にリサイクル素材を使ったりすることが求められる。生産段階では、資源の投入量を減らしたり、生産工程から出る廃棄物を減らすことが必要となる。無駄なものを買わず、ものを長期間使うことが省資源につながる。	38、43、44、46、65、70

用 語	解 説	掲載ページ
小水力発電	厳密な定義はないが、出力10,000kW～30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。また、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」では出力1,000kW以下の水力発電を「新エネルギー利用等」の対象の1つに定めており、このような比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともある。	31、41、49
新エネルギー	自然エネルギー（太陽、風力、地熱、海洋など）や合成燃料（メタノール、石炭ガス化など）、水素エネルギーなどの総称。新エネルギーシステム（燃料電池、廃棄物発電など）を含む場合もあり、環境制約や環境への負荷が少なく、その導入促進が求められている。	62
スローフード	早さと画一性を売り物とするファーストフードに対し、「地産地消」による郷土料理や地域に根ざした質の高い食品や食文化を守ることを目指すもの。（→地産地消）	51
生態系	ある地域に生息する生物群集と、水や炭素、日光などの無機的な条件の両方と、それらの関係を含むシステムのこと、エコシステムともいう。生物や物質の存在だけでなく、食う・食われるの関係や日光をめぐっての競争などの生物どうしの関わりや、生物が気温や降水量に影響を与えるなどの生物と環境の関わりなどをあわせていう。	5
生物多様性	生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性の三つをあわせて生物多様性という。 生態系の多様性とは、様々なタイプの生態系が存在するということで、他の二つの多様性の基盤として、その重要性が指摘されている。 生物種の多様性とは、多くの種が存在するということで、環境の変動に対する安定性や、遺伝子資源としてその重要性が指摘されている。 遺伝子の多様性とは、同種の生物であっても、遺伝子レベルで様々な変異があることで、環境の変動に対する安定性や、薬品開発や作物の品種改良等に役立つ遺伝子資源としてその重要性が指摘されている。	2、44、46、71、72、78、83
大気汚染物質	地球を取り巻いている大気は窒素と酸素を主成分にしてこれに数多くのガス状、粒子状等の微量成分が含まれている。大気汚染物質とは、この微量成分の中で、人、動植物、生活環境にとって好ましくない影響を与えるものといえる。 具体的な大気汚染物質には、環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、トリクロロエチレン等がある。この他、大気汚染防止法（昭和43年制定）により固定発生源からの排出が規制されている硫酸化物、窒素酸化物、ばいじん、カドミウム、塩素、鉛、塩化水素、フッ化水素等の「ばい煙」、鉱物等の堆積場から飛散する「一般粉じん」、「特定粉じん」であるアスベスト、「特定物質」として定められているベンゼンなど、また、移動発生源からの排出が規制されている一酸化炭素、炭化水素、粒子状物質なども該当する。	2、69



用語	解説	掲載ページ
地域環境力	地域において地域資源の把握と主体間の連携を行うことにより、地域が一つの方向性（目標）を共有し、地域における各主体が、より良い環境、より良い地域をつくっていかうとする意識・能力が高まることによって得られる、地域全体としての取り組み意識や能力の高まりのこと。	10、13、42、54、
地域通貨	国が発行するマネー（国民通貨）に対して、地域住民自身が発行するのが地域通貨で、エコマネーともいわれる。 貨幣経済における通貨には交換性、市場性、貯蓄性が求められるが、地域通貨は、地域の助け合いを促すために、交換可能な限定された場所において使うことを目的とし、利息がつかず貯蓄性がないことが特徴的で、価値の交換から善意の交換手段で敬老の日に孫が贈る肩たたき券などが原型。	27
地球温暖化	温室効果ガスの濃度が増加して大気や地表にとどまる熱が増え、地球の気温が上昇していくこと。（→温室効果ガス）	2、3、4、24、28、39、55、63、77
地産地消	「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。	31、55
地熱発電	自然が有する地下の熱源（熱水、高温蒸気）を利用し、発電する方法。新エネ法による新エネルギーのひとつであり、再生可能エネルギーの一つ。	38、39
低公害車	既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。	40、62
電気自動車（EV）	電気エネルギーで走行する自動車。動力装置は、電気モーター、バッテリー、パワーコントロールユニット（動力制御装置）から構成される。走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ない。水力や風力による電源を組み合わせると地球温暖化対策にも効果的である。	55
燃料電池	天然ガスなどから取り出した水素と空気中の酸素を反応させることによって直接電気を発生させる装置で、発電過程で大気汚染物質である窒素酸化物等を排出しないクリーンなエネルギー。コージェネレーションシステム（熱電併給システム）を含む。家庭用燃料電池（エネファーム）や産業用・大型業務用燃料電池が市販化されている。	64

用 語	解 説	掲載ページ
燃料電池自動車 (FCV)	燃料電池を搭載し、燃料電池により発電した電力で走行する自動車。自動車用燃料電池では、燃料として水素が用いられ、水素と酸素を触媒により結合する過程で電気を発生させる。エネルギー利用効率が高く、排出ガスがクリーンであり、また、圧縮水素はエネルギー貯蔵効率が高いため、一回充填当たりの走行距離は化石燃料使用の従来車と同等である。	64
バイオマス (バイオマス発電)	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃焼化などのエネルギー利用などもある。	41
ヒートアイランド現象	都市活動におけるエネルギー消費の増大や人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、緑地の減少などにより都心部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象。等温線を描くと都心部が島のようになることから、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。	44、46
CO₂ (二酸化炭素)	常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。 赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、地球の平均気温を15℃前後に保つのに寄与してきた。しかし、大気中の濃度の増加が温室効果を促進するおそれがあるとして、石油などの消費に伴う発生量の抑制対策、森林による吸収源対策、固定化技術の開発などが進められている。	2、27、41、 62、78
ESD	Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくことを実現するために、私達一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界の人間や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育。	4、5、13
HEMS	Home Energy Management System（ホームエネルギーマネジメントシステム）。家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのことで、家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されている。 制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などによる自動制御がある。 表示機能は、機器ごとのエネルギー消費量などをパソコン、テレビ、携帯電話の画面などに表示するほか、使用状況に応じた省エネアドバイスをを行うなどの機能を併せ持つものもある。	70



用 語	解 説	掲載ページ
ISO14001	ISOは国際標準化機構（ISO:International Organization for Standardization）の略称で、昭和22年に設立された世界共通の規格、基準などの設定を行う民間組織であり、ISO14001シリーズはISOが定めた企業等の環境管理システムの規格。 ISO14001シリーズとしていくつかの規格があるが、ISO14001（環境マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっている。ISO14001の認証の取得は、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。	35
ISO50001	ISOは国際標準化機構（ISO:International Organization for Standardization）の略称で、昭和22年に設立された世界共通の規格、基準などの設定を行う民間組織であり、ISO50001は組織のエネルギーパフォーマンスを可視化し、その改善によるコスト削減を実現するための国際規格。	35
LED照明	発光ダイオード（LED）を使用した照明器具。青色発光ダイオードが開発されたことで、平成8年に一般照明用LEDが実用化された。 白熱灯や蛍光灯に較べて高価格ながら、長寿命で電力消費も低いため、省エネルギーを目的に導入促進がされ、自治体等による購入補助なども実施されている。また、事業者によって店舗や工場等の照明をLED照明に切り換えて消費電力の低減につなげる事例も多い。従来の照明具に較べて配光制御にすぐれ、光の利用効率が高められるのが特長。点滅や調光も容易で、LED照明の普及によって照明分野における省エネルギーは加速度的に進むことが期待されている。	38
NPO	政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。	9、10、11、 24、27、47、 49、51、58、 64、65、71、 73、77、79
PM2.5	大気中に浮遊する粒子状物質であって、主に粒径が$2.5\mu\text{m}$以下の粒子をいう。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器・循環器系への影響が心配されている。	2、70、79

※一部の用語を、平成26年度版環境白書(環境省)及びEICネット(一般財団法人 環境イノベーション情報機構)などから引用しています。

■ 福岡市の環境教育に関する計画等の経緯

環境教育に関する計画等	福岡市総合計画
	◆昭和62年10月 福岡市基本構想
◆平成4年6月 環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言 (ふくおか環境元年宣言)	
◆平成4年12月 環境にやさしい都市をめざす福岡市民の行動計画	
◆平成8年9月 福岡市環境基本条例	◆平成8年8月 第7次福岡市基本計画
◆平成9年3月 福岡市環境基本計画	◆平成9年4月 第7次福岡市基本計画の第1次実施計画
◆平成10年3月 福岡市環境教育・学習計画	
	◆平成13年3月 第7次福岡市基本計画の第2次実施計画
◆平成14年12月 新・環境にやさしい都市をめざす福岡市民の行動計画	
	◆平成15年3月 福岡市新・基本計画(第8次基本計画)ー全市編
	◆平成16年3月 福岡市新・基本計画(第8次基本計画)ー区基本計画
	◆平成16年6月 政策推進プラン (第8次福岡市基本計画の第1次実施計画)
◆平成18年7月 福岡市環境基本計画(第二次) 福岡市環境教育・学習計画(第二次)	
	◆平成20年6月 政策推進プラン (第8次福岡市基本計画の第2次実施計画)
	◆平成24年12月 福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画
◆平成25年3月 福岡市新世代環境都市ビジョン	◆平成25年6月 政策推進プラン (第9次福岡市基本計画の第1次実施計画)
◆平成26年9月 福岡市環境基本計画(第三次)	
◆平成27年9月 福岡市環境教育・学習計画(第三次)	

■ 福岡市環境基本計画（第三次）の概要

「福岡市環境基本条例（平成8年福岡市条例第41号）」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定める計画です。環境や社会経済状況等の変化に対応するため、平成26年9月に第三次計画を策定しました。

1 計画の枠組み

（1）位置づけ

「福岡市環境基本条例」第7条に基づく環境基本計画であると同時に、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等の上位計画として位置づけられるものです。

（2）計画の対象地域

福岡市全域を対象地域としますが、複雑・多様化し、地理的・空間的に広がりをもつ環境問題に適切に対応するため、福岡都市圏や九州・アジアなども視野に入れています。

（3）計画期間

21世紀全体を見据えたまちの姿を描きつつ、2024（平成36）年度までの取組みの方向性を定めています。

2 計画がめざすもの

（1）めざすまちの姿

福岡市は、北に博多湾や玄界灘、南に脊振・三郡山系など海と山に囲まれ、これらが多々良川や室見川など幾筋もの川がつなぐ、豊かな自然に恵まれたまちです。

この恵まれた自然の中で、アジアをはじめ世界中から様々な人や物が行き交う、賑わいと活気あふれる都市として栄え、文化を築き上げてきました。

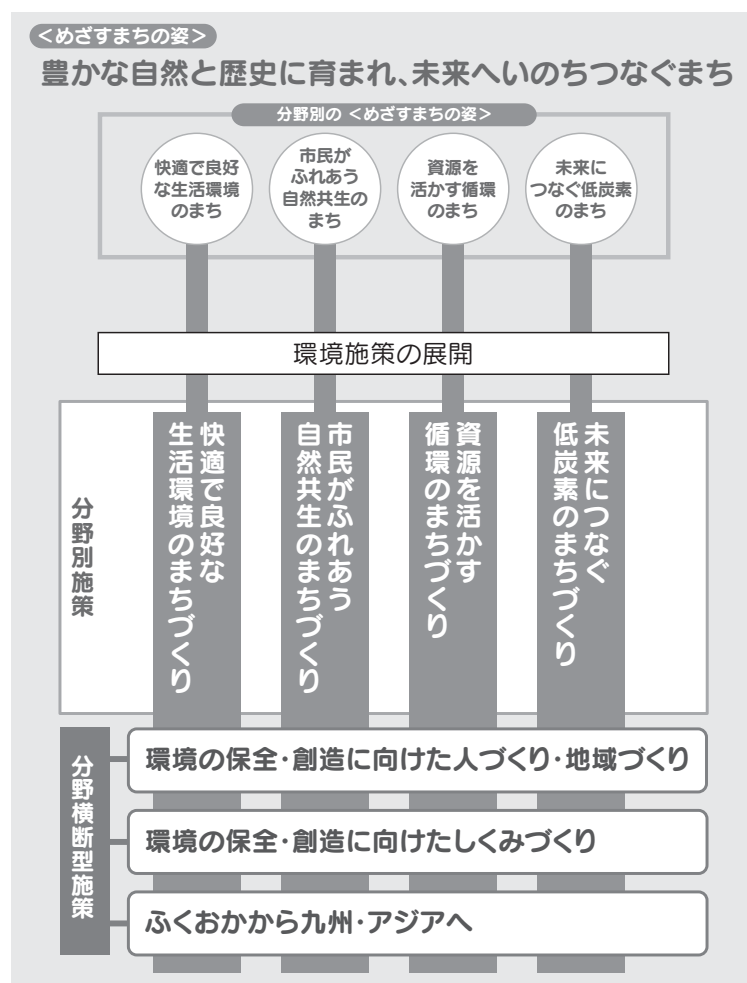
しかしながら、都市の発展とともに、利便性と物質的な豊かさを求めて資源やエネルギーを消費してきた結果、私たちの日常生活や事業活動は、地球温暖化や大気、水質等の汚染といった、環境への負荷をもたらしました。

私たちの健やかで快適な暮らしや文化は、先人から受け継いだ豊かな環境がもたらす恵みのもとに成り立っており、私たちは、この豊かな環境を大切に守り育て、将来の世代へ引き継いでいく責務があります。

この責務を果たすため、市民・事業者・行政などあらゆる主体が、地域や学校、職場などあらゆる場面において協力・連携し、環境への負荷の低減に努めなければなりません。

これらを踏まえ、私たちは、豊かな自然と人びとが調和し、持続的な発展が可能なまちの実現に向け、めざすまちの姿として「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」を掲げ、取組みを進めていきます。

(2) 環境施策の分野別のまちの姿



計画の構成

計画策定の趣旨

計画の枠組み

第1部 環境基本計画がめざすもの

第1節 めざすまちの姿

第2節 環境施策の分野別のまちの姿

第2部 環境施策の展開

第1章 分野別施策の展開

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

第3節 資源を活かす循環のまちづくり

第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第2章 分野横断型施策の展開

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第3節 ふくおかから九州・アジアへ

第3部 計画の推進

第1節 推進体制

第2節 指標による進行管理

資料編

■ 福岡市環境教育・学習計画（第三次）策定までの流れ（会議開催等）

1 本計画策定に関する審議経過

年 月 日	協議会等	内 容
平成25年2月10日	福岡市環境教育・学習計画推進協議会	計画策定について（進め方）
平成26年9月29日		第二次計画の検証について
平成26年12月1日		計画骨子の検討について
平成27年3月23日		計画の素案について
平成27年5月21日		
平成27年7月8日 ～8月7日	原案の公表（パブリック・コメント手続き）	原案に対する市民意見募集
平成27年7月23日	福岡市環境審議会	計画の素案について
平成27年8月24日	福岡市環境教育・学習計画推進協議会	計画の最終案とりまとめについて

2 第二次計画の検証結果

第二次計画の検証及びそれに伴う福岡市環境教育・学習計画推進協議会委員の意見をもとに課題等を整理した。

第三次計画の位置づけに関して

- 関連計画等（国の「環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律」及び福岡市の「第三次福岡市環境基本計画」）との整合性を図ることが必要。
- ESD（持続可能な開発のための教育）の視点が必要。
- 福岡市の特性（年齢構成的変化、転入者が多い等）を捉えた施策が必要。

計画内容に関して

■ 現行計画における施策の基本的方向に関して

課題については一つの基本的方向に収まるものではなく、複数の基本的方向に重複して関係するものであるが、ここでは、主に関連する基本的方向に沿って整理している。

基本的方向1 【環境保全活動への参加促進】

- 環境に対する意識は以前と比べて高まっているが、行動する人とならない人で二極化している。
- 環境問題を身近なものとして捉えられていないため、日々の暮らしと環境問題の関わりへの気づきにつなげる工夫が必要。

基本的方向2 【人材育成】

- 公民館・事業者等が活用できるコーディネーターやNPOの専門家の育成、学校の教員が環境を学ぶ場の提供など、あらゆる主体において人材を育成していくことが重要。
- 環境教育ができる人材のリストを作るだけでなく、活用される工夫が必要。

基本的方向3 【環境教育プログラムの充実】

- 小・中学校での環境教育を超えて、高校生・大学生・社会人に対応したプログラムの充実が必要。
- 感性に訴えるプログラムの充実は引き続き重要。

基本的方向4 【情報提供】

- 情報が溢れ過ぎて、反って環境に関する情報に触れる機会が少なくなっている。
- 総合相談窓口設置の必要性の検討。複数のニーズを満たすことができれば「総合窓口」でなくてもよいので、NPOや学校等が連絡を取り合える場の検討が必要。

基本的方向5 【施設連携】

- 環境教育・学習の施設として活用が促進されるよう、学校や事業者等との連携などきっかけ作りが必要。

基本的方向6 【市民団体の活動支援】

- 情報発信が不十分なため、人材の不足や活動に対する認知の低さの要因となっている。
- 環境活動を広げる機会や会議・研修等の場が十分でない。

基本的方向7 【事業者の活動支援】

- 他の主体との連携を推進する取組みが必要。
- 環境活動や環境教育を行う人材が不足している。

基本的方向8 【市民団体・事業者等との共働】

- NPOや事業者等のノウハウを活用するとともに、引き続き多様な主体が参加し環境教育・学習を推進していくための意見交換の場が必要。

基本的方向9 【学校における環境教育・学習の推進】

- 全ての子どもに対し、自分が暮らしている環境に目を向けさせる学校教育の推進。
- NPOや事業者等が有するプログラムの提供をはじめ、小学校等の教員が環境について体系的に学ぶことができる場を作るための施策の検討が必要。
- 環境教育を行うにあたり、教員が相談できる場所がない。
- 環境教育・学習を通して、社会性を身につけ、人として成長していくという視点が必要。

基本的方向10 【各主体の共働・連携】

- 市民団体、事業者、学校、行政等各主体の共働・連携が十分でないため、更なる共働・連携の推進が必要。
- 環境への取組みを「点」で行っており、その点が結ばれて「線」になっていないため、全体として環境に対する想いや実践力が上がっていない。

■成果指標に関して

- 指標の定量化は困難。環境教育の施策による効果とその他の効果の区別ができない。
- 環境教育・学習の成果は、数値で表そうとすると講座等の参加人数や開催回数等になってしまうが、数値だけでは表せない部分をどう捉えるかが課題。

第二次計画の検証結果＜総括＞

- 環境に関する市民の意識は高まっており、市民団体や学校、事業者等各主体における環境保全活動も継続して行われているが、各主体の取組みが「点」にとどまっている。
- 各主体の取組みを結び付け、総体的に環境に対する意識や実践力を高めることが必要。
- また、そのために、幅広く環境行動の担い手である人材を育成し、さらに、リーダーやコーディネーターとなる人材の育成と活用が必要である。
- 今後も引き続き第二次計画の視点に基づく取組みを進めるとともに、共働・連携や人材育成への取組みの強化が求められる。



3 パブリック・コメント手続きの概要

○意見募集期間：平成27年7月8日（水）～平成27年8月7日（金）

○閲覧・配布場所：環境局環境政策課、情報公開室、情報プラザ、各区役所情報コーナー・出張所、まもる一む福岡（福岡市保健環境学習室）

○意見提出方法：窓口提出、郵送、ファックス、電子メール

○周知方法：市政だより、福岡市ホームページ、概要版の送付、イベント等での周知

○意見の提出状況：

意見提出数 23通 意見の件数 117件

<内訳>

① 計画全体に関する意見	13件
② 「第1章 計画の策定にあたって」に関する意見	8件
③ 「第2章 環境教育・学習の取組みの視点」に関する意見	18件
④ 「第3章 各主体の関係と現状・課題、そして10年後の姿」に関する意見	37件
⑤ 「第4章 福岡市（行政）の施策の展開」に関する意見	27件
⑥ 「第5章 環境教育・学習の着実な歩みを進めるために」に関する意見	14件

○意見への対応：

意見を踏まえ修正 16件 原案どおり 101件

※「原案どおり」のうち、

・同様の趣旨について記載済みのもの	14件
・個別の施策の中で検討するもの	56件

■ 福岡市環境教育・学習計画推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 福岡市環境教育・学習計画を市民、事業者及び市が連携して推進するため、福岡市環境教育・学習計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（職務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 福岡市環境教育・学習計画の推進に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、環境教育・学習に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者、民間団体の代表者、事業者及び市民のうちから市長が委嘱する者
- (2) 市の職員のうち別表1に掲げる者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は原則として公開とする。
- 3 会議の傍聴にかかる手続その他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（部会）

第7条 協議会は、環境教育・学習に関する個別の事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が協議会委員のうちから指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の検討結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

（事務局）

第8条 協議会の事務を処理するため、別表2に掲げる者で事務局を構成する。

- 2 事務局の庶務は、環境局環境政策部環境政策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。



附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年8月28日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この要綱の施行の日から平成12年8月31日までに委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成12年8月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成11年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

職 名
環境局環境政策部長
市民局コミュニティ推進部公民館調整課長
教育委員会指導部学校指導課長
教育委員会教育支援部生涯学習課長

別表2

事 務 局
環境局環境政策部環境政策課長
環境局環境政策部温暖化対策課長
環境局環境政策部エネルギー政策課長
環境局環境監理部環境調整課長
環境局保健環境研究所保健環境管理課長
環境局循環型社会推進部資源循環推進課長

■ 福岡市環境教育・学習計画推進協議会委員名簿

分 野		氏 名	所 属
学識経験者		◎ 浅 野 直 人	福岡大学 名誉教授
		阿 部 晶	福岡工業大学社会環境学部 教授
民間団体	環境美化	岩 永 真 一	特定非営利活動法人 greenbird 福岡チーム 事務局長
	ごみ減量 環境教育	平 由以子	特定非営利活動法人 循環生活研究所 理事長
	自然保護 環境教育	小 野 仁	日本野鳥の会福岡 代表
市 民		藤 野 二 朗	福岡市PTA協議会 副会長
事 業 者		伊 藤 優 子	イオン九州株式会社 人事総務本部総務部 環境社会貢献グループ マネージャー
		榊 原 紀 孝	九州電力株式会社 地域共生本部 環境管理グループ長
学 校		○ 荒 瀬 尚 三	元市立小学校校長 ※福岡市立飯原小学校 校長（～平成27年3月）
福 岡 市		池 田 篤 美	環境局環境政策部長
		久保田 和 広	市民局コミュニティ推進部公民館調整課長
		吉 田 正 樹	教育委員会指導部学校指導課長（教育課程等、初等教育担当）
		西 園 佳 澄	教育委員会教育支援部生涯学習課長

（ ◎：会長 ○：副会長，平成27年8月末現在 ）

（前委員）

小 林 保 彦	市民局コミュニティ推進部公民館調整課長
中 村 浩 三	教育委員会指導部学校指導課長（教育課程等、初等教育担当）
馬 場 伸 一	教育委員会教育支援部生涯学習課長

福岡市環境教育・学習計画(第三次)

平成27年9月 策定

福岡市環境局環境政策部

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL 092-733-5381 FAX 092-733-5592

環境局HP <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/>

※データ版を上記の環境局HPに掲載しており、必要に応じて随時更新していきます。



福岡市環境シンボルキャラクター「エコッパ」

福岡市の環境シンボルキャラクターのエコッパです。
環境を守ろうと葉っぱのエコッパが地球を見渡しています。
手は福岡市の「F」の形をしています。